

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料  
令和8年5月17日  
磯子警察署 生活安全課

令和8年4月末現在

暫定値		令和8年4月末現在																		
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺		窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	ロマンス詐欺	その他	その他
						オレオレ	キャッシュカード詐欺													
区内全域	令和8年	244	2	26	10	10		161	5		7	53	4	9	39	44	22	12	10	23
	令和7年	209	3	15	19	16	3	135	5		10	43	2	10	24	41	12	1	11	25
	増減	35	-1	11	-9	-6	-3	26			-3	10	2	-1	15	3	10	11	-1	-2
磯子	令和8年	32		4				19				6		3	6	4	6	4	2	3
	令和7年	29	2		2	2		17				6		3	4	4	3		3	5
	増減	3		4	-2	-2		2							2		3	4	-1	-2
磯子台	令和8年	1																		1
	令和7年	0																		
	増減	1																		1
鳳町	令和8年	0																		
	令和7年	0																		
	増減	0																		
岡村	令和8年	25		1	2	2		20			1	4	1	3	3	8	2	2		
	令和7年	17		2	4	4		11				3	1	1	2	4				
	増減	8		-1	-2	-2		9			1	1		2	1	4	2	2		
上町	令和8年	1		1																
	令和7年	0																		
	増減	1		1																
上中里町	令和8年	3						1								1	1	1		1
	令和7年	8						5			2	3								3
	増減	-5						-4			-2	-3				1	1	1		-2
栗木	令和8年	4		1				2								2				1
	令和7年	2			2	1	1													
	増減	2		1	-2	-1	-1	2								2				1
坂下町	令和8年	1						1				1								
	令和7年	1			1	1														
	増減	0			-1	-1		1				1								
汐見台	令和8年	4						2				1				1	1		1	1
	令和7年	4			1	1		3						1		2				
	増減	0			-1	-1		-1				1		-1		-1	1		1	1
下町	令和8年	0																		
	令和7年	1						1				1								
	増減	-1						-1				-1								
新磯子町	令和8年	3		2				1								1				
	令和7年	1						1								1				
	増減	2		2																
新杉田町	令和8年	8		1				5				3				2				2
	令和7年	8		1				6				4		1		1				1
	増減	0						-1				-1		-1		1				1
新中原町	令和8年	0																		
	令和7年	1															1		1	
	増減	-1															-1		-1	
新森町	令和8年	0																		
	令和7年	1																		1
	増減	-1																		-1
杉田	令和8年	35	1	5	1	1		26			1	9	1	1	7	7				2
	令和7年	30		4	1	1		22	1		1	6			9	5	1		1	2
	増減	5	1	1				4	-1			3	1	1	-2	2	-1		-1	

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

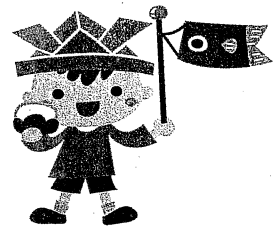
令和8年4月末現在

暫定値		令和8年4月末現在																			
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	キャッシュカード詐欺	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	ロマンス詐欺	その他	その他	
																					令和8年
杉田坪呑	令和8年	4						3				1		1		1					1
	令和7年	3						3				1				2					
	増減	1												1		-1					1
滝頭	令和8年	10			1	1		9	2			5	1			1					
	令和7年	9						7			1	1	1	1		3	1		1	1	1
	増減	1			1	1		2	2		-1	4		-1		-2	-1		-1	-1	-1
田中	令和8年	0																			
	令和7年	0																			
	増減	0																			
中浜町	令和8年	0																			
	令和7年	3						3	2			1									
	増減	-3						-3	-2			-1									
中原	令和8年	9		1				7	1			1		1	2	2					1
	令和7年	8		2				4				2			2	2	1		1	1	1
	増減	1		-1				3	1			-1		1	2		-1		-1	-1	
西町	令和8年	4						2				2									
	令和7年	4						4				3									
	増減	0						-2				-1									
原町	令和8年	2						1				1									1
	令和7年	3			1	1		1			1										1
	増減	-1			-1	-1					-1	1									
馬場町	令和8年	1						1								1					
	令和7年	1		1																	
	増減	0		-1				1													
東町	令和8年	7		1				5				5					1		1	1	
	令和7年	13		1				9				5		1	2	1	2		2	2	1
	増減	-6						-4						-1	-2	-1	-1		-1	-1	-1
久木町	令和8年	2						2				2									1
	令和7年	3						2				1				1					1
	増減	-1										1				-1					-1
氷取沢町	令和8年	5		1	1	1															3
	令和7年	4						4			2	1				1					
	増減	1		1	1	1		-4			-2	-1				-1					3
広地町	令和8年	3						3				1			2						
	令和7年	1						1								1					
	増減	2						2				1			2	-1					
丸山	令和8年	9		1				7				2	1		3	1					1
	令和7年	7	1	1	1	1		3				2		1							1
	増減	2	-1		-1	-1		4					1	-1	3	1					
峰町	令和8年	3						2								2					1
	令和7年	1						1								1					1
	増減	2						1								1					
森	令和8年	30	1	4	1	1		19	1		1	6			4	7	3	2	1	2	2
	令和7年	18		2	2	2		8			1	2			2	3	3	1	2	3	3
	増減	12	1	2	-1	-1		11	1			4			2	4		1	-1	-1	-1
森が丘	令和8年	3			1	1		2				1				1					
	令和7年	2						2								1					
	増減	1			1	1															
洋光台	令和8年	35		3	3	3		21	1		3	3			12	2	6	3	3	2	2
	令和7年	26		1	4	2	2	17	1		2	1		1	5	7	6			4	4
	増減	9		2	-1	1	-2	4			1	2		-1	7	-5	6	3	3	-2	-2

# 磯子警察署管内の人身交通事故発生状況



## 令和8年5月号



### 1 発生件数

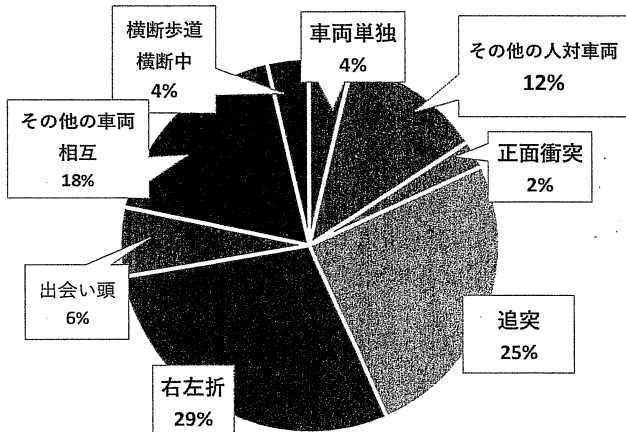
	発生件数	死者数	負傷者
本年累計	83	0	93
前年累計	83	3	91
前年比	±0	-3	+2

\*令和8年4月末現在

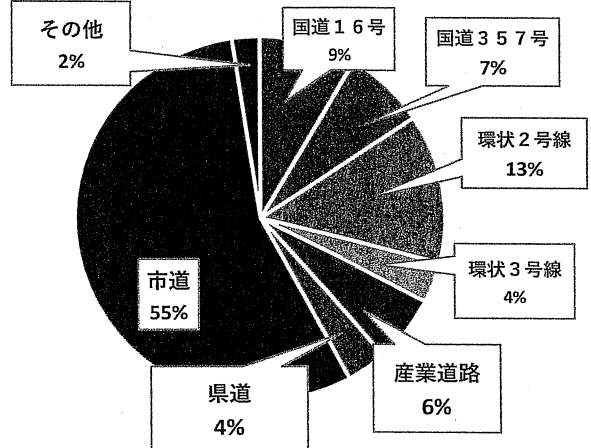


磯子区管内の4月中の人身交通事故の発生は、前年比と比べて変わらないですが、引き続き交通ルールの遵守をよろしくお願いします。一方、神奈川県内では交通死亡事故件数が全国ワースト第1位となっていてます。自動車や二輪車だけでなく、みんなで交通ルールを守っていきましょう。

### 2 類型別発生件数



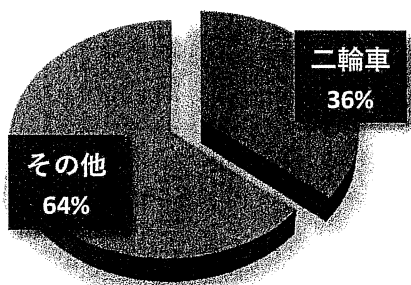
### 3 路線別発生件数



車間距離を保って走行し、自転車や人との事故に注意しましょう。

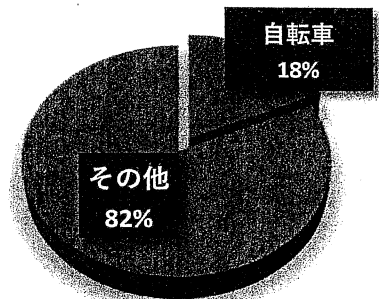
幹線道路では、速度の出しすぎに注意してください。

### 4 二輪車の事故



※全事故のうち二輪車が含まれる割合

### 5 自転車の事故



※全事故のうち自転車が含まれる割合

交通安全

\*バイクは正面からだとも速度や距離感が分かりづらいので注意して走行しましょう。  
\*自転車に乗る際は、大人も子供もヘルメットの着用をお願いします。

気温の変化や環境の変化で集中力が低下しがちですが、運転中は気を緩めず、安全運転をよろしくお願いします。自転車や歩行者も交通ルールも守りましょう。



安全は心と時間のゆとりから

特殊詐欺にも注意しましょう!

# 磯子区のみなさんへ

令和8年4月1日

改正道路交通法施行

## 16歳以上の自転車交通違反に

### 交通反則通告制度

# 青切符適用!

遮断踏切  
立ち入り

7,000円

信号無視  
右側通行

6,000円

イヤホン使用  
一時不停止

5,000円

悪質・危険な違反が反則金の対象に!



携帯電話使用等  
(保持)

12,000円

## 何が変わる?

手続きが  
変わる!

今までは全ての違反が

改正後は悪質な違反が

赤切符<sup>※2</sup>

青切符<sup>※3</sup>

- ☑ 手続上の負担の軽減…取調べや裁判のための出頭がなくなる
- ☑ 前料がつかなくなる…罰金(刑事罰)でなく行政制裁金となる
- ☑ 実効性ある責任追及…違反現場で反則金の納付書が渡される

※1…①違反自体が悪質・危険な場合、②違反により交通の危険が生じた場合、③指導警備を無視して行った場合等  
 ※2…飲酒運転、踏切無断進入、防犯運転等、重大な交通違反を刑事事件(罰金以上の前科がつく可能性あり)として迅速に処理するための書類  
 ※3…※2が適用される違反を除く比較的軽微な交通違反(裏面記載の反則行為)を迅速に処理するための書類

## 神奈川県警察



磯子警察署マスコットキャラクター



いそにゃん



いそっく



インゴリくん



神奈川県警察 交通総務

公式X



## 令和8年中の火災・救急状況

<令和8年1月1日から令和8年4月30日まで>

※数値は速報値であり、確定値ではありません。

### ■ 区内の火災発生状況（4月）

・ 4月26日（日）磯子区 洋光台三丁目 建物火災

### ■ 区内の火災件数等

		令和7年	令和8年	増減
火災件数		17件	10件	-7件
種別	建物	8件	7件	-1件
	車両	0件	0件	0件
	その他	9件	3件	-6件
焼損床面積		37㎡	78㎡	41㎡
死者数		0人	0人	0人
負傷者数		0人	4人	4人

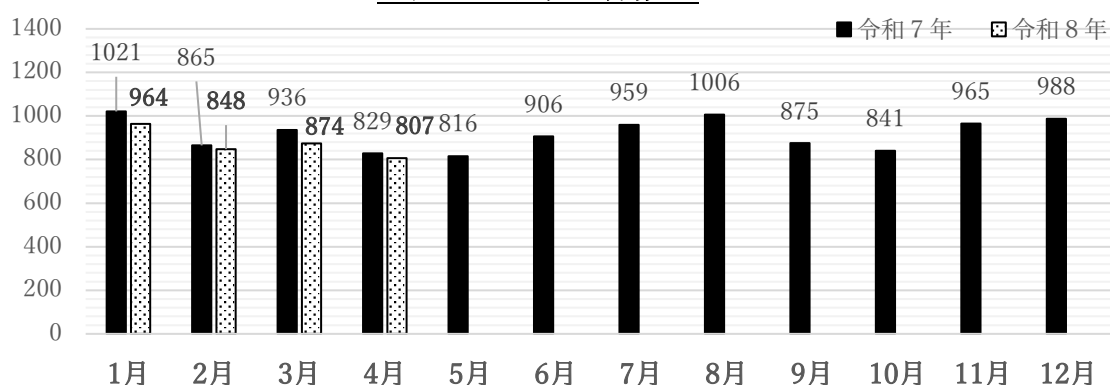
### ■ 市内の火災件数等

		令和7年	令和8年	増減
火災件数		302件	254件	-48件
種別	建物	190件	160件	-30件
	車両	18件	17件	-1件
	その他	94件	77件	-17件
焼損床面積		2,203㎡	2,636㎡	433㎡
死者数		12人	11人	-1人
負傷者数		45人	35人	-10人

## 区内・市内の救急件数

・区内 3,493 件（昨年比 158 件減）・市内 77,920 件（昨年比 4,156 件減）

～区内月別救急件数～



## 夏に向けた熱中症予防のお願い



夏は気温と湿度が高くなり、熱中症の危険性が高まります。熱中症は屋外だけでなく室内でも発生し、重症化すると命に関わることがあります。

### 【熱中症予防のポイント】

● のどの渇きを感じる前に、こまめに水分補給をしましょう。

汗を多くかいたときは、塩分の補給も行いましょう。

🔧 室温や湿度を確認し、我慢せずに冷房を使用しましょう。

🛌 就寝中の熱中症にも注意が必要です。

☂️ 外出時は帽子や日傘を活用し、無理をせずこまめに休憩をとりましょう。

### 【磯子区ならではの注意点】

磯子区は坂道の多い住宅地が広がり、高齢者世帯も多い地域です。ご家族やご近所同士で声を掛け合い、日頃から体調の変化に気を配りましょう。暑くなりすぎないこの時期に少しずつ暑さに慣れていくことも大切です。

📞 めまい、頭痛、吐き気などの症状が見られた場合は、涼しい場所で水分補給を行い、改善しないときはためらわず **119 番通報** をしてください。

熱中症は、日頃の心がけで防ぐことができます。



## YOKOHAMA イベントごみ資源化チャレンジ広報チラシの配布について

### 1 事業の趣旨

日頃からごみの減量化・資源化にご協力をいただき、ありがとうございます。横浜市では、「ヨコハマ プラ 5.3 (ごみ) 計画」を策定し、プラスチックごみの削減を重点的に進めております。

昨年度様々なイベントの分別状況を調査した結果、イベントでは燃やすごみの中に多くのリサイクル可能な資源（プラスチック製のコップやトレイ等）が混入していることが分かりました。

そこで、自治会・町内会が主催するイベントについても、ごみの削減と資源化をより一層推進するため「イベントごみ資源化チャレンジ」のチラシを作成しましたので、周知をお願いします。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会で周知をお願いします。

【単位会長】単会長あて資料を送付します。

### 3 広報について

- (1) 各自治会・町内会にチラシ配布
- (2) 局ホームページへの掲載
- (3) 区役所、収集事務所でチラシを常備

### 4 資料（別紙）

YOKOHAMA イベント・ごみ資源化チャレンジ

事業系廃棄物対策課  
担 当 寺 谷 ・ 坂 本  
電 話 : 671-3818 FAX : 663-0125  
Mail : sj-jigyokei@city.yokohama.lg.jp

横浜市内で開催する  
自治会・町内会  
イベント主催者  
の皆様へ

イベント  
ごみ資源化  
チャレンジ  
事例

大規模イベント後の  
再分別



横浜スタジアムでは、「地球にやさしいハマスタ」を目指し、大量に発生するごみをできる限り資源として循環させるため、徹底した分別回収に取り組んでいます。さらに、観客が参加できる「エコステーション」を設置し、ごみの分別回収を一緒に進めています。

ステーションでの  
ボランティアサポート



環境事業推進委員やボランティアの方たちは、来場者に対するごみの分別案内や、ステーション周辺を整えることで、環境にやさしいイベント運営をサポートし、リサイクル推進ときれいな会場づくりに貢献していただいております。

ぜひ取り入れたい  
こんな取組や  
あんな工夫！

飲食イベントでの  
リユース食器の活用



認定NPO法人森ノオトは、「エコ&サステナブル」をテーマとした地産地消マルシェ「あおばを食べる収穫祭」を企画・運営。例年3000名超の来場者で賑わいますが、リユース食器を用いることで、45Lごみ袋1枚におさまる量のごみしか出さないサステナブルな祭りを実現しています。

品目に特化した  
個別回収



赤レンガ倉庫で開催されたイベントでは、環境にやさしい運営を目指し、会場にプラカップ洗浄機を設置しました。来場者が自ら使用後のプラカップを洗浄し、洗浄されたカップは再生原料として循環させて、廃棄物削減と資源の有効活用を実現しました。

YOKOHAMA  
イベント  
ごみ資源化  
チャレンジ

効果的なアクションプランが丸わかり！

イベントの開催は、まちの活性化につながっています。一方で、分別されないごみが大量に発生するなど、リサイクルの妨げになっています。中面のステップにしたがって、**エコなイベント**を目指しましょう！

イベントのイメージアップ！  
社会的信用の向上！

ごみの減量化・資源化は、環境意識の高い、エコでクリーンなイベントであることのアピールにつながり、参加者や地域社会からの**評価・信頼が向上**します！

イベント後のごみ処理の効率化とコスト削減！

適切な事前準備と分かりやすい資源化ステーションの設置により、イベントで発生するごみの分別が徹底され、「燃やすごみ」の中にリサイクル可能な資源（プラスチック製のコップやトレイ、紙類など）の混入を大幅に減らせます。これにより、イベント後のごみの処理にかかる**手間や時間、コスト削減**につながる可能性があります！

外出先でも  
プラ分別！



GREEN×EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN  
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月横浜・上瀬谷

処理業者をさがしたいときは

横浜市  
一般廃棄物  
処理業者

横浜市  
産業廃棄物  
処理業者

神奈川県  
産業廃棄物  
処理業者

お問い合わせ先

各区の  
資源循環局事務所

横浜市資源循環局  
事業系廃棄物対策課  
TEL 045-671-3818  
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

2026年3月発行



下記の準備手順や資源化ステーション設置のポイントに従って、イベントを運営することで、効率的・効果的に、イベントごみ資源化の取り組みを導入できます！

事業系ごみの種類についての詳細はこちら

横浜市  
事業系のごみと  
資源物の分け方



## step 01 - イベント前 - 関係者との意識の共有をする

- 発生すると想定されるごみの種類を事前に把握する  
プラスチック容器、ペットボトル、紙、食べ残しなど
- スタッフや出店者に、ごみの減量・分別に関する取り組みや内容を説明し、協力を依頼する  
簡易包装をする、小盛りメニューなどの食べ残し対策、リサイクルしやすい食器の使用など
- 参加者に、エコなイベントを目指していることを事前に周知する  
チラシやWEB、SNSで、マイバッグ持参やごみの持ち帰りや分別等への協力について呼びかける
- 業者が出店し、ごみを排出する場合は、「事業系ごみ」として処理してください  
産業廃棄物は、適正な処理業者を通じてリサイクルしましょう [▶詳しくは裏面へ](#)
- 自治会・町内会が主催するイベントごみの回収については、各区の収集事務所にお問い合わせください  
イベント開催直前ではなく、余裕をもって各区の収集事務所にご連絡ください [▶詳しくは裏面へ](#)



## step 02 - イベント前 - 資源化ステーションの準備をする

- ステーションにスタッフを常駐させる  
来場者に分別の案内をするため、資源化ステーションの常駐スタッフを、最低1名以上を配置する計画を立てる
- ステーションを分かりやすい場所に配置する  
来場者の動線を考え、目立つ場所や飲食する場所の近くに設置計画を立てる  
ステーションが目立ちにくい場合などは、出店店舗の他、場内の各所にステーションの場所や分別方法を案内する
- ごみ・資源の品目表示の工夫をする  
色: 燃やすごみ(赤), プラスチック(青), ペットボトル(緑), 缶(紫), びん(茶), 紙(オレンジ)  
文字・絵: 文字や絵を大きく表示する  
高さ: 品目表示位置は、来場者の“目線”の高さを意識する  
来場者が多く混雑が想定される場合、“目線よりも上”にも表示があると良い

### 最大のポイント

人の配置有り・無しが大きな差に!!



有人

分別率  
ほぼ100%

無人

分別率  
66.7%

無人の場合、燃やすごみの中に本来リサイクルできるプラスチック資源や紙資源がなんと約4割も混入!!

横浜市調べ

## step 03 - イベント当日 - 積極的にごみの分別を呼びかける

- スタッフは、来場者へ随時、ごみの分別について案内し、分別に協力してもらう
- 出店者・来場者へごみの分別に協力してもらえるよう、全体に繰り返しアナウンスする
- 出店者に、イベント前、イベント中にも、繰り返し分別を促す

## step 04 - イベント終了後 - 再分別・会場美化をする

- 再分別を徹底する(イベント中に分別が出来ていない場合は、終了後に再分別する)
- 会場清掃と後片付けをして、元の状態に戻す
- 次のイベントに向け、反省や改善点の記録をする



## 「小児医療費助成の対象年齢拡大」について【情報提供】

### 1 趣旨

令和 8 年 6 月 1 日から、小児医療費助成制度の対象年齢を「中学 3 年生まで」から「18 歳年度末まで」に拡大しますので、情報提供させていただきます。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 制度改正の内容

令和 8 年 6 月 1 日から、小児医療費助成の対象年齢を「中学 3 年生まで」から「18 歳年度末まで」に拡大します。

また、新たな対象者（※1）の医療証（※2）については、申請を不要とし、直接対象者の方へ郵送します（5 月下旬発送予定）。

横浜市

18歳まで、ずっと安心。

令和8年6月から

18歳まで医療費0円

対象者には5月中に医療証を送付します。(申請不要)

【お問合せ】 横浜市小児医療証コールセンター（平日9～17時）  
電話：045-900-6760 / FAX：045-411-5855  
（8月31日 受付終了）

#### （※1）新たな対象者

- 令和 8 年 6 月 1 日以降、次の条件を満たすお子さま
- ・ 中学卒業後、18 歳に達する日以後、最初の 3 月 31 日までの間にある
  - ・ 現在、小児医療証の交付を受けていない
  - ・ 横浜市内にお住まいで、健康保険証を持っている
- \*一部、助成の対象とならない場合もあります。

#### （※2）医療証の発送対象者

令和 8 年 4 月 25 日時点で横浜市内に住民登録のある方

健康福祉局医療援助課

担当 服部、曾我、故長井、川田

電話 045-671-4115 / FAX 045-664-0403

メール kf-iryoenjo@city.yokohama.lg.jp

18歳まで、ずっと安心。



令和8年6月から

18歳まで

医療費

ゼロ

0円

対象者には5月中に医療証を送付します。(申請不要)

【お問合せ】

横浜市小児医療証コールセンター (平日 9~17時)

電話：045-900-6760 / FAX：045-411-5855

(8月31日 受付終了)



詳しくはこちら

## 「暗がり」エリアへの防犯灯の設置について【協力依頼】

### 1 趣旨

本市では、自治会町内会の皆様にご協力をいただきながら、防犯灯の設置を進めております。

8年度からは、市が設置している防犯灯の位置情報をもとに、住宅地における、周囲25m以内に灯り（防犯灯）がない場所（電柱）を、「暗がり」の**可能性がある場所をマップでお示しし、防犯灯の設置場所の候補情報**としてご活用いただくこととしました。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】対象となる単位会長あてに資料を送付します。定例会等で情報提供の上、申請をご検討ください。

### 3 マップを活用した申請について

(1) マップ（➡(5)参照）では、「紫色の円」の場所が、「暗がり」の可能性のある場所となります。

防犯灯の設置申請にあたっては、この「**紫色の円**」の場所を中心に**現地の状況をご確認**いただき、設置場所としてご検討願います。

#### 【現地確認ポイント】

- ✓ 既に照明器具が設置されているなど、市の防犯灯を設置しなくても灯りが確保されている場合は、設置候補から外してください。
- ✓ 設置場所が私有地（私道含む）となる場合は、「土地使用承諾書兼誓約書」が必要となります。
- ✓ 設置場所が行き止まり等となる場合は、その先に5軒以上の住宅があることを目安として設置をご検討ください（より多くの方が利用する場所に防犯灯を設置するため）。

(2) マップの「**紫色の円**」以外の場所についても、実際に暗がりが生じているなど、**地域の防犯対策上、防犯灯が必要**と考えられる場所については、**従来どおり申請可能**です。

(3) 設置申請された場所に**電柱がない場合は、新たに鋼管ポールを設置**する必要があります。鋼管ポールの設置には様々な制約があるため、**現地の状況によっては設置できない場合があります**ので、あらかじめご了承ください。



(4) 申請期限：**令和8年7月14日（火）まで**

※自治会町内会ポータルにて申請いただくか、各区地域振興課まで申請用紙をご提出ください。

(5) マップの見方



- 青い線：単位町内会の区域です。
- 赤い点：既に設置されている市の防犯灯です。
- 紫色の円：住宅地内で「周囲 25m以内に灯り（防犯灯）がない場所（電柱）」です。  
(令和6年9月時点のデータをもとに表示)

市民局地域防犯支援課  
石橋、小川  
電話：045-671-3709  
電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

## 【磯子区からの補足資料】

### ○申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、設置場所の近隣の方などの御理解を得るようにしてください（設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています）。
- ・複数の申請を行う場合は、各単会で十分ご検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査させていただきます）。
- ・『令和8年度 LED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、ご申請ください。手引と申請書類は、横浜市ウェブサイトからダウンロードしていただけるほか、区地域振興課でもお渡ししています。

こちらの二次元コードよりダウンロードください

🔍 横浜市 防犯灯手引き

検索



### ○今後の日程

内容	主体	時期
区連会による事業の周知	地域振興課	5月18日
マップを地域へ共有	地区定例会で配布	5月18日～順次
申請にあたっての補助	地域振興課	適宜
設置場所の検討、申請	自治会町内会長	7月14日締切り
現場調査、工事設計・発注	地域防犯支援課	8月末

担当：磯子区地域振興課 馬場・加賀谷

電話：750-2393 Fax：750-2534

E-mail：[is-bouhan@city.yokohama.lg.jp](mailto:is-bouhan@city.yokohama.lg.jp)

## 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について【情報提供】

### 1 趣旨

4月1日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシを作成しましたので、配付します。

※蛍光灯の製造・輸出入は令和9年末までに段階的に廃止されます。まだ LED 照明への切り替えをされていない自治会町内会館におかれましては、ぜひ、補助金を活用いただき、LED 照明への切り替えを御検討ください。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

### 3 チラシについて

チラシ1 「令和8年度も自治会町内会館の脱炭素化を応援します！」

チラシ2 「令和9年末までに一般照明用の蛍光灯製造・輸出入が終了します」

### 【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和8年4月1日（水）～10月30日（金）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※ <sup>1</sup>	2 / 3	60 万円
省エネエアコン		130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池		200 万円 ※ <sup>2</sup>

予算上限に達し次第、  
受付を終了します。  
申請はお早めをお願いします。

※<sup>1</sup> 電球形LEDランプのみの交換も対象

※<sup>2</sup> 蓄電池は太陽光発電設備との併用に限り  
(補助上限額は、合算での上限額)。

詳細は、市 Web ページ掲載の「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」を御覧ください。申請様式についてもダウンロードが可能です。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 Web ページ)

### 補助対象などに関するお問合せ・申請窓口・訪問アドバイザー事前予約

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（事務委託先）

電 話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 大内（康）、戸田

電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734



横浜市は 2030 年度までの  
温室効果ガス排出量 50%  
削減を目指しています

令和 8 年度も

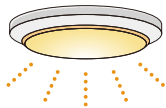
# 自治会町内会館の 脱炭素化を応援します!

補助率  
**2/3**

対象  
製品

## LED照明器具

蛍光灯は令和 9 年末で製造廃止予定のため、  
今後品薄となることが予想されます。  
今のうちに LED への交換をご検討ください。



補助上限額

**60万円**

省エネ性能

★★★★☆ 4.0

- 統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- 省エネ型製品情報サイト未掲載の場合  
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの  
交換も対象  
(トップランナー基準達成製品)

対象  
製品

## エアコン



補助上限額

**130万円**

家庭用

省エネ性能

★★★★☆ 2.4

統一省エネラベル省エネ性能  
★2.4 以上

業務用

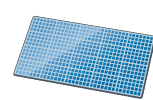
トップランナー基準達成製品

対象  
製品

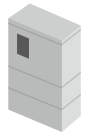
## 断熱窓など



断熱窓



太陽光  
発電設備



蓄電池

補助上限額

合算で **200万円**

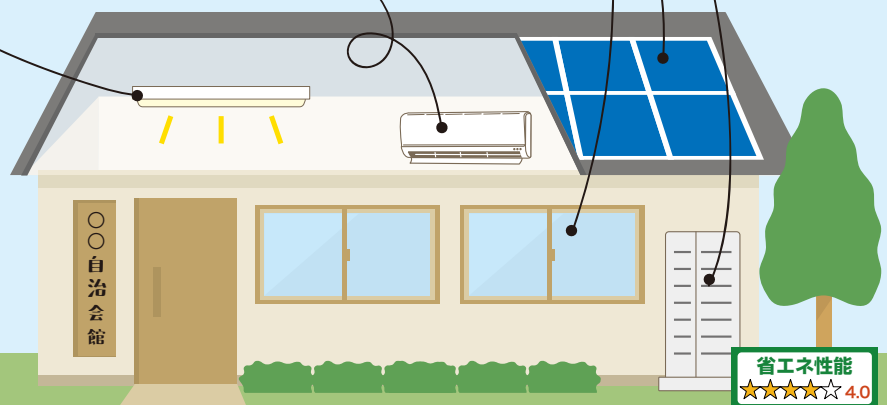
いずれかの実施でも申請ができます。

※断熱窓：会館の状況により、補助基準に合う  
製品が見当たらない場合はお問合せください。

対象製品の要件、申請手続き等  
の詳細は「募集案内」をご確認  
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。  
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

省エネ性能  
★★★★☆ 4.0



対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会** (地区連合町内会を含む)

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点と  
している町内会等も補助対象となる場合があります。  
詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

令和 **8年10月30日** 金 まで

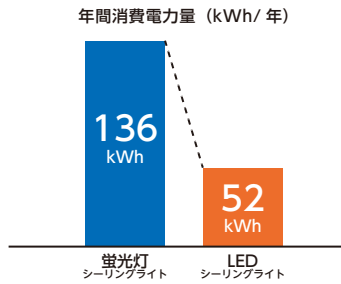
令和 8 年 12 月 25 日 までの整備完了報告が対象

※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

# 導入効果

## LED 照明器具

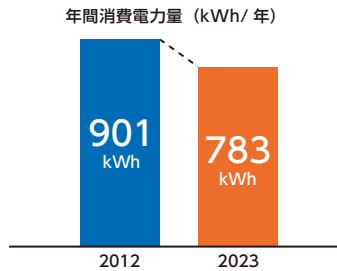
年間 CO<sub>2</sub>排出量 1台あたり  
約**38kg 削減!**  
年間電気代  
約**2,600円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）  
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較  
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出

## エアコン

年間 CO<sub>2</sub>排出量 1台あたり  
約**53kg 削減!**  
年間電気代  
約**3,700円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）  
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較  
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出

## 断熱窓

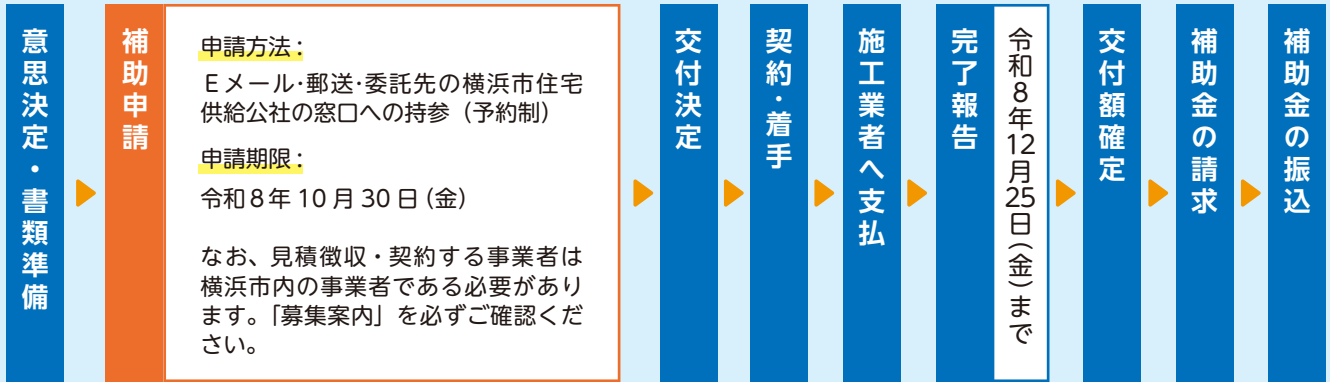
冷暖房費削減効果  
（施工前との比較）  
年間 CO<sub>2</sub>排出量  
約**340kg 削減!**  
年間電気代  
約**23,600円 おトク!**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる  
※躯体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出  
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出  
※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

# 手続きの流れ



設備導入後、アンケートや普及啓発の取組に協力いただくことがあります。

## 申請書提出・問合せ・訪問アドバイザー事前予約

事務委託先 **横浜市住宅供給公社 街づくり事業課**

電話 **045-451-7740**

※おかけ間違いにご注意ください  
※ご来社の際は、事前にご予約ください。

Eメール yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間

平日 9:00 ~ 17:00

## アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（1時間程度）。  
相談・訪問にかかる料金は無料です。

- ※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、2週間ほどお時間をいただきます。
- ※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
- ※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。

令和8年4月1日より申請受付中

ご存じですか？

令和9年末までに

一般照明用の **蛍光灯** 製造・輸出入が

**終了** します

LED照明への切り替えは

**圧倒的な**省エネ・電気代削減につながります



令和8年度

**自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金**

をご検討ください！

市内の自治会町内会館にLED照明器具や省エネエアコン等を

設置する場合に  **$\frac{2}{3}$  補助** があります

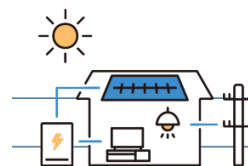
補助の概要は、同封のリーフレットをご覧ください  
※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

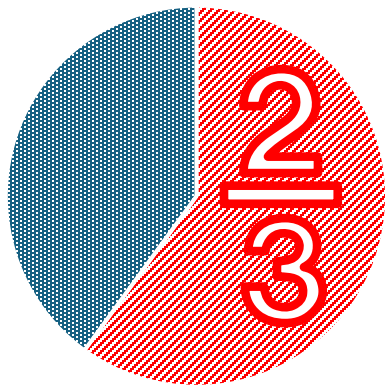
補助制度に関するお問合せ（事務委託先）

**横浜市住宅供給公社 街づくり事業課**

電話：045-451-7740

Eメール：[yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp](mailto:yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp)



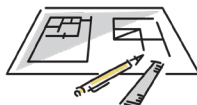


30万円なら20万円補助！

# 補助金

申請までの3ステップ

## 1 施工案作成



対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼

## 2 会の意思決定



自治会町内会としての意思決定（総会・定例会等での確認）

## 3 申請準備



申請に必要な書類等の作成

詳細はこちら

横浜市 会館脱炭素



# まずはお電話ください！

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

☎ 045-451-7740

## 令和 8 年度感震ブレーカー等設置推進事業のご案内【周知依頼】

### 1 事業の趣旨

大地震時の通電火災対策として、揺れを感知すると自動的に通電を遮断する「感震ブレーカー」の補助制度を、6月1日より受付を開始します。

地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代が全額補助、それ以外の地域に対しては1/2、上限2,000円補助します。また、高齢者・障害者等のみで構成される世帯へ、取付支援を実施します。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

### 3 補助制度の概要

【申請期間】令和8年6月1日～令和9年1月31日（消印有効）

【補助対象】各世帯

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【取付代行要件】高齢者・障害者等のみで構成される世帯

【申込方法】郵送、FAX、E-mail、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

### 4 相談会の開催

下記日程にて、感震ブレーカー機種選定などに関する相談会を開催します。

事前申込不要・参加費無料ですので、お気軽にご参加下さい。

日程	相談受付時間	会場
7月29日（水）	9：30～12：00	岡村中学校 コミュニティハウス研修室

## 5 出張説明会の実施

自治会・町内会・マンション管理組合へ講師を派遣（無料）し、感震ブレイカーの説明会を実施します。自治会等での防災力向上にご活用下さい。

【要件】10人以上のグループでお申し込み下さい。

説明会場のご用意をお願いします。

会場費用は自治会等でご負担をお願いします。

【実施期間】令和8年7月から令和8年12月（日程は各自治会等と調整）

【申込期間】令和8年6月1日～令和8年11月30日

【申込上限】20団体まで 上限に達し次第、締め切ります。

【申込方法】以下の、URL や二次元コードからお申込みいただけます。

URL:<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/f88e8ef9-9f75-4e50-aebd-30592a4db0be/start>

<二次元コード>



## 6 お問い合わせ先・申込先

地震火災対策コールセンター（6月1日から受付開始）

TEL：0120-480-002 FAX：03-6627-9989

メール：yokohama\_jishintaisaku@ivisit.co.jp

受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで

防災・危機管理統括本部地域防災課
担当 海野、中村
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

↓ 折り線①

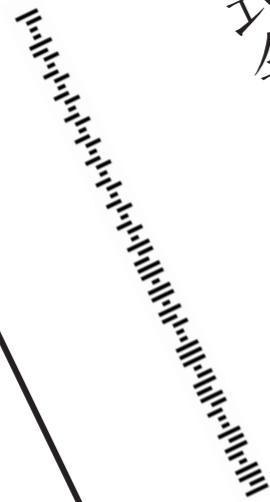
1708790

134

東京都豊島区東池袋4-5-2

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業  
受託事業者

株式会社アストガイシット行



必ず折り線に沿って  
折り込みをして下さい。

← 折り線③

↑ 折り線②

申請者	〒	様
	住所	
	氏名	

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

# 感震ブレーカーの設置で地震による火災を防ぎましょう

感震ブレーカーを設置

破損したコードからの漏電

ストーブと可燃物の接触

停電から復旧時の火災

大きな揺れを感じて自動OFF 火災防止

## 横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは補助があります！  
重点対策地域は全額補助！それ以外の地域は一部補助します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step 1

自宅の「分電盤」を確認  
3ページでご確認！

Step 2

感震ブレーカー  
を選ぶ

Step 3

電子申請で申し込み 5分で完了！  
(郵送・FAX・E-mailでのお申し込みも可能です)



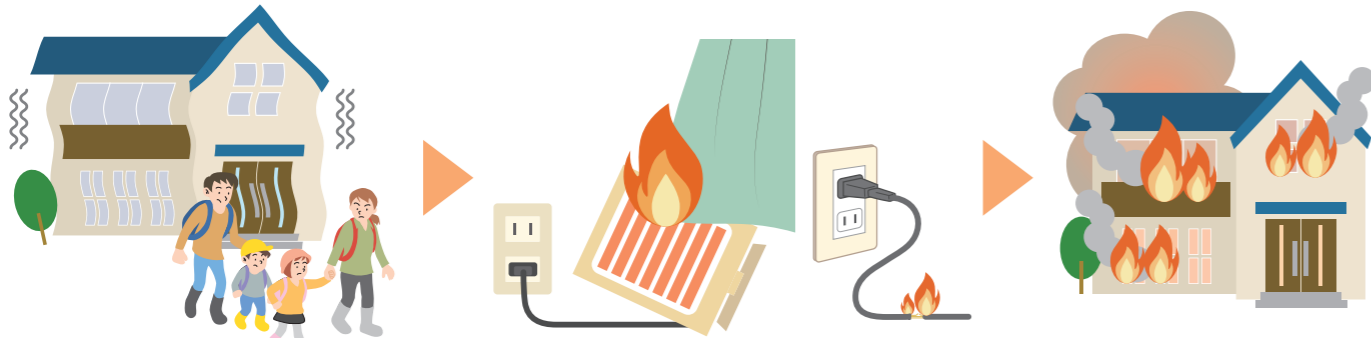
申請期間 令和8年6月1日～令和9年1月31日(消印有効)

※予算に達し次第、早期に終了となります。申請はお早めに！

# なぜ感震ブレーカーが必要？

## 通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



地震発生 停電・避難

電気の復旧 出火

火災発生

Point 地震火災の6割以上は「電気」が原因※です。



※出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

Point 感震ブレーカーの動画をチェックしましょう



感震ブレーカーの必要性を、動画で学ぶことができます。(出典：総務省消防庁)



[https://www.youtube.com/watch?v=7tYi\\_BhxH6s](https://www.youtube.com/watch?v=7tYi_BhxH6s)

そこで

## 地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断器とは異なります。

横浜市の制度を Check!



## 横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

### 全額補助

**重点対策地域の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を全額補助します**

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4ページの器具）
- 申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

### 一部補助

**重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を一部補助します**

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4ページの器具）
- 申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 3～4ページにてご確認ください。  
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

### 取付代行

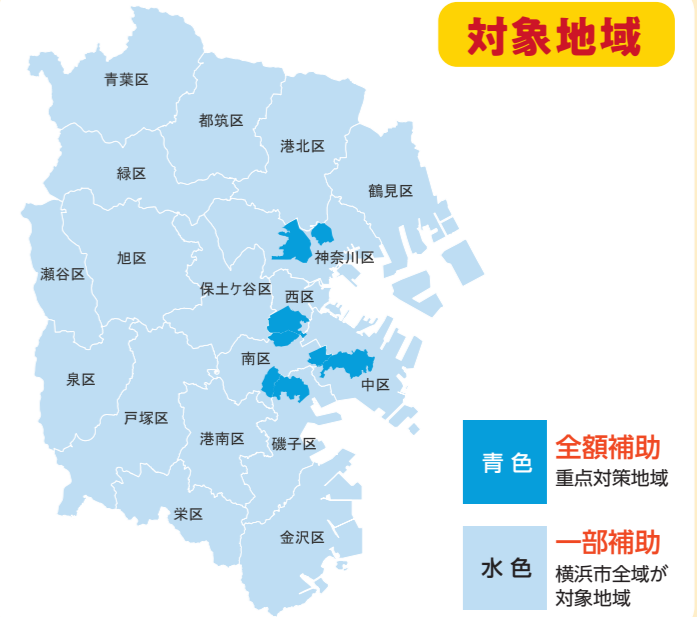
下記の要件を満たす世帯の方のみです。

- 申請要件 同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること
- ア. 65歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

取付代行件数 2,000件（先着順）

## 対象地域



- 青色 全額補助 重点対策地域
- 水色 一部補助 横浜市全域が対象地域

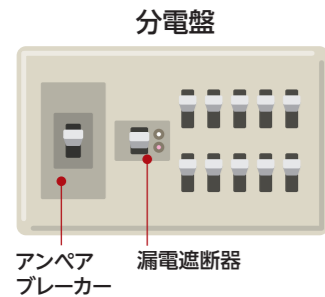
### 重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

## 重点対策地域一覧

● 神奈川区	● 西区	千代崎町1丁目	大岡3丁目
旭ヶ丘	赤門町2丁目	千代崎町2丁目	庚台
浦島丘	伊勢町1丁目	千代崎町3丁目	唐沢
神大寺1丁目	伊勢町2丁目	千代崎町4丁目	山谷
神大寺4丁目	伊勢町3丁目	寺久保	清水ヶ丘
栗田谷	老松町	西竹之丸	中村町1丁目
斎藤分町	霞ヶ丘	西之谷町	中村町2丁目
白幡上町	久保町	初音町1丁目	中村町3丁目
白幡仲町	境之谷	初音町2丁目	西中町4丁目
白幡西町	中央1丁目	初音町3丁目	八幡町
白幡東町	中央2丁目	英町	伏見町
白幡南町	西戸部町1丁目	本郷町1丁目	平楽
白幡向町	西戸部町2丁目	本郷町2丁目	南太田1丁目
中丸	西戸部町3丁目	本郷町3丁目	三春台
西大口	西前町2丁目	本牧荒井	若宮町1丁目
西神奈川3丁目	西前町3丁目	本牧町1丁目	若宮町2丁目
二本榎	浜松町	本牧町2丁目	若宮町3丁目
白楽	東久保町	本牧満坂	若宮町4丁目
平川町	藤棚町1丁目	本牧緑ヶ丘	● 磯子区
広台太田町	藤棚町2丁目	養沢	磯子8丁目
松本町1丁目	元久保町	麦田町2丁目	岡村1丁目
松本町2丁目	● 中区	麦田町3丁目	岡村2丁目
松本町3丁目	赤門町1丁目	麦田町4丁目	岡村3丁目
松本町4丁目	上野町1丁目	矢口台	岡村4丁目
三ツ沢上町	上野町2丁目	山手町	岡村5丁目
三ツ沢下町	上野町3丁目	大和町1丁目	岡村6丁目
三ツ沢中町	大芝台	大和町2丁目	滝頭1丁目
六角橋2丁目	大平町	山元町1丁目	滝頭2丁目
六角橋3丁目	柏葉	山元町2丁目	滝頭3丁目
六角橋4丁目	北方町1丁目	山元町3丁目	中浜町
六角橋5丁目	北方町2丁目	山元町4丁目	久木町
六角橋6丁目	鷺山	● 南区	広地町
	竹之丸	大岡1丁目	丸山2丁目
	立野	大岡2丁目	

# Step 1 自宅の「分電盤」を確認する



- 感震ブレーカーがすでに設置されていないか？
- 分電盤にブレーカースイッチが見えなくなる蓋が付いているか？
- 漏電遮断器が付いているか？
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか？



選ぶのにお困りの際は、  
お気軽にお問い合わせください。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002**  
(受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分)

メール **yokohama\_jishintaisaku@ivisit.co.jp**

FAX **03-6627-9989**

分電盤の写真をメールでお送りいただければ、  
より詳しくご案内が可能です。

# Step 2 感震ブレーカーを選ぶ

タイプ	ブレーカーを切ることで、家全体の 通電を遮断するタイプ				感震ブレーカーに接続した機器のみの通電を遮断するタイプ	
製品	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボール皿	zen断+(プラス)	coco断	
写真						
正面からの寸法(mm)	縦 145× 横 66× 奥行 55	感震部：幅 90× 縦 150× 奥行 55 バンド側：幅 55× 長さ 150× 奥行 16 ワイヤー長：480	縦 58× 横 34× 奥行 28	縦 60× 横 50× 奥行 33	縦 97.7× 横 55.2× 奥行 32.7	
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21 TEL：03-5798-7801		(株)エヌ・アイ・ピー TEL：03-3823-6220	日本防災スキーム株式会社 TEL：047-334-0181	日本防災スキーム株式会社 TEL：047-334-0181	
重点対策地域	無償		無償	無償	無償	
重点対策地域以外	申請者負担額 <b>1,800円</b> (送料・税込)		申請者負担額 <b>4,400円</b> (送料・税込)	申請者負担額 <b>2,000円</b> (送料・税込)	申請者負担額 <b>3,500円</b> (送料・税込)	申請者負担額 <b>5,800円</b> (送料・税込)
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。 器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。	製品裏面の両面テープの剥離紙をはがし、製品をコンセントに差し込み、アース線を接続する。または3端子コンセントに差し込む。本体の LED ランプ(青)の点灯により正常作動の確認ができる。	製品裏面の両面テープの剥離紙をはがし、壁のコンセントに差し込む。本体の LED ランプ(青)の点灯により正常作動の確認ができる。	
遮断までの時間	揺れを感知した直後		揺れを感知した直後	揺れを感知した直後	揺れを感知した直後～3分後(30秒毎に設定)	
注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感震部が傾かないように設置</li> <li>・ 付属バンドで位置を調整</li> <li>・ ふた付きの分電盤の場合ヤモリ・デ・セットをご使用ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感震部が傾かないように設置</li> <li>・ 付属バンドで位置を調整</li> <li>・ ふた付きの分電盤に対応(コード部分の隙間が必要である)</li> <li>・ 壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すとへこむ場合は取付不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること</li> <li>・ 本体を地面と垂直に設置</li> <li>・ ふた付きの分電盤に対応(ひも部分の隙間は空けておく必要がある)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定格感度電流30mA以下である漏電ブレーカーが設けられている分電盤のみに作動する</li> <li>・ アース線との接続又は3端子コンセントに差し込みが必要</li> <li>・ アース線(線・ピン)は着脱式であり、取付時に選択が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延長コードや卓上電源タップには取付不可</li> <li>・ 本製品に接続された電気機器のみの通電を遮断するため、家全体の通電の遮断はできない。</li> </ul> 接続機器の例： 電気ストーブ、ペットヒーター、こたつ等	

制度詳細については、横浜市 HP もご覧ください「横浜市感震ブレーカー HP」  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



# Step 3 申し込み

## 申し込みからお届けまでの流れ

### 申込方法

#### 郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの利用申請書に必要項目を記入し、株式会社アイヴィジット(頁下部参照)まで送付します。



#### 電子申請の場合

二次元コードから電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



申込

● 申し込みの不備のある場合は、コールセンター(0120-480-002)より確認のご連絡をします。



#### 通常の場合

宅配にて商品到着  
(自己負担額は代引き)



#### 取付けご希望の場合 (要件を満たす世帯のみ)

取付けの日程調整  
コールセンターの番号からお電話をさせていただきます。



#### 取付け訪問

(自己負担額は代引き)  
※取付け時間は約30分を予定



- 申し込みからお届け(取付け)までに通常1~2か月程度かかります。(器具の在庫状況によっては遅れる可能性があります)
- 器具の送付、または設置後の不具合は各メーカーにお問い合わせください。

### 注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002** (受付時間 平日午前8時30分~午後5時15分)

株式会社アイヴィジット 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル 6F

E-mail yokohama\_jshintaisaku@ivisit.co.jp FAX 03-6627-9989

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課 令和8年5月

第1号様式(要綱第4条関係)

管理番号

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

## 利用申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者 (世帯主)	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/> チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒	横浜市	区
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号	メールアドレス
		※お持ちの方のみ	
希望する感震ブレーカー (いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください) ※重点対策地域の方は無償			
<input type="checkbox"/> ヤモリ・・・1,800円		<input type="checkbox"/> zen断+ (プラス)・・・3,500円	
<input type="checkbox"/> ヤモリ・デ・セット・・・4,400円		<input type="checkbox"/> coco断・・・5,800円	
<input type="checkbox"/> スイッチ断ボールⅢ・・・2,000円			
取付け代行の希望 (coco断は配送のみです。)			
<input type="checkbox"/> 希望しない (配送) <input type="checkbox"/> 希望する (要件あり。希望する場合は以下に✓を入れてください)			
私の世帯は、同居者全員が、次のいずれかで構成されています。			
<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 愛の手帳 (療育手帳) の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下			
取付け希望日 (取付け代行を希望の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 日 (令和8年12月29日~令和9年1月3日を除く)		
同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。</li> <li>・ 横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。</li> <li>・ 感震ブレーカーの取付け時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。</li> <li>・ 分電盤の経年劣化が原因の故障や不具合については、修理・対応が行われないことに同意します。</li> <li>・ 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません (停電に備えたバッテリーを備えています)。</li> <li>・ 原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています (賃貸にお住まいの方のみ)。</li> <li>・ 当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。</li> </ul>			

## 令和 8 年度家具転倒防止対策助成事業のご案内【周知依頼】

### 1 事業の趣旨

大地震時の地震火災対策として、家具転倒防止器具の補助制度を 6 月 1 日より受付を開始します。

令和 8 年度から補助対象世帯を、高齢者・障害者等のみで構成される世帯への補助に加え、全世帯に拡大します。

地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代が全額補助、それ以外の地域に対しては 1/2 補助します。また、高齢者・障害者等のみで構成される世帯へ、取付支援を実施します。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

### 3 補助制度の概要

【申請期間】令和 8 年 6 月 1 日～令和 9 年 1 月 31 日（消印有効）

【補助対象】各世帯

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【取付代行要件】高齢者・障害者等のみで構成される世帯

【申込方法】郵送、FAX、E-mail、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

### 4 お問い合わせ先・申込先

地震火災対策コールセンター（6 月 1 日から受付開始）

TEL：0120-480-002 FAX：03-6627-9989

メール：yokohama\_jishintaisaku@ivisit.co.jp

受付時間：平日午前 8 時 30 から午後 5 時 15 分まで

防災・危機管理統括本部地域防災課  
担当 海野、山羽  
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677  
メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

# 家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

- 1 対象が全世帯に拡充!
- 2 取付を支援します!  
※要件あり



## 横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは補助があります!  
重点対策地域は全額補助! それ以外の地域は一部補助します!

神奈川県、西区、中区、南区、磯子区の一部

- Step 1 器具を取り付けたい家具を検討しよう
- Step 2 家具転倒防止器具を選ぶ
- Step 3 電子申請で申し込み 5分で完了!  
(郵送・FAX・E-mail でのお申し込みも可能です)



申請期間 令和8年6月1日～令和9年1月31日(消印有効)

※予算に達し次第、早期に終了となります。申請はお早めに!

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

↓ 折り線 ①

1708790

134

東京都豊島区東池袋4-5-2  
株式会社アトヴィンシット行

横浜市家具転倒防止対策助成事業  
受託事業者



必ず折り線に沿って  
折り込みをして下さい。

← 折り線 ③

↑ 折り線 ②

〒	住所	様
申請者	氏名	

料金受取人払郵便  
豊島局 認  
承 6997  
差出有効期間  
2027年1月  
31日まで  
(切手不要)

→ 折り線 ④

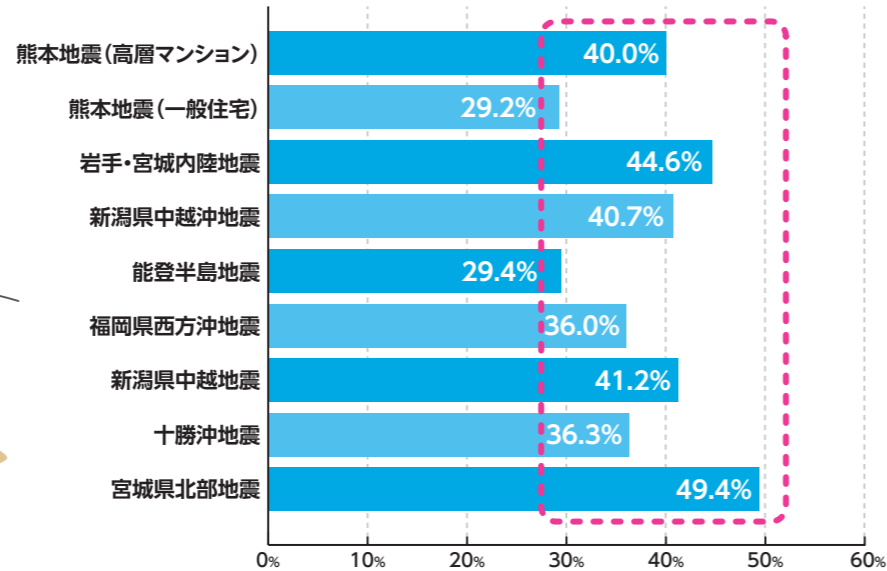
# なぜ家具転倒防止器具が必要？

## Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30～50%は家具転倒によるものです。



家具類の転倒・落下・移動による被害



近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合

出典：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」より

## Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



## Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



**家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう！**

(提供：防災科学技術研究所 E-ディフェンス)



## 横浜市の制度

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

### 全額補助

**重点対策地域の世帯の方は家具転倒防止器具の器具代を全額補助します**

- 対象商品** 家具転倒防止器具 (3～4ページの器具)
- 申請要件** 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額** 横浜市が器具代金をすべて負担します。
- 補助個数** 器具1組

### 一部補助

**重点対策地域以外の世帯の方は家具転倒防止器具の器具代を一部補助します**

- 対象商品** 家具転倒防止器具 (3～4ページの器具)
- 申請要件** 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額** 3～4ページにてご確認ください。  
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。
- 補助個数** 器具1組

### 取付代行

下記の要件を満たす世帯の方のみです。

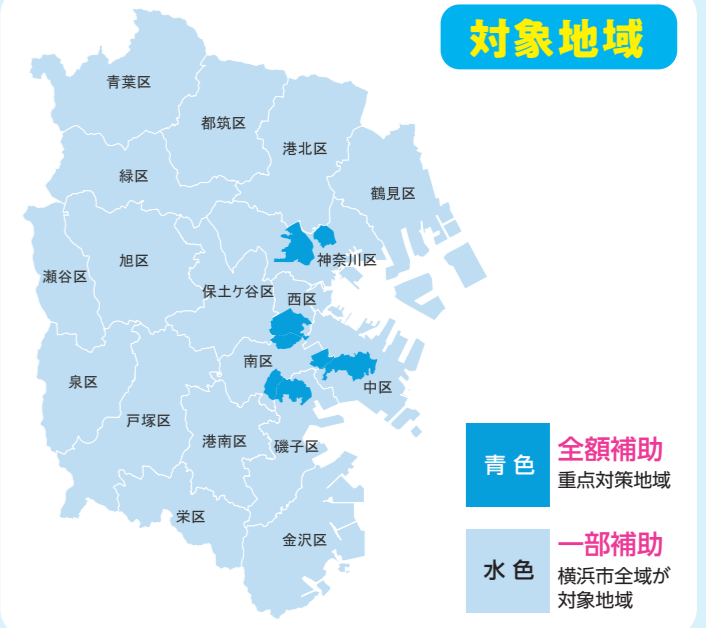
**申請要件** 同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること

- ア. 65歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

**取付代行件数** 300件 (先着順)

## 対象地域



### 重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を「重点対策地域」として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

## 重点対策地域一覧

●神奈川区	●西区	千代崎町1丁目	大岡3丁目
旭ヶ丘	赤門町2丁目	千代崎町2丁目	庚台
浦島丘	伊勢町1丁目	千代崎町3丁目	唐沢
神大寺1丁目	伊勢町2丁目	千代崎町4丁目	山谷
神大寺4丁目	伊勢町3丁目	寺久保	清水ヶ丘
栗田谷	老松町	西竹之丸	中村町1丁目
斎藤分町	霞ヶ丘	西之谷町	中村町2丁目
白幡上町	久保町	初音町1丁目	中村町3丁目
白幡仲町	境之谷	初音町2丁目	西中町4丁目
白幡西町	中央1丁目	初音町3丁目	八幡町
白幡東町	中央2丁目	英町	伏見町
白幡南町	西戸部町1丁目	本郷町1丁目	平楽
白幡向町	西戸部町2丁目	本郷町2丁目	南太田1丁目
中丸	西戸部町3丁目	本郷町3丁目	三春台
西大口	西前町2丁目	本牧荒井	若宮町1丁目
西神奈川13丁目	西前町3丁目	本牧町1丁目	若宮町2丁目
二本榎	浜松町	本牧町2丁目	若宮町3丁目
白楽	東久保町	本牧満坂	若宮町4丁目
平川町	藤棚町1丁目	本牧緑ヶ丘	●磯子区
広台太田町	藤棚町2丁目	箕沢	磯子8丁目
松本町1丁目	元久保町	麦田町2丁目	岡村1丁目
松本町2丁目	●中区	麦田町3丁目	岡村2丁目
松本町3丁目	赤門町1丁目	麦田町4丁目	岡村3丁目
松本町4丁目	上野町1丁目	矢口台	岡村4丁目
三ツ沢上町	上野町2丁目	山手町	岡村5丁目
三ツ沢下町	上野町3丁目	大和町1丁目	岡村6丁目
三ツ沢中町	大芝台	大和町2丁目	滝頭1丁目
六角橋2丁目	大平町	山元町1丁目	滝頭2丁目
六角橋3丁目	柏葉	山元町2丁目	滝頭3丁目
六角橋4丁目	北方町1丁目	山元町3丁目	中浜町
六角橋5丁目	北方町2丁目	山元町4丁目	久木町
六角橋6丁目	●南区	●南区	広地町
	鷺山	大岡1丁目	丸山2丁目
	竹之丸	大岡2丁目	
	立野		

# Step 1 器具を取り付けたい家具を検討しよう

寝室にある家具や避難経路を塞ぐおそれのある家具などを検討しましょう。  
申請できる器具は1組までです。

# Step 2 家具転倒防止器具を選ぶ



家具から天井までの高さ

突っ張り棒 小	30 ~ 45cm
突っ張り棒 中	45 ~ 65cm
突っ張り棒 大	60 ~ 100cm

## 突っ張り棒

家具転倒防止突っ張り棒  
もしもの備えに安心の防災用品 (2本1組)

重点対策地域の申請者負担額  
**無償**

重点対策地域以外の申請者負担額  
小: 1,500円 (送料・税込)  
中: 1,600円 (送料・税込)  
大: 1,700円 (送料・税込)

ポイント 家具と天井の隙間に取り付けするタイプの器具です。ネジや釘が不要で賃貸住宅でも取付可能です。



寸法/幅 44mm×長さ 90cm×厚み 10mm

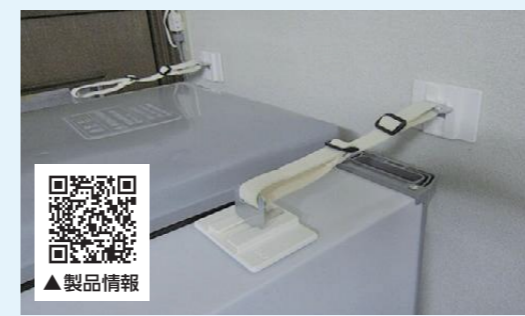
## 転倒防止板

ふんばる君 90 (1本1組) (ニトムズ)

重点対策地域の申請者負担額  
**無償**

重点対策地域以外の申請者負担額  
1,200円 (送料・税込)

ポイント 家具の前下部に敷くだけで地震に力を発揮する耐震性能に優れた形状の転倒防止板です。家具の幅に合わせてハサミで切ることができます。



寸法/ベース: 縦 65mm×横 90mm、ベルト 24~40cm  
目安安全重量/150kg 以下

## ベルト式

スーパータックフィット マルチタイプ  
(2本1組) (北川工業)

重点対策地域の申請者負担額  
**無償**

重点対策地域以外の申請者負担額  
1,500円 (送料・税込)

ポイント 粘着ゲルと特殊ベルトで転倒を防止します。壁と本体をベルトで支えるタイプで「冷蔵庫」や「キャスター付き機器」等の家具を固定可能。※本製品を固定する壁面などの種類によって性能が十分に発揮しない場合があります。



寸法/縦 65mm×横 90mm×奥行 130mm  
目安安全重量/60kg 以下 壁面との隙間/70mm 以内

## 貼付式

スーパータックフィット TF-L (2個1組)  
(北川工業)

重点対策地域の申請者負担額  
**無償**

重点対策地域以外の申請者負担額  
1,600円 (送料・税込)

ポイント 強力な粘着力で壁に固定でき、ネジやクギなしで壁に穴をあける必要がありません。粘着力と振動吸収力で家具・家電の転倒防止に威力を発揮します。※本製品を固定する壁面などの種類によって性能が十分に発揮しない場合があります。



寸法/高さ 96mm×幅 20mm×奥行 96mm  
耐荷重 150kg

## L字金具

耐震ダブルアングルスチール製  
自在回転タイプ サイズ30 (2個1組) (シロクマ)

重点対策地域の申請者負担額  
**無償**

重点対策地域以外の申請者負担額  
1,400円 (送料・税込)

ポイント 壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。軽めの「書棚」や「食器棚」におすすめです。



寸法/40mm×40mm×厚さ5mm  
耐荷重/4枚あたり 60kg

## 粘着耐震ゴム

タックフィット TF-40K (4枚1組)  
(北川工業)

重点対策地域の申請者負担額  
**無償**

重点対策地域以外の申請者負担額  
1,200円 (送料・税込)

ポイント 液晶モニターやテレビの下に敷きます。強力な粘着力でしっかり固定し、転倒・落下を防ぎます。

「横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kaguten.html>



# Step 3 申し込み

## 申し込みからお届けまでの流れ

### 申込方法

#### 郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの利用申請書に必要項目を記入し、株式会社アイヴィジット(頁下部参照)まで送付します。



#### 電子申請の場合

二次元コードから電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



申込

● 申し込みの不備のある場合は、コールセンター(0120-480-002)より確認のご連絡をします。

#### 通常の場合

宅配にて商品到着  
(自己負担額は代引き)



#### 取付けご希望の場合 (要件を満たす世帯のみ)

取付けの日程調整  
コールセンターの番号から  
お電話をさせていただきます。



#### 取付訪問

(自己負担額は代引き)  
※取付時間は約30分を予定



- ・申し込みからお届け(取付け)までに通常1~2か月程度かかります。(器具の在庫状況によっては遅れる可能性があります)
- ・器具の送付、または設置後の不具合は各メーカーにお問い合わせください。

- 注意事項**
- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
  - 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
  - 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
  - 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談ください。
  - ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
  - ご自身でご用意いただいた転倒防止器具はお取付けできません。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

地震防災対策コールセンター **0120-480-002** (受付時間 平日午前8時30分~午後5時15分)

株式会社アイヴィジット 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル 6F

E-mail yokohama\_jishintaisaku@ivisit.co.jp FAX 03-6627-9989

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの器具購入費の補助と取付代行の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。

横浜市感震ブレーカー HP



第1号様式(要綱第4条関係)

(管理番号) \_\_\_\_\_

横浜市家具転倒防止対策助成事業に係る助成事業

## 利用申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者 (世帯主)	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/> チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒 _____ 区 _____ 建物名、部屋番号等記入をお願いいたします。		
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号	メールアドレス
		※お持ちの方のみ	
希望する家具転倒防止器具(いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください) ※重点対策地域の方は無償			
<input type="checkbox"/> 突っ張り棒(小).....1,500円		<input type="checkbox"/> ベルト式.....1,500円	
<input type="checkbox"/> 突っ張り棒(中).....1,600円		<input type="checkbox"/> 貼付式.....1,600円	
<input type="checkbox"/> 突っ張り棒(大).....1,700円		<input type="checkbox"/> L字金具.....1,400円	
<input type="checkbox"/> 転倒防止板.....1,200円		<input type="checkbox"/> 粘着耐震ゴム.....1,200円	
取付代行の希望			
<input type="checkbox"/> 希望しない(配送) <input type="checkbox"/> 希望する(要件あり。希望する場合は以下に✓を入れてください)			
私の世帯は、同居者全員が、次のいずれかで構成されています。			
<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下			
取付希望日 (取付代行を希望の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 _____ 日 (令和8年12月29日~令和9年1月3日を除く)		
同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配送後の家具転倒防止器具の返品や返金、また、転売や流用はいたしません。</li> <li>・ 横浜市で実施している家具転倒防止器具の補助や助成事業を過去に利用していません。</li> <li>・ 原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。</li> <li>・ 当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。</li> <li>・ ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。</li> <li>・ ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。</li> <li>・ 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。</li> </ul>			

切り取り線

地域防災活動の支援に向けた研修「よこはま防災研修」のご案内【周知依頼】

## 1 事業の趣旨

地域防災活動の支援に向けた研修「よこはま防災研修」では、町の防災組織（自治会町内会等）において、防災・減災活動の担い手を育成し、地域防災・減災活動を推進してもらうことを目的としています。

今回は、地域における防災活動の支援として、自治会・町内会員等向けに「よこはま防災研修<基礎編>」と「よこはま防災研修<支援編>」の2つの研修をご案内させていただきます。

## 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

## 3 研修の概要

### (1) 内容

#### ①「よこはま防災研修<基礎編>」

横浜市消防局が運用している「よこはま防災 e-パーク」のWEB研修を受講する形式としています。災害に対する日頃の備えなどの自助、地域防災拠点の運営取組例を通じた共助の紹介、いざという時の避難方法の確認など、防災の基礎を学んでいただけます。

#### ②「よこはま防災研修<支援編>」

自治会・町内会等へアドバイザーを派遣し、防災まち歩きや安全マップ作成等を実施することにより、地域の防災力向上に向けた取組を支援します。

各自治会・町内会の皆様のご要望に応じて、地形、戸建てやマンション等の住居種別など、地域の実情に沿った研修内容をご提案します。

### (2) 実施期間

#### ①「よこはま防災研修<基礎編>」

WEB研修のため24時間いつでも受講できます。

#### ②「よこはま防災研修<支援編>」

令和8年6月から令和9年3月（具体的な受講日は各自治会・町内会等と調整）

申込期間：令和8年6月1日～令和8年12月25日

#### 4 受講対象者について

① 「よこはま防災研修<基礎編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員等を含む、どなたでもご受講いただけます。

② 「よこはま防災研修<支援編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員(5人以上のグループでお申し込みください)

#### 5 受講方法について

① 「よこはま防災研修<基礎編>」

【受講方法】以下の、URL や二次元コードから受講できます。

URL:<https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>

二次元コード：



② 「よこはま防災研修<支援編>」

【申込期間】令和8年6月1日から12月25日までとなります。

【受講方法】以下の、URL や二次元コードからお申込みいただけます。

URL:<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/fd01e35e-2446-45e0-8bea-7cea668e403f/start>

二次元コード：



防災・危機管理統括本部地域防災課 担当 海野、山羽 電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677 メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp
--

# 防災研修

基礎編

支援編

ステップアップ編

事例発表会

防災の  
“これだけは  
知ってほしい”  
無料講座

「基礎編」は、「よこはま防災e-パーク」  
で学ぶWEB研修です。

対象

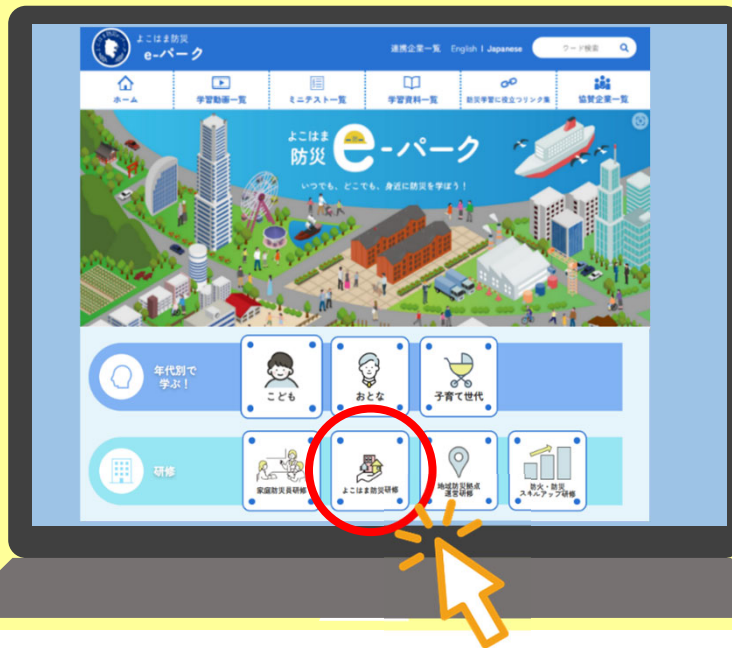
どなたでも！

場所

いつでもどこでも  
オンライン！

内容

必要な備えなど  
防災の基礎を  
学べます！



よこはま 防災研修

視聴はこちらから



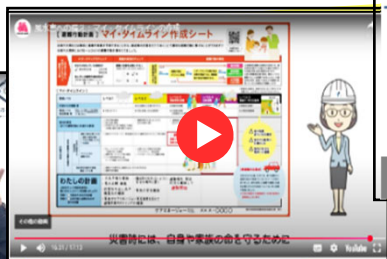
スマホ版も！

## 動画で学びましょう

まずは、自宅の対策を見直そう！



日頃の備え



風水害の備え



町の防災組織



災害時の避難

クイズで確認！



横浜市消防局マスコットキャラクターハまくん

目指せ！！  
レベルアップ！

修了証も取得できるよ



よ こ は ま

# 防 災 研 修

基礎編

支援編

ステップアップ編

事例発表会

地域の  
防災力向上に  
役立つ

「**地域の特性**」に応じてしっかり学べる実践講座！

お住まいの地域に  
カスタマイズした  
研修内容をご提案します



横浜市防災・危機管理X公式キャラクター  
みなモル



横浜市防災・危機管理X公式キャラクター  
ハマらび

参加無料

あなたの地域に  
**防災アドバイザー**  
が伺います

※事前によこはま防災研修(基礎編)を受講することを推奨します。

対 象

自治会・町内会、マンション管理組合(5人以上のグループでお申込みください)

場 所

研修場所の確保をお願いします。アドバイザーが研修場所へ伺います。

内 容

次のプログラムからご希望の内容をお選びください(複数可)

必須

●**地域特性に応じた基本的な災害の備え(目安時間30分)**

家の周りの被害想定、ご存じですか？

●**風水害への備え(目安時間30分~60分)**

マイ・タイムラインを作成してみましょう！  
横浜市避難ナビで水害リスクを確認！

●**地震への備え(目安時間30分~60分)**

「感震ブレーカー」設置していますか？  
個人備蓄を日常生活に取り入れてみましょう！

●**グループワーク(目安時間60分)**

「災害が起きたら？」をケーススタディーで考えてみましょう！

昨年度の受講者満足度

**99%**の実績！

\*昨年度受講者アンケートより

それぞれ  
「戸建て編」  
「マンション編」  
から選べます



申込方法

横浜市電子申請サービス  
(二次元コード)から  
お申し込みください



よこはま 防災研修



よこはま防災研修HPIはこちら！



お申込み  
受付期間

令和8年 **6/1**(月)~令和8年 **12/25**(金)  
※予算に達し次第、早期に終了

※受講希望日の2ヵ月前までにお申し込みください。日程についてはアドバイザーから直接申請者に連絡します。

地区連合町内会長 様  
自治会町内会長 様

磯子区総務課長

## 磯子区緊急時情報伝達システムへの登録について（ご案内）

「緊急時情報伝達システム」は、予め登録された電話番号に自動音声で気象警報等の防災情報や「ガス漏れ」など、地域限定の緊急情報を発信させていただくシステムです。登録・利用は無料です。

### 1 事業内容

自治会町内会長の皆さまの電話番号をご登録させていただき、土砂災害等の発生危険が高まり、避難の判断が必要な状況となった場合に緊急情報を発信いたします。また、特定の地域で発生したガス漏れ等（平日8時30分から17時15分までの間）の緊急情報についても発信いたします。いずれも電話回線を使用し、一斉にコンピュータ音声でお知らせいたします。

### 2 お願いしたいこと

- 【地区連長】地区連合定例会等で情報提供及び登録のご検討をお願いします。
- 【単位会長】登録のご検討をお願いします。

### 3 登録対象者

地区連合町内会長または自治会町内会長の職にある方

### 4 申請方法

- (1) これまでに登録申請され、かつ自治会町内会長の職に変更がない方  
⇒ **提出いただく必要はありません。**  
※ 継続を希望されない場合は、お手数ですが調査票をご提出ください。
- (2) これまでに登録申請され、かつ自治会町内会長の職を退いた方  
⇒ **提出いただく必要はありません。**  
※ 防災担当で確認次第、登録を解除させていただきます。
- (3) これまでに登録申請されていない方  
⇒ **登録を希望する方は提出をお願いします。**  
別紙「緊急時情報伝達システム登録調査票」に必要事項を記入し、磯子区総務課までご提出ください。

### 5 申請期限

令和8年6月26日（金）まで

- ※ 登録期間は、事業終了までとさせていただきます。

### 6 発信情報

高齢者等避難情報、土砂災害危険警報や大雨危険警報などに伴う避難指示、その他区で周知の必要があると判断した緊急情報 など

# 緊急時情報伝達システム

ごく限られた場所でごく短時間に発生する猛烈な豪雨、いわゆる「ゲリラ豪雨」が増えています。また、近年では大雨の影響により、磯子区においてもがけ崩れなどの被害が発生しています。これら風水害による被害を軽減するためには、各自が主体的に気象情報や河川の水位情報を収集し、危険が及ぶ場合は速やかに避難するなど、状況に応じた対策を講じる必要があります。

磯子区では、区内の風水害等に係る情報を迅速に情報提供するため、地区連合町内会長をはじめ、各单位自治会町内会長に対して「磯子区緊急時情報伝達システム」を活用し、緊急情報を提供しています。

## 緊急時情報伝達システムとは

区内の災害等に係る緊急情報などを、

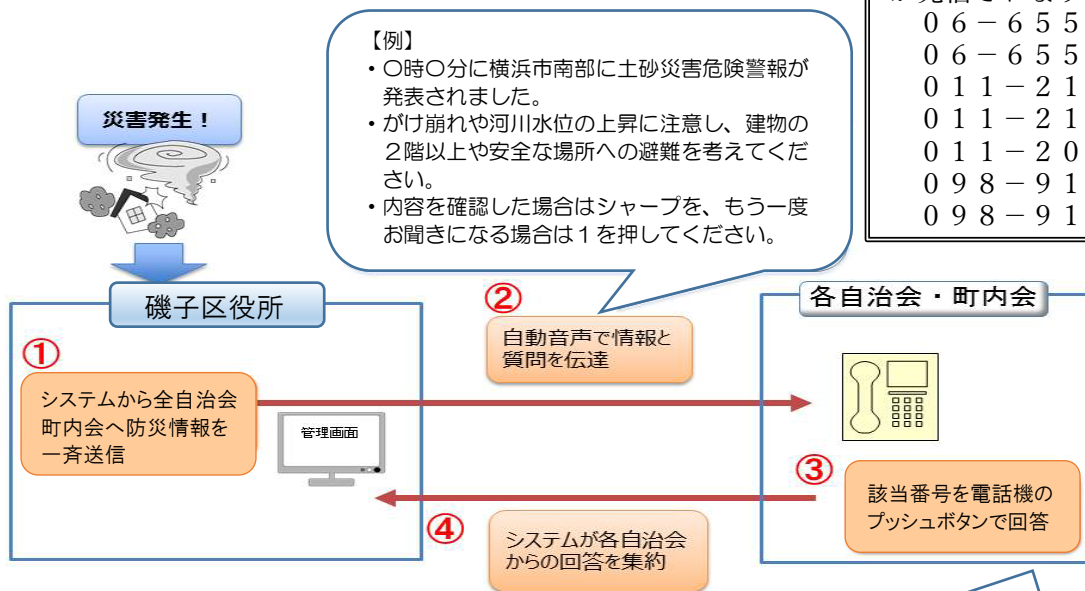
**登録した自宅の固定電話や携帯電話に  
コンピュータ音声で一斉にお知らせするシステム**です。

※登録対象者は、原則として地区連合町内会長及び自治会町内会長に限らせて頂きます。他の自治会町内会員については、自治会町内会の状況に応じて、自治会町内会長からの緊急連絡網等を活用し情報を得るようにしてください。

### 【発信情報】

高齢者等避難情報、土砂災害危険警報、  
大雨危険警報 など

## 情報伝達の流れ



「#」を押した段階で受信確定となり、受信結果が区に伝達されます。  
※「#」を押さない場合、三分間隔で3回、繰り返し電話が鳴ります。  
※電話を受け取れなかった場合は、《050-5306-2683》にかけていただくと、発信した内容が音声で流れます（無料）。

## 磯子区緊急時情報伝達システム登録調査票

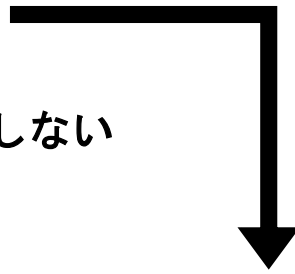
※ 昨年度までにシステムに登録申請され、かつ自治会町内会長の役職に変更がなく、登録の継続を希望される場合は、本登録票を改めてご提出いただく必要はございません。

令和8年 月 日

(申請先)  
横浜市磯子区長

申請者 住所  
氏名  
電話

登録を希望する  
本システムへの  
継続登録を希望しない



磯子区緊急時情報伝達システムへの登録を希望するので、次のとおり申請します。

氏名	
自治会町内会名	
登録を希望する 電話番号 ※一つまで	※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします。
登録該当要件	下記のいずれかにチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 地区連合町内会長の職にある <input type="checkbox"/> 自治会町内会長の職にある
備考	

### 【返送方法】

調査票に必要事項を記入のうえ、下記の問い合わせ先まで、直接ご持参いただく  
か、E-Mail、FAX 又は郵送にて返送をお願いします。

※ 区内全自治会・町内会長様へお送りしています。

自治会町内会長 様

磯子区総務課長

## 「活動アイデアが満載！」自治会・町内会防災研修会

### 1 研修会の概要

本研修会は、自治会町内会の町の防災活動に携わる皆様を対象に、日頃の防災活動の進め方や参加者を増やす工夫、町の防災組織活動費補助金の効果的な活用方法などを御紹介し、地域の防災活動の一助となることを目的としています。

### 2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 対象者

自治会町内会(町の防災組織)の防災担当など、地域の防災活動に関わる方

### 4 内容【講座形式】

(1) NPO法人プラス・アーツによる、

「無理なく進められる防災訓練企画のコツ」をテーマとした講座

(2) 区役所職員による、

「町の防災組織活動費補助金の効果的な活用方法」及び「具体的な活用事例」の紹介  
「防災アドバイザー派遣事業」の活用事例の紹介

### 5 日時（両日約90分）

(1) 令和8年7月1日（水）午後6時から午後7時30分まで

(2) 令和8年7月4日（土）午前10時から午前11時30分まで

### 6 実施場所

磯子区役所7階 701・702会議室(磯子3丁目5番1号)

### 7 申込期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）まで

### 8 申込方法

電子メール、FAX、または総務課窓口（6階64番窓口）への来庁のいずれかの方法により、氏名・自治会名・ご連絡先をお伝えください。

【申し込み先】磯子区役所 総務課 防災・危機管理推進担当

電話：750-2312 FAX：750-2530

Eメール：is-bousai@city.yokohama.lg.jp

詳しくは、以下の連絡先にお問い合わせください。

担当者：総務課防災・危機管理推進担当  
鈴木・古川・伊藤・前島  
Tel 750-2312 Fax 750-2530  
Eメール：is-bousai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会長 様

磯子区総務課長

## 自主防災組織による防災訓練の実施及び書類の提出について（依頼）

日ごろより、磯子区政の運営に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

地域の防災力向上のため、各自主防災組織（自治会町内会、連合町内会等）において防災訓練を実施していただいているところですが、訓練を実施した場合には、防災訓練実施報告書の作成及び提出をお願いいたします。

### 1 防災訓練実施報告書の作成・提出について（防災訓練を実施した全ての自主防災組織が対象）

- (1) 提出期限 **訓練終了後 14 日以内**
- (2) 提出先 **磯子区役所 総務課防災・危機管理推進担当**
- (3) 提出方法 次のいずれかの方法で御提出ください。

ア Eメール： [is-bousai@city.yokohama.lg.jp](mailto:is-bousai@city.yokohama.lg.jp)

イ FAX：750-2530

ウ 窓口：区役所6階 総務課64番窓口

※ 防災訓練実施報告書の様式は、磯子区ホームページの「防災」ページからもダウンロードすることができます。また、**訓練実施前の計画書の提出は不要**です。

※【ホームページ URL】

[https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/bosai\\_bohan/saigai/youshiki/jisyubousaisoshiki.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/bosai_bohan/saigai/youshiki/jisyubousaisoshiki.html)

### 2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 訓練への消防職員派遣や資機材等の貸出要請について

事前に担当の消防署または消防出張所へご相談をお願いいたします。同一日に複数の依頼が重なった場合、お受けできない可能性がございますので、まずはお電話にて、お早めの御相談をお願いいたします。

**※連合地区ごとに担当が異なりますので、ご注意ください。**

- (1) 根岸・滝頭・岡村・磯子・汐見台連合……………磯子消防署予防係 Tel：753-0119
- (2) 屏風ヶ浦・杉田連合……………杉田消防出張所 Tel：773-0119
- (3) 上笹下・洋光台連合……………洋光台消防出張所 Tel：831-0119

【担当】磯子区役所総務課防災・危機管理推進担当  
古川・前島

Tel：750-2312 Fax：750-2530

E-mail：[is-bousai@city.yokohama.lg.jp](mailto:is-bousai@city.yokohama.lg.jp)

# 令和8年度 防災訓練実施報告書

※訓練実施後14日以内にご提出をお願いいたします。

※この様式は、磯子区ホームページ「防災」ページでダウンロードできます。

自治会 町内会					
↑合同訓練の場合は、参加する全ての自治会町内会の名称(連合単位の場合は連合名のみ)を記入し、1枚のみ提出してください。					
会長 氏名		担当者 氏名		担当者 連絡先	
↑合同訓練の場合は、この計画書を作成した自治会町内会の会長・担当者を記入してください。					
実施日	月	日	会場	参加者数	人
参加者 内訳	町内会		人	消防団	人
	合同の場合は各町内会の合計を記入↑			家庭防災員	人
	(うち、小学生		人/中学生	人)	日赤奉仕団
↑中学生・小学生の参加があった場合は、忘れずに人数をご記入ください。					
訓練内容	[避難訓練]		[消火訓練]		[資機材取扱訓練]
	<input type="checkbox"/> 避難経路の確認		<input type="checkbox"/> 消火器の取扱い		<input type="checkbox"/> 炊き出し
	<input type="checkbox"/> 安否確認バンダナを 活用した訓練		<input type="checkbox"/> 消火栓の取扱い		<input type="checkbox"/> 防災資機材取扱い
	<input type="checkbox"/> 近隣者の安否確認		<input type="checkbox"/> 放水訓練		<input type="checkbox"/> 給水訓練(給水栓等)
	<input type="checkbox"/> 要援護者の避難支援		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
[避難場所の確認]		[応急救護訓練]		[防災知識の向上]	
<input type="checkbox"/> いੱつき避難場所		<input type="checkbox"/> 三角巾		<input type="checkbox"/> 防災講話	
<input type="checkbox"/> 地域防災拠点		<input type="checkbox"/> ロープワーク		<input type="checkbox"/> 防災ビデオ視聴	
<input type="checkbox"/> 広域避難場所		<input type="checkbox"/> 簡易担架組立て		<input type="checkbox"/> 防災マニュアル作成	
<input type="checkbox"/> 津波避難施設		<input type="checkbox"/> 心肺蘇生(AED)		<input type="checkbox"/> 防災マップ作成	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
[情報受伝達訓練]		[災害への備え]		[その他]	
<input type="checkbox"/> 通信訓練(トランシーバー等)		<input type="checkbox"/> 備蓄品の確認		<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイヤル		<input type="checkbox"/> 家具転倒防止の確認		<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> マイタイムラインの作成		<input type="checkbox"/>	
消防署又は 区役所から 支援を受け た場合	消防署による メニュー	<input type="checkbox"/> 消火器取扱訓練	<input type="checkbox"/> 初期消火器具取扱訓練	<input type="checkbox"/> 救命講習	
	区役所による 防災講話	<input type="checkbox"/> 避難訓練	<input type="checkbox"/> 各種講話(テーマ: )		
その他	良かった点、 課題と感じる 点など				
	今後取り組 んでみたい 訓練メニュー				

※防災ボランティア団体正式名称: 横浜市アマチュア無線非常通信協会の会・磯子区支部、横浜防災ライセンス・磯子、磯子区災害ボランティアネットワーク、磯子救命ボランティア

# 令和 年度 防災訓練実施報告書

※訓練実施後14日以内にご提出をお願いいたします。

※この様式は、磯子区ホームページ「防災」ページでダウンロードできます。

自治会 町内会	●●自治会				
↑合同訓練の場合は、参加する全ての自治会町内会の名称(連合単位の場合は連合名のみ)を記入し、1枚のみ提出してください。					
会長 氏名	磯子 花子	担当者 氏名	横浜 太郎	担当者 連絡先	123-4567
↑合同訓練の場合は、この計画書を作成した自治会町内会の会長・担当者を記入してください。					
実施日	9 月 1 日	会場	××公園	参加者数	65 人
参加者 内訳	町内会	50 人	消防団	3 人	防災ボランティア※
	合同の場合は各町内会の合計を記入↑ (うち、小学生 10 人/中学生 5 人)		家庭防災員	2 人	アマチュア無線 2 人 防災ライセンス 2 人
			日赤奉仕団	2 人	災害ボランティア 2 人 救命ボランティア 2 人
↑中学生・小学生の参加があった場合は、忘れずに人数をご記入ください。					
訓練内容	[避難訓練]		[消火訓練]		[資機材取扱訓練]
	<input checked="" type="checkbox"/> 避難経路の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 安否確認バンドナを 活用した訓練 <input type="checkbox"/> 近隣者の安否確認 <input type="checkbox"/> 要援護者の避難支援		<input checked="" type="checkbox"/> 消火器の取扱い <input type="checkbox"/> 消火栓の取扱い <input checked="" type="checkbox"/> 放水訓練 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 炊き出し <input checked="" type="checkbox"/> 防災資機材取扱い <input type="checkbox"/> 給水訓練(給水栓等) <input type="checkbox"/>
	[避難場所の確認]		[応急救護訓練]		[防災知識の向上]
	<input checked="" type="checkbox"/> いっつき避難場所 <input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点 <input checked="" type="checkbox"/> 広域避難場所 <input type="checkbox"/> 津波避難施設 <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 三角巾 <input type="checkbox"/> ロープワーク <input checked="" type="checkbox"/> 簡易担架組立て <input checked="" type="checkbox"/> 心肺蘇生(AED) <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 防災講話 <input type="checkbox"/> 防災ビデオ視聴 <input type="checkbox"/> 防災マニュアル作成 <input type="checkbox"/> 防災マップ作成 <input type="checkbox"/>
	[情報受伝達訓練]		[災害への備え]		[その他]
	<input checked="" type="checkbox"/> 通信訓練(トランシーバー等) <input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイヤル <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 備蓄品の確認 <input type="checkbox"/> 家具転倒防止の確認 <input checked="" type="checkbox"/> マイタイムラインの作成		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
消防署又は 区役所から 支援を受け た場合	消防署による メニュー	<input checked="" type="checkbox"/> 消火器取扱訓練 <input type="checkbox"/> 避難訓練 <input type="checkbox"/> 車両見学	<input type="checkbox"/> 初期消火器具取扱訓練 <input type="checkbox"/> 各種講話(テーマ: ) <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 救命講習	
	区役所による 防災講話	《テーマ》 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害	<input type="checkbox"/> 自助(備蓄、家具固定等) <input type="checkbox"/> 避難所	<input type="checkbox"/> 共助(防災訓練等) <input type="checkbox"/> その他( )	
その他	良かった点、 課題と感ずる 点など	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民同士で安全な経路や危険箇所等を確認しながら避難訓練を行うことができた。</li> <li>災害時に要援護者を支援する方法を決めておく必要がある。</li> <li>マイタイムラインの作成によって、個々の避難行動への理解が深まった。</li> </ul>			
	今後取り組 んでみたい 訓練メニュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者の安否確認・避難誘導訓練</li> <li>自助・共助の意識を高めるための防災講話</li> </ul>			

※防災ボランティア団体正式名称: 横浜市アマチュア無線非常通信協力会・磯子区支部、横浜防災ライセンス・磯子、磯子区災害ボランティアネットワーク、磯子救命ボランティア

自治会町内会長 様

磯子区総務課長

## 令和8年度 地域防災アドバイザー派遣の実施について

### 1 概要

町の防災組織の活性化や体制整備及び地域の共助の取組等を支援するため、防災の専門家をアドバイザーとして地域等に派遣します。

町の防災組織でどのような活動・訓練を行えばいいのか、地域に合った防災マニュアルをどのように作成するのか等、地域等の防災に関する疑問を解消するとともに、地域防災力の向上に繋げていきたいと考えています。

### 2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】申込みについてご検討をお願いします。

### 3 対象団体

町の防災組織（自治会町内会、マンション管理組合）

### 4 申込期間・派遣回数

・ 令和8年6月1日（月）から令和9年1月15日（金）まで（先着順）

（派遣（実施）期間は、令和8年6月22日（月）から令和9年3月12日（金）です。）

・ 派遣回数：1団体 2回から3回まで、派遣時間：1回あたり最大2時間程度

### 5 申込方法

派遣希望日の30日前までに、①横浜市電子申請システム、②Eメール、③FAX、④総務課窓口来庁（6階64番窓口）のいずれかにて「地域防災アドバイザー派遣申請書」をご提出ください。

【申し込み先】磯子区役所 総務課 防災・危機管理推進担当

電話：750-2312 FAX：750-2530

Eメール：is-bousai@city.yokohama.lg.jp



← 横浜市電子申請システム  
二次元コード

### 6 費用

アドバイザーの派遣に伴う費用（講師代）は区が全額負担します。

ただし、会場費など、講師代以外の費用が発生する場合は、自治会町内会等での負担をお願いします。（町の防災組織活動費補助金を活用することができます。）

担当者：総務課防災・危機管理推進担当  
鈴木・古川・伊藤・前島  
Tel 750-2312 Fax 750-2530

# 防災の悩みを抱える団体必見

地域の防災力向上をお手伝いします！

お住まいの自治会町内会やマンション管理組合で、  
防災訓練の企画や防災マニュアル作りにお困りではありませんか？

## 磯子区

# 地域防災アドバイザー派遣

！対象！  
町の防災組織  
マンション管理組合

活用事例

- ・ 防災訓練の企画支援
- ・ 防災マニュアル作成支援

防災の専門知識を  
有するアドバイザーを  
派遣します！

派遣回数

1団体につき **2～3回**  
(1回あたり約2時間程度)

申込期間

令和8年6月1日(月)から  
令和9年1月15日(金)まで

### 実施イメージ！

申込み

区役所へ  
派遣申込書を提出

アドバイザーと  
事前打合せ

アドバイザーと  
状況や目標を確認

アドバイザー  
派遣①

防災の基本講座  
・マニュアル  
骨子案作成など

アドバイザー  
派遣②

防災訓練の企画  
支援・マニュアル  
検討のグループ  
ワークなど

アドバイザー  
派遣③

住民への共有  
・訓練など

派遣終了！

訓練実施・  
マニュアル完成！

申込方法

- 横浜市電子申請システム
- Eメール ● FAX
- 磯子区役所総務課窓口

「自治会の防災マニュアルの見直しのきっかけになった」  
「防災マニュアルについて方向性が見えてきた」



詳細は二次元コードから  
ご確認くださいませ

お問合せ先

＼お問合わせはお気軽に！

## 磯子区役所

### 総務課 防災・危機管理推進担当

磯子区役所 6階64番窓口

☎ 045-750-2312

✉ is-bousai@city.yokohama.lg.jp



## 磯子区地域防災アドバイザー派遣申込書

令和〇年〇月〇日

(申込先)  
横浜市磯子区長

申込団体 代表者住所：横浜市磯子区〇〇丁目〇  
団体名：〇〇自治会  
代表者名：磯子 太郎  
連絡担当者 氏名：磯子 太郎  
電話番号：090-4444-★★★★  
Eメールアドレス：isogo@city.yokohama.jp

次のとおり、地域防災アドバイザーの派遣を申し込みます。

## 【同意事項・確認事項】

本申込書をアドバイザーに情報提供することについて承諾します。

アドバイザー派遣実施にあたり、派遣決定後にアドバイザーとの事前打ち合わせを行います。

内容	申込内容（該当に○をする）			
	○ <u>防災マニュアル作成支援</u> ・ 防災訓練支援 ・ その他（ ）			
	現在感じている課題 自治会独自の防災マニュアルを作成しておらず、いざ発災した際の自治会や会員の役割が不明確。きちんとマニュアル作成によって明確に整理したい。			
アドバイザーに求める役割 (できる限り詳細な依頼内容と当日の実施形式（定例会や訓練、講座）を御記入ください。 ※別紙可) ○依頼内容…防災マニュアルの作成に関する講義、アドバイスによる支援 ○実施形式…講座・ワークショップ形式 ○講師へ求める役割…1回目前半は各世代が抱える防災の課題に関する講義いただき、後半はグループワークでマニュアルを作成していくにあたり、各グループへアドバイスをいただきたい。 2回目は、講義：町の防災組織の役割、防災マニュアル作成に向けた宿題 3回目で、防災マニュアルを完成させたい。				
派遣希望時期	令和 8 年 10 月 頃			
予定回数 ・ 時間	派遣回数 ※2回～3回	3 回	総派遣時間 ※1回最大2時間まで	6 時間
地域 状況	団体の 概要	(団体の特徴、世帯数、防災活動の状況等をわかる範囲で御記入ください。) 高齢者から子育て世代まで幅広い年代の世帯が加入している。 世帯数は約500世帯ありほぼ戸建て。防災関係の課題として、実効性のある防災訓練（特に震災）を行いたいが、世代間によって訓練内容のニーズが異なるため苦慮している。また、団体としての防災マニュアルが存在しない。		
	地域の 概要	(地域特性、避難場所等の環境等をわかる範囲で御記入ください。) 比較的坂道が多く、崖地が多い。避難所は〇〇小学校となるが、山の上にあるため、坂道を上るのが困難なお年寄りもいる。		

磯子区連合町内会長会資料  
令和 8 年 5 月 18 日

自治会町内会長 様

磯子区区政推進課長

## 令和 8 年度磯子区運営方針の策定について【情報提供】

### 1 趣旨

令和 8 年度の磯子区の基本目標や目標達成に向けた施策などを示した「磯子区運営方針」を策定しましたので、お知らせいたします。

### 2 お願いしたいこと

【地区連長】地区定例会で地域協働推進員より説明しますので、ご承知おきください。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。

### 3 内容

別添の令和 8 年度磯子区運営方針をご参照ください。

### 4 参考資料

- (1) 令和 8 年度磯子区内での主な事業等
- (2) 令和 8 年度磯子区個性ある区づくり推進費の予算について

### 5 配布場所

磯子区運営方針は、区ホームページでご覧いただけるほか、磯子区役所 6 階企画調整係でも配布しています。

また、広報よこはま区版 6 月号に概要を掲載する予定です。

#### 【ホームページ】

- ・ 令和 8 年度磯子区運営方針

<https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kusei/uneihoshin-yosan/unei/>



- ・ 令和 8 年度磯子区個性ある区づくり推進費の予算について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kusei/uneihoshin-yosan/yosan/>



担当：磯子区区政推進課 小高・江成

電話：750-2331 Fax：750-2533

E-mail：is-kikaku@city.yokohama.lg.jp

# 令和8年度 磯子区 運営方針

## I 基本目標

令和8年度は、現在策定を進めている、「市民の実感」を最上位目標とした、「横浜市中期計画2026-2029」※1の初年度です。市民の皆様への暮らしの意識や状態を定期的に把握、検証しながら、「皆さまでともにつくる 笑顔あふれるまち・いそご」を目指す取組を推進することにより、「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」、そして、「明日をひらく都市」の実現につなげます。

区が地域とともに進める事業・取組の基本である「磯子区地域福祉保健計画(スイッチON 磯子)」の第5期計画が始まります。さらに、令和9年には、「区制100周年」を迎えるとともに、「横浜グリーンエキスポ」が開催される重要な年となります。このような節目の年を見据え、磯子区では、中期計画※1を踏まえ、地域・事業者等の皆さまでの連携・協働により、安心・安全で誰もが暮らしやすい魅力あふれるまちとして区民の皆様の実感の向上を目指し、三つの柱を軸に取組を推進します。



※1 令和8年5月原案発表

# 令和8年度 磯子区 運営方針

## II 目標達成に向けた施策

### 1 ともに創り、祝う区制100周年 ～地域の力と魅力にあふれるまち～

政策8

政策10

政策11

政策12

政策13



令和9年の区制100周年を皆さまと祝う取組がスタートします。これまでの100年を振り返り、自治会町内会や商店街、事業者など地域の皆さまと、次の100年について考えます。

また、脱炭素・循環型社会への理解を深めるための取組を進めるとともに、同年3月に開幕する「横浜グリーンエクスポ」に向けて地域資源を活かした機運醸成により期待感を高めます。

### 2 安心・安全なまち

政策1

政策2

政策8

「横浜市防犯のまちづくり推進条例(仮称)」の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた防犯環境の整備を支援するとともに、地域・学校・警察等との連携により、防犯対策の取組を進めます。

また、震災や激甚化する風水害への備えとして、様々な世代や多様な避難者への対応を含む自助・共助の取組を支援・啓発し、一人ひとりの備えを推進するとともに、地域防災力の向上を図ります。

### 3 子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすいまち

政策3

政策4

政策6

政策7

政策8

多様化する子育てニーズを踏まえた育児支援をはじめ、「第5期磯子区地域福祉保健計画(スイッチON磯子)」(計画期間:令和8～12年度)に基づく地域の皆さまの活動を支える取組を進めます。

地域包括ケアシステムの推進や区民の皆さまの健康づくりへの支援、障害のある方への支援に取り組むとともに、区内の外国人住民の増加を踏まえた多文化共生の推進を図ります。

## III 目標達成に向けた組織運営

### 1 信頼される区役所

- ・災害発生に備え、発災時には、地域の安心・安全のため迅速に行動します。
- ・地域課題の解決に向けて、地域の皆さまとの協働により取り組みます。
- ・多様性を尊重し、区民の皆さまに寄り添いながら対応します。

### 2 確実で効率的な業務執行

- ・個人情報をはじめ、行政が保有する情報を適切に取り扱います。
- ・データの活用・可視化を通じて新しいアイデアの創出や事業の見直しに取り組むとともに、AIの活用により業務効率化を図ります。
- ・様々な事件や事故のリスクに備えるとともに、発生時には組織として対応します。

### 3 職員が能力を発揮できる組織

- ・組織の枠を超えた連携や実践により、職員がいきいきと働ける風通しの良い職場を実現します。
- ・職員の自信、やりがいの向上に向けて、きめ細かな人材育成に取り組みます。
- ・「横浜市カスタマーハラスメント対策基本方針」に基づいた安心して働ける職場づくりを進めます。

# 【参考】主な事業・取組

## 1 ともに創り、祝う区制100周年 ～地域の力と魅力にあふれるまち～

### ◆磯子区制100周年記念事業

- ・区民参加による、小学生のアイデアや磯子の思い出などを取り入れた、いそご「百彩パネル」の制作
- ・楽しみながら福祉保健を学べる「スイッチON磯子」スタンプラリーの実施
- ・デザインマンホールの設置・広報
- ・100年今昔フォト事業の実施

### ◆脱炭素・GREEN×EXPO 2027推進事業

- ・横浜グリーンエクスポの開幕に合わせた子ども向け体験型環境啓発イベントの実施
- ・区内企業による夏休みエコ講座の開催

### ◆区の魅力創出・発信事業

- ・区民参加型による「磯子の逸品」の追加認定
- ・磯子の魅力発信サイト「ISOGO+」を活用したイベントなどの実施
- ・堀割川と大岡川、中村川や根岸湾をつなげるイベント等の実施



デザインマンホールの設置・広報



環境啓発イベント「こどもエコフェスタ」ワークショップ

## 2 安心・安全なまち

### ◆地域・学校防犯力強化事業

- ・地域・学校・警察等との連携による防犯対策及び啓発活動の実施
- ・自治会・町内会等による地域防犯対策への支援

### ◆地域と一緒に作る防災・減災事業

- ・自治会・町内会等への地域防災アドバイザー派遣
- ・ゲーム形式の訓練プログラム体験会の実施
- ・崖地・擁壁の不安や問題点に関する相談会実施
- ・地域防災拠点によるペット同行避難訓練への支援



汐見台地区防犯パトロール



地域防災拠点によるペット同行避難訓練

## 3 子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすいまち

### ◆磯子区地域福祉保健計画 (スイッチON磯子) 推進事業

- ・各地区での地域福祉保健活動に対する補助
- ・子どもたちの意見を事業に反映するための子どもワークショップの開催

### ◆子育て応援事業

- ・地域子育て支援拠点いそピヨの日曜日オープン
- ・父親をメインターゲットにした育児講座の開催及び身近な場所での相談機会の提供

### ◆区民の健康づくり応援事業

- ・出張健康チェック・健康相談の実施、がん検診・特定健診の啓発、おやこ歯っぴー教室等の実施

### ◆多文化共生推進事業

- ・いそご多文化共生ラウンジを中心とした、防災やごみの分別などの地域課題への取組等



フレイル予防の啓発活動



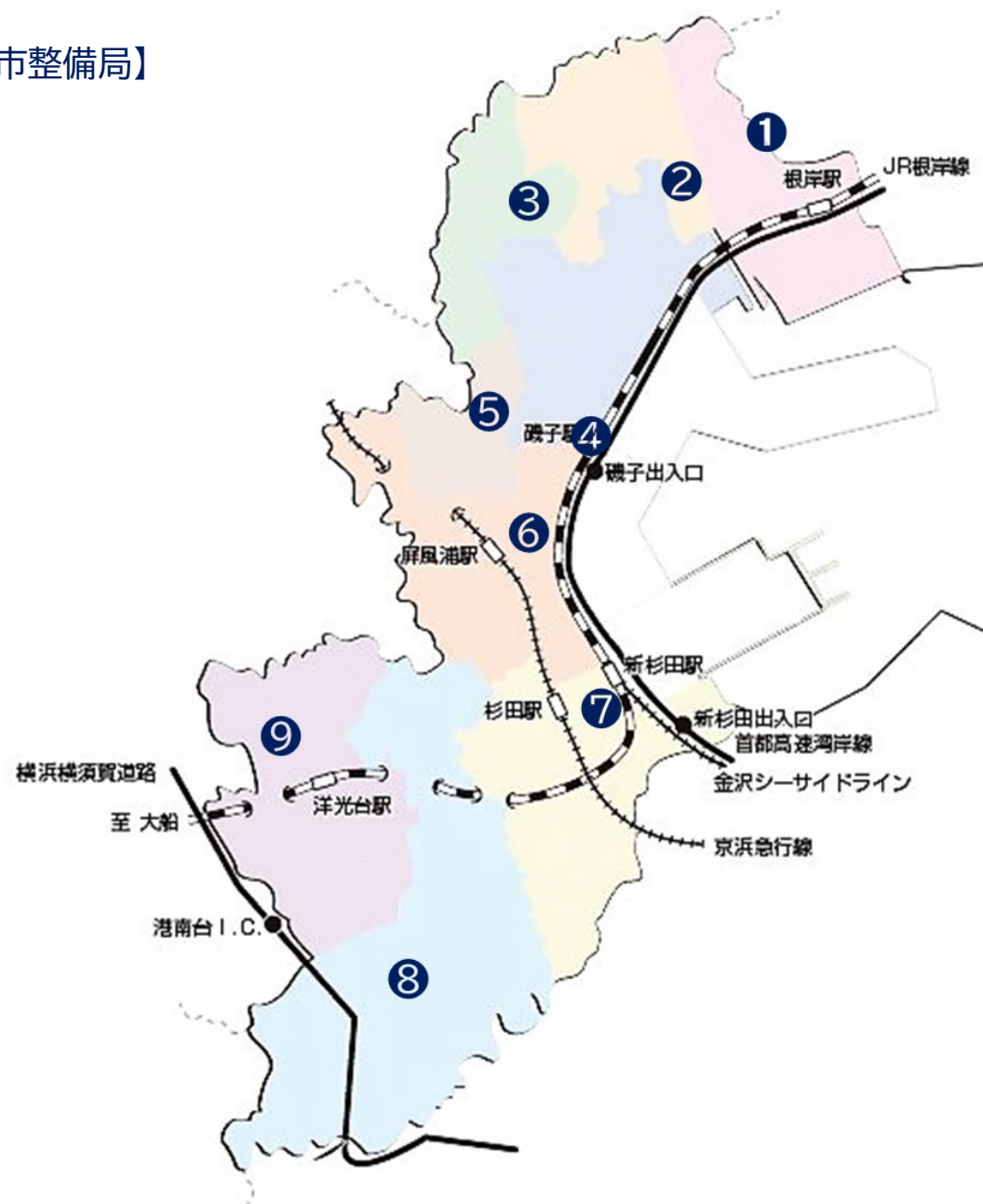
出張健康チェック

\*その他の事業については、「令和8年度磯子区個性ある区づくり推進費の予算について」をご覧ください。



## ◆ 令和8年度 磯子区内での主な事業等 ◆

- ① (仮称) 新根岸地区土地区画整理事業 (米軍返還前) に向けた調査・設計【都市整備局】
- ② 中浜町第二公園における防災型公園への改修検討【都市整備局】
- ③ 旧いそごハイムに係る各種検討【こども青少年局・磯子区】
- ④ 磯子駅前第二歩道橋の補修【磯子土木事務所】
- ⑤ 汐見台中学校体育館への空調設備新設【教育委員会事務局】
- ⑥ 屏風浦小学校体育館への空調設備新設【教育委員会事務局】
- ⑦ 新杉田駅周辺における浸水対策工事  
【下水道河川局(工事監督:磯子土木事務所)】
- ⑧ さわの里小学校におけるトイレの洋式化【教育委員会事務局】
- ⑨ 洋光台西公園におけるトイレの洋式化【磯子土木事務所】



# 令和8年度磯子区個性ある区づくり推進費の予算について

1	予算編成の考え方	1
2	予算概要	2
3	主要事業一覧	6
4	自主企画事業	27



磯子区



## 1 予算編成の考え方

令和8年度は、区が地域とともに進める事業・取組の基本である「磯子区地域福祉保健計画（スイッチ ON 磯子）の第5期計画」が始まる年であり、年度後半には、「区制100周年」がスタートするとともに、「GREEN×EXPO 2027」が開催される重要な年です。

その記念すべき年を契機として、磯子区の魅力をさらに高めるため、地域の方々が意見交換を行う場であるコスモスミーティングをはじめ、デジタルプラットフォームなど区民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、「誰もが安心して暮らせる、笑顔あふれるまち・いそご」の実現に向けて、以下の3項目を柱として事業に取り組んでまいります。

- I ともに創り、祝う区制100周年  
～地域の力と魅力にあふれるまち～
- II 安心・安全なまち
- III 子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすいまち

## 2 予算概要

### (1) 個性ある区づくり推進費 総括表

#### ア 歳出

(単位：千円)

区 分	令和8年度	令和7年度	増▲減	増減率
自主企画事業費	95,208	95,482	▲ 274	▲ 0.3%
統合事務事業費	48,549	49,326	▲ 777	▲ 1.6%
統合事務費	26,215	26,723	▲ 508	▲ 1.9%
統合事業費	22,334	22,603	▲ 269	▲ 1.2%
区庁舎・区民利用施設管理費	796,614	776,110	20,504	2.6%
合 計	940,371	920,918	19,453	2.1%

#### イ 歳入

(単位：千円)

区 分	令和8年度	令和7年度	増▲減	増減率
自主企画事業費	105	150	▲ 45	▲ 30.0%
統合事務事業費	2,097	2,155	▲ 58	▲ 2.7%
区庁舎・区民利用施設管理費	29,327	27,843	1,484	5.3%
広告収入	764	765	▲ 1	▲ 0.1%
光熱水費負担	13,170	12,957	213	1.6%
公会堂管理収入	13,437	13,578	▲ 141	▲ 1.0%
その他	1,956	543	1,413	260.2%
合 計	31,529	30,148	1,381	4.6%

#### 【財源創出の取組】

35件 16,263千円（歳出 16,255千円）の財源創出を実施しました。

予算編成にあたり、限られた財源を最大限に活用するため、「創造と転換」による歳出改革を基本方針とし、施策の見直しと財源創出に取り組みました。歳出削減に向けては、データを活用し、個々の事業について内容や手法の見直しを行いました。対象の分析や蓄積したノウハウの活用による既存事業の見直し、発信手段をデジタル化することによるペーパーレス化や効果的な周知を推進する等、コストを抑えつつより効果の高い施策への転換に努めました。また、歳入確保の新たな取組として広告収入を計上しました。

## (2) 個性ある区づくり推進費 事業区分別内訳

### ア 自主企画事業費

(単位：千円)

	令和8年度	令和7年度	増▲減	主 な 事 業	
I	ともに創り、祝う区制100周年 ～地域の力と魅力にあふれるまち～	56,760	50,981	▲ 5,779	・磯子区制100周年記念事業 ・脱炭素・GREEN×EXPO 2027推進事業 ・区の魅力創出・発信事業 など12事業
II	安心・安全なまち	14,042	14,474	▲ 432	・地域と一緒に作る防災・減災事業 ・地域・学校防犯力強化事業 など4事業
III	子どもから高齢者まで 誰もが暮らしやすいまち	24,406	30,027	▲ 5,621	・磯子区地域福祉保健計画(スイッチON磯子) 推進事業 ・子育て応援事業 など9事業
合 計	95,208	95,482	▲ 274	計 25事業	

### イ 統合事務事業費

#### (ア) 統合事務費

(単位：千円)

区 分	令和8年度	令和7年度	増▲減	説 明
統合事務費	26,215	26,723	▲ 508	各課の事務費

#### (イ) 統合事業費

(単位：千円)

区 分	令和8年度	令和7年度	増▲減	説 明
広報よこはま磯子区版発行事業	9,800	9,912	▲ 112	広報よこはま磯子区版の発行
区民相談事業	2,520	2,575	▲ 55	法律相談等の区民相談
クリーンタウン事業	2,344	2,368	▲ 24	ポイ捨て防止啓発及び指導、清掃業務委託
消費生活推進事業	609	615	▲ 6	消費生活推進に係る活動支援
スポーツ推進委員支援事業	2,116	3,260	▲ 1,144	スポーツ推進委員が行う事業に対する補助
青少年指導員協議会支援事業	3,249	2,160	1,089	青少年指導員協議会が行う事業に対する補助
学校・家庭・地域連携支援事業	1,154	1,166	▲ 12	青少年育成協議会等が行う事業に対する補助
緊急時情報システム運用事業	542	547	▲ 5	災害等における緊急時情報システムの運用
合 計	22,334	22,603	▲ 269	

### ウ 区庁舎・区民利用施設管理費

(単位：千円)

区 分	令和8年度	令和7年度	増▲減	説 明
区庁舎等	200,854	201,133	▲ 279	区庁舎、区民活動支援センター
土木事務所	12,818	11,411	1,407	磯子土木事務所
公会堂	40,952	39,369	1,583	磯子公会堂
地区センター	188,490	181,397	7,093	地区センター（4館）
ログハウス	11,723	11,201	522	洋光台駅前公園こどもログハウス
区民文化センター	146,202	141,638	4,564	磯子区民文化センター「杉田劇場」
老人福祉センター	44,528	43,051	1,477	老人福祉センター「喜楽荘」
コミュニティハウス	75,163	73,695	1,468	コミュニティハウス（7館）
国際交流ラウンジ	15,687	15,845	▲ 158	いそご多文化共生ラウンジ
区スポーツセンター	53,884	51,036	2,848	磯子スポーツセンター
その他（広場・遊び場等）	449	410	39	栗木スポーツ広場、子どもの遊び場（2か所） 町のほらっぱ（4か所）
区庁舎・区民利用施設修繕費	5,864	5,924	▲ 60	小破修繕
合 計	796,614	776,110	20,504	

(3) 自主企画事業一覧

(単位：千円)

No.	事業名	8年度 予算額	7年度 予算額	増▲減	スイッチON 基本目標	目次
I	ともに創り、祝う区制100周年 ～地域の力と魅力にあふれるまち～	56,760	50,981	5,779		
1	磯子区制100周年記念事業	6,800	0	6,800	II	P. 27
2	脱炭素・GREEN×EXPO 2027推進事業	6,618	7,513	▲ 895	II、III	P. 29
3	区の魅力創出・発信事業	5,200	5,900	▲ 700	II	P. 30
4	自治会町内会振興事業	5,333	5,236	97	II	P. 31
5	「区民のちから」発揮・活用事業	4,961	1,626	3,335	II、III	P. 32
6	磯子まつり事業	5,500	5,500	0	II	P. 32
7	商店街にぎわいづくり事業	4,030	4,120	▲ 90	II	P. 33
8	区民スポーツ振興事業	1,420	1,420	0	II	P. 34
9	地域文化活性化事業	985	785	200	I、III	P. 35
10	脱炭素・まちの美化推進事業	2,300	2,300	0	II	P. 35
11	区政推進事業	9,774	1,449	8,325	II、III	P. 36
12	区民満足度向上事業	3,839	4,432	▲ 593	I、II	P. 36
-	【統合終了】自治会町内会活動デジタル化支援事業	0	1,980	▲ 1,980	-	-
-	【統合終了】健民祭応援事業	0	2,700	▲ 2,700	-	-
-	【統合終了】広報・案内事業	0	6,020	▲ 6,020	-	-

～第5期スイッチ ON 磯子の基本理念・基本目標～

【基本理念】

「誰もが幸せに暮らせるまちをみんなでめざす」

【基本目標】

「I お互いを認めあい 自分らしく暮らせるまち」

「II つながりを通して 健やかに暮らせるまち」

「III 共に支えあう お互いさまのまち」

No.	事業名	8年度 予算額	7年度 予算額	増▲減	スイッチON 基本目標	目次
<b>Ⅱ 安心・安全なまち</b>		14,042	14,474	▲ 432		
13	地域と一緒に作る防災・減災事業	8,930	7,939	991	Ⅲ	P. 37
14	地域・学校防犯力強化事業	1,750	1,750	0	Ⅲ	P. 41
15	交通安全啓発事業	2,723	2,999	▲ 276	Ⅲ	P. 41
16	食と暮らしの安全確保事業	639	708	▲ 69	I、Ⅲ	P. 42
-	【統合終了】災害時要援護者支援事業	0	1,078	▲ 1,078	-	-
<b>Ⅲ 子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすいまち</b>		24,406	30,027	▲ 5,621		
17	磯子区地域福祉保健計画（スイッチON磯子）推進事業	6,512	9,510	▲ 2,998	Ⅲ	P. 43
18	子育て応援事業	6,102	5,122	980	I	P. 44
19	「STOP!こども虐待」事業	1,815	2,483	▲ 668	I、Ⅲ	P. 45
20	保育園地域子育て支援事業	854	836	18	I、Ⅲ	P. 47
21	青少年育成活動助成事業	860	860	0	Ⅲ	P. 48
22	区民の健康づくり応援事業	2,870	2,929	▲ 59	Ⅱ	P. 49
23	高齢者みんなで支えるまちづくり事業	1,871	2,014	▲ 143	I、Ⅱ	P. 50
24	障害者地域生活サポート事業	1,108	1,351	▲ 243	I、Ⅲ	P. 52
25	多文化共生推進事業	2,414	2,322	92	I	P. 53
-	【統合終了】地域の居場所づくり支援事業	0	2,600	▲ 2,600	-	-
<b>合計</b>		95,208	95,482	▲ 274		

～第5期スイッチON磯子の基本理念・基本目標～

**【基本理念】**

「誰もが幸せに暮らせるまちをみんなでめざす」

**【基本目標】**

「Ⅰ お互いを認めあい 自分らしく暮らせるまち」

「Ⅱ つながりを通して 健やかに暮らせるまち」

「Ⅲ 共に支えあう お互いさまのまち」

CITY OF YOKOHAMA

## 3 主要事業一覧

令和8年 第1回  
区づくり推進横浜市会議員会議

# 令和8年度 主要事業一覧





# 磯子区 令和8年度 主要事業一覧

## ともに創り、祝う区制100周年 ～地域の力と魅力にあふれるまち～

I

- ・ 磯子区制100周年記念事業
- ・ 脱炭素・GREEN×EXPO 2027推進事業
- ・ 区の魅力創出・発信事業
- ・ 区政推進事業

II

## 安心・安全なまち

- ・ 地域と一緒につくる防災・減災事業
- ・ 地域・学校防犯力強化事業

III

## 子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすいまち

- ・ 磯子区地域福祉保健計画（スイッチON磯子）推進事業
- ・ 子育て応援事業
- ・ 区民の健康づくり応援事業



# I ともに創り、祝う区制100周年 ～地域の力と魅力にあふれるまち～

12事業 56,760千円

# (1) 磯子区制100周年記念事業 (p. 27-28)

重点

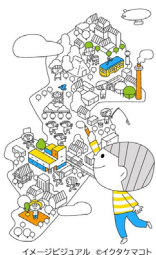
新規

6,800千円

区民・区内事業者等で構成する磯子区制100周年記念事業実行委員会とともに、磯子区のさらなる魅力発信に取り組み、住みたい・住み続けたいまちの実現を目指します。

## 区の実施（6事業）

- 1 いそご「百彩パネル」制作事業
- 2 「スイッチON磯子」スタンプラリー事業
- 3 デザインマンホール事業
- 4 100年今昔フォト事業
- 5 100周年機運醸成事業
- 6 100周年記念事業  
実行委員会支援事業



## (1) 磯子区制100周年記念事業 (p. 27-28)

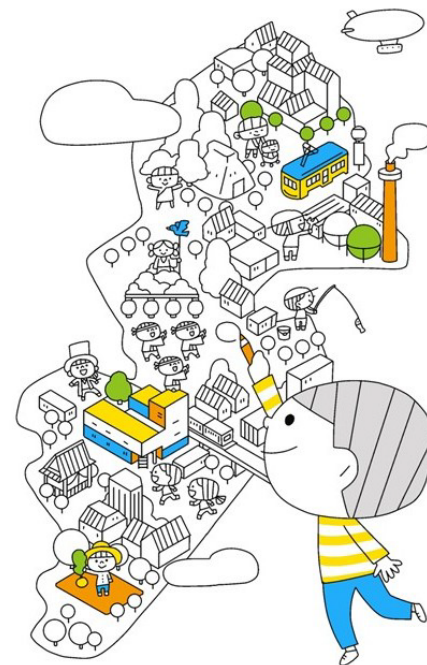
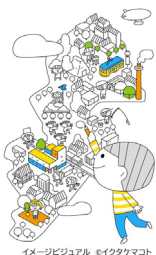
### ① いそご「百彩パネル」制作事業

磯子のまちをテーマにした、いそご「百彩パネル」を区民の皆様とともに制作します。

小学生を対象としたワークショップで集めるアイデアや一般募集している磯子の思い出を盛り込みます。

今後、「ISOGO+」等を通じて制作の様子等を発信していきます。

※完成した百彩パネルは杉田劇場に設置予定  
※大きさは幅約4m、高さ約2m



イメージビジュアル ©イクタケマコト

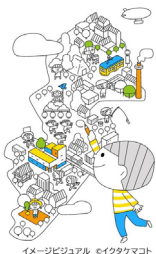
## (1) 磯子区制100周年記念事業 (p. 27-28)

### ② 「スイッチON磯子」スタンプラリー事業

「スイッチON磯子」の認知度向上や理解促進のため、地域住民が楽しみながら地域福祉保健を学べるスタンプラリーを実施します。磯子区制100周年をPRし、機運の醸成を図ります。

### ③ デザインマンホール事業

区制100周年を記念し、磯子区内に区独自のデザインマンホールを設置します。  
「ISOGO+」等での情報発信により、設置場所の情報提供と区制100周年をPRし、地域への関心と交流を促進します。



「デザインマンホールのイメージ画像」  
11

## (1) 磯子区制100周年記念事業 (p. 27-28)

### ④ 100年今昔フォト事業

磯子区制施行当時の風景と現在の風景との対比写真により歴史に思いを馳せるとともに、100歳を迎える区民の写真とメッセージ紹介を通じて、地域と人の魅力を次世代に伝え、地元への愛着をさらに深めます。



### ⑤ 100周年機運醸成事業

100周年記念グッズの製作、窓口装飾、広報物へのロゴマーク印刷などを行うことにより区制100周年の周知を図り、区民に100年を祝う機運を醸成します。

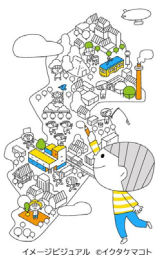
### ⑥ 100周年記念事業実行委員会支援事業

実行委員会に補助金を交付し、実行委員会が実施する100周年に向けた取組やイベントを支援します。



# (1) 磯子区制100周年記念事業 (p. 27-28)

## 【参考】 その他100周年関連取組一覧 (予定)



カテゴリー	取組内容
100周年関連イベント等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>区制100周年記念 読書活動推進講演会を開催</li> <li>地域子育て支援拠点「いそピヨ」等に区制100周年記念デザインのフォトブースパネルを設置</li> </ul>
GREEN × EXPO 2027との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>区役所前の花時計及び駅前花壇を区制100周年記念ロゴマーク入りピックで装飾</li> <li>保育園児が育てた苗に区制100周年記念ロゴマーク入りピックを付けて地域へ配布</li> </ul>
デジタルコンテンツによる情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>『ISOGO+』で区制100周年にちなんだ情報発信やイベントを実施</li> <li>区制100周年記念の映像コンテンツを作成し、デジタルサイネージ等で放映</li> </ul>
区制100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズを活用したPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤ちゃんの誕生記念に配布している磯子区オリジナルの手形・足形アルバムに区制100周年記念カバーを付けてプレゼント</li> <li>各種の広報媒体や配布物へ区制100周年記念ロゴマークやキャッチフレーズを刷り込み</li> </ul>

## (2) 脱炭素・GREEN×EXPO 2027推進事業 (p. 29)

重点

拡充

6,618千円

区内企業等と連携し、主に未来を担う子どもたちに対して循環型社会・脱炭素社会への理解を深める啓発等を実施するとともにGREEN×EXPO 2027の機運醸成を図ります。

### 啓発イベントや講座の実施

- ・ GREEN×EXPO 2027 の開幕に合わせ子ども向け体験型環境啓発イベントを実施
- ・ 区内企業による夏休みエコ講座の開催



「環境啓発イベント  
(R6年度の様子)」

### 花時計・駅前花壇を使ったPR

- ・ 区役所前の花時計及び駅前花壇にGREEN×EXPO 2027 及び区制100周年をPRするピックの設置




「区役所前の花時計」



## (2) 脱炭素・GREEN×EXPO 2027推進事業 (p. 29)

### 【参考】その他GREEN×EXPO 2027関連取組一覧

カテゴリー	取組内容
GREEN×EXPO 2027 イベント等の開催	・ GREEN×EXPO 2027ロゴ入りピック付の保育園児が育てた苗の地域への配布
ロゴ・キャッチフレーズを活用したPR	・ 各種広報・啓発物品へのGREEN×EXPO 2027ロゴ印刷
GREEN×EXPO 2027 シドモア桜の育成	・ GREEN×EXPO 2027開催500日前を記念して「堀割川いそご棧橋」に植樹したシドモア桜（ソメイヨシノ）の育成。  「シドモア桜の植樹式」



### (3) 区の魅力創出・発信事業 (p. 30)

重点

5,200千円

磯子区への愛着や誇りを育み、住み続けたい、訪れたいと思ってもらえるまちを目指すため、磯子区制100周年及びGREEN×EXPO 2027に向けた機運醸成と区の魅力創出・発信を一体的に行います。

#### 魅力発信サイト「ISOGO+」

- ・ 区民参加による「磯子の逸品」追加認定
- ・ 磯子の自然や歴史、みどころなどのコンテンツ拡充



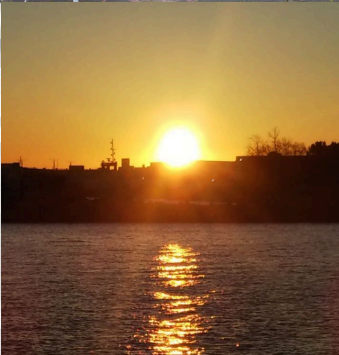
「魅力発信サイト「ISOGO+」

#### 堀割川の魅力発信

- ・ 堀割川と大岡川、中村川や根岸湾をつなげるイベント等を実施



「堀割川の日」



## (4) 区政推進事業 (p. 36)

新規 9,774千円

区民ニーズを踏まえた行政運営を行っていくために区民意識調査を実施します。生活満足度や磯子区への愛着をはじめ、生活環境や地域活動等について分析します。

### 区民意識調査

- ・ 区民ニーズを把握するため、アンケート調査を実施
- ・ 今後の区政運営の参考とするため、調査結果を分析





## Ⅱ 安心・安全なまち

4事業 14,042千円

Ⅱ

Ⅲ

## (5) 地域と一緒につくる防災・減災事業 (p. 37-40) 横浜市

重点

拡充

8,930千円

地域が主体となっていく防災訓練の支援、区民の自助・共助の意識向上や取組促進を目的とした啓発などを行うことで、災害時への備えを実施している区民を増やし、減災につなげます。

### 防災講座

- ・ 地震や風水害に対する備えや避難行動等に関する出前講座
- ・ 新たに在住外国人も対象に実施



「防災講座」

### 地域防災アドバイザー派遣

- ・ 町の防災組織が抱える課題解決のため専門家を派遣
- ・ 派遣対象を地域防災拠点にも拡大



「地域防災アドバイザー派遣」



## (5) 地域と一緒につくる防災・減災事業 (p. 37-40) 横浜市

重点

拡充

8,930千円

発災時にペット同行避難が円滑に進むよう、地域防災拠点において、実際にペットが参加する訓練を、区内3～4か所で実施します。

さらに、災害時でも安定した通信環境が確保できる地域BWA等を活用し、医療機関などと連携した訓練を実施します。

### ペット同行避難訓練の支援

- ・ 先行事例の紹介
- ・ 必要な資機材や訓練時の人的支援

### 災害時医療連携事業

医療機関等と連携した訓練

- ・ 災害医療合同訓練
- ・ のぼり旗掲出訓練
- ・ 情報受伝達訓練



「ペット同行避難訓練」

## (6) 地域・学校防犯力強化事業 (p. 41)

**重点**
**1,750千円**

区民が暮らしやすい「安心して安全なまち」を実現するため、地域や警察と連携し、犯罪を未然に防ぐための防犯対策の取組を進めます。特に、地域が主体的に行うパトロールの支援に力を入れていきます。

### 防犯活動支援事業

- ・ 地域への防犯活動物品の貸与を通じた防犯意識の高いまちづくり
- ・ 安全安心メールを活用した防犯の啓発
- ・ 磯子警察署と連携した特殊詐欺等防止の取組

### 安全・安心まちづくり推進協議会運営

- ・ 功労者表彰の実施
- ・ 中学生ポスターコンクールの実施及び優秀作品の掲示による地域への啓発



「汐見台地区パトロール」





### Ⅲ 子どもから高齢者まで 誰もが暮らしやすいまち

9事業 24,406千円



## (7) 磯子区地域福祉保健計画（スイッチON磯子） 横浜市 推進事業 (p. 43)

重点

拡充

6,512千円

第5期スイッチON磯子（計画期間：令和8～12年度）に基づき、基本理念である「誰もが幸せに暮らせるまちをみんなでめざす」の実現を目指します。

新たな取組として、こどもの意見を事業に反映させるため、こどもワークショップを開催します。

### 地域の取組

- ・各地区での地域福祉保健活動に対する補助

### 普及啓発

- ・地域福祉保健に関する講演会

### こどもの意見の反映

- ・こどもワークショップの開催



「ボッチャ大会（屏風ヶ浦地区）」



「スイッチON磯子講演会」



## (8) 子育て応援事業 (p. 44-45)

重点

拡充

6,102千円

妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援を進め、保護者が子育てに関する相談をしやすい環境を作ることで、“子育てしやすいまち 磯子”の実現を目指します。

### Sundayいそピヨ推進事業

- ・ 「いそピヨ」の日曜日開所（Sundayいそピヨ）及び男性も参加しやすいイベントの実施を年12回へ拡大
- ・ アウトリーチによる知名度向上や相談体制の充実

### 「いそっこマップ」の改訂

- ・ 様々な子育て情報を提供する「いそっこマップ」を最新情報にアップデート



「Sundayいそピヨ」



「いそっこマップ（現行版）」



## (9) 区民の健康づくり応援事業 (p. 49)

重点

拡充

2,870千円

区民が自ら健康づくりに取り組めるように、知識や技術の普及・啓発、身近な地域での健康づくり活動の支援をすることで、健康寿命の延伸を目指します。

### 出張！健康づくり応援隊

- ・保健師・栄養士・歯科衛生士が地域の催し等に出張地域の方と協力して生活習慣改善につなげるための相談やイベントを実施



「出張！健康づくり応援隊/日清オイリオ横浜磯子春まつりでの噛むカチェックの様子」

### がん検診・特定健診啓発事業

- ・パネル展等を通じたがん検診・特定健診の啓発  
区内協力生花店と連携した乳がん検診啓発



「がん検診啓発事業/協力生花店での乳がん検診啓発グッズ配布の様子」

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

## 4 自主企画事業

【重点】：重点事業、【新規】：新規事業、【拡充】：拡充事業】

### I ともに創り、祝う区制100周年 ～地域の力と魅力にあふれるまち～

【12事業 56,760千円】

令和9年に迎える磯子区制100周年を、区民の皆さまと盛大に祝う記念事業がスタートします。100年の歩みを振り返り、まちを築いてきた方々への感謝を込めて、未来へつなぐまちづくりを進めます。また、多様化する地域課題に対応するため、自治会町内会や商店街、事業者と協力し、地域の活性化を図ります。さらに、GREEN×EXPO 2027に向け、地域資源を活かした機運醸成や脱炭素の取組を進め、地域の力と魅力にあふれるまちを目指します。

事業名	事業内容
<p>1 磯子区制100周年記念事業 <b>重点</b> <b>新規</b>            [予算額：6,800千円]</p> <p>＜総務課＞            ＜区政推進課＞            ＜地域振興課＞            ＜戸籍課＞            ＜税務課＞            ＜福祉保健課＞            ＜高齢・障害支援課＞            ＜こども家庭支援課＞            ＜保険年金課＞</p>	<p>令和9年1月から区制100周年事業がスタートし、同年3月にはGREEN×EXPO 2027が開催されます。両事業が同時期に開催されることを意識しながら、区民・区内事業者等で構成する磯子区制100周年記念事業実行委員会とともに、磯子区の歴史を振り返り、魅力を発見する事業、こどもたちと笑顔あふれるまちを育む事業を行います。</p> <p>区制100周年を区民の皆様とともに盛り上げ、区の魅力再発見に繋げ、住みたい・住み続けたいまちの実現を目指します。</p> <p>(1) いそご「百彩パネル」制作事業            磯子のまちをテーマにした、いそご「百彩パネル」を区民の皆様とともに制作し、磯子区に対する愛着や地域に対する誇りを醸成します。            (令和9年完成予定)</p>



<土木事務所>

【アウトカム指標(全)】

磯子区に対して愛着や誇りを感じる区民の割合(区民意識調査)

75.0%

ア 小学生を対象としたワークショップの実施《4～7月》

イ 一般募集している磯子の思い出や、ワークショップ等を踏まえたデザイン画の制作《2月》

(2) 「スイッチ ON 磯子」スタンプラリー事業

「スイッチ ON 磯子」の認知度向上や理解促進のため、地域住民が楽しみながら地域福祉保健を学べるスタンプラリーを実施します。磯子区制 100 周年について PR し、機運の醸成を図ります。

(3) デザインマンホール事業

区制 100 周年を記念し、磯子区内に区独自のデザインマンホールを設置します。「ISOGO+」等での情報発信により、設置場所の情報提供と区制 100 周年を PR し、地域への関心と交流を促進します。

(4) 100 年今昔フォト事業

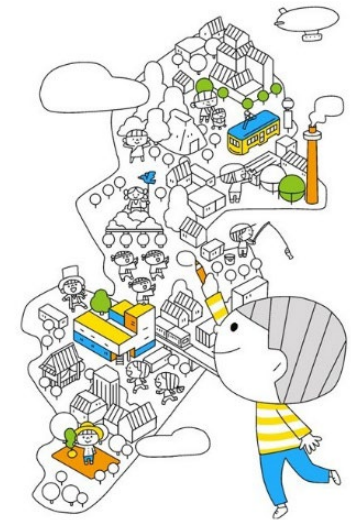
磯子区制施行当時の風景と現在の風景との対比写真により、歴史に思いを馳せるとともに、100 歳を迎える区民の写真とメッセージ紹介を通じて、地域と人の魅力を次世代に伝え、地元への愛着をさらに深めます。

(5) 100 周年機運醸成事業

100 周年記念グッズの製作、窓口装飾、広報物へのロゴマーク印刷などを行うことにより区制 100 周年の周知を図り、区民に 100 年を祝う機運を醸成します。

(6) 100 周年記念事業実行委員会支援事業

磯子区制 100 周年記念事業実行委員会に補助金を交付し、実行委員会が実施する 100 周年に向けた取組やイベントを支援します。



イメージビジュアル ©イクタケマコト

「百彩パネルイラストイメージ」



「デザインマンホール」

2 脱炭素・GREEN×EXPO  
2027 推進事業

重点 拡充

[予算額：6,618 千円]

<区政推進課>

<地域振興課>

【アウトカム指標】(1)

当課実施イベント・講座参加者アンケートにおいて環境行動を意識して生活すると回答した人の割合

90%

区内企業等と連携し、主に未来を担う子どもたちに対して循環型社会・脱炭素社会への理解を深める啓発等を実施し、日常生活での「GO GREEN」を意識した環境の行動を意識するとともに GREEN×EXPO 2027 の機運醸成を図ります。

(1) 脱炭素推進事業

ア GREEN×EXPO 2027 の開催を記念するイベントとして子ども向け体験型環境啓発イベントを実施《1回 3月》

イ 磯子事業会と連携し、小学生を対象としたエコ講座を区内施設で実施《全5回程度 7～8月》

ウ 区庁舎内の常設展示の活用により GREEN×EXPO 2027 及び区制100周年のPRを実施

エ 区庁舎及び区内施設における植物発電の展示

(2) 磯子のまち花いっぱい事業 拡充

区民向けの花の種及び球根の配布、及び区役所前の花時計や駅前花壇の植え替えの実施、花時計及び駅前花壇で GREEN×EXPO 2027 及び区制100周年PRの実施



「磯子区制100周年PR特設ブース」



「子ども向け体験型環境啓発イベント」

GREEN×EXPO 広報・推進活動事業【脱炭素・GREEN×EXPO推進局から再配当】

GREEN×EXPO 2027 の機運醸成に向けて、磯子区におけるPRの実施

各区における地域に根差した緑や花の楽しみづくり事業【みどり環境局から再配当】

区内の駅前広場等にガーデンネックレス横浜や GREEN×EXPO 2027 をPRする花壇を設置するほか、区内公園愛護会し公園にて区の花コスモスの育成を実施



「区民まつりでの球根・花の種配布」

3 区の魅力創出・発信  
事業 **重点**

[予算額：5,200 千円]

<区政推進課>

【アウトカム指標】(1)
磯子区魅力発信サイト 閲覧回数
90,000回

磯子区への愛着や誇りを育み、住み続けたい、訪れたいと思ってもらえるまちを目指すため、磯子区制 100周年及び GREEN×EXPO 2027 に向けた機運醸成と区の魅力創出・発信を一体的に行います。

(1) 磯子区の魅力情報発信事業

- ア 区民参加型による「磯子の逸品」の追加認定《1月》
- イ 広報よこはまと連動した「磯子の逸品」クーポン企画の実施《全5回》
- ウ 「ISOGO+」(いそごふらす)において、磯子の自然や歴史、みどころなどのコンテンツを拡充

(2) 堀割川の魅力づくり活動支援

地域団体によるイベント・広報活動等の支援

(3) 堀割川の親水活用事業

磯子区の歴史の一部である堀割川や水際線の魅力発信に向け、堀割川と大岡川、中村川や根岸湾をつなげるイベント等を実施《全2回》



「魅力発信サイト「ISOGO+」  
(いそごふらす)」



「堀割川の日における堀割川の魅力発信」

<p><b>4 自治会町内会振興事業</b>  <b>[予算額：5,333千円]</b>  <b>&lt;地域振興課&gt;</b></p>	<p>自治会町内会の活動支援や負担軽減等、地域の振興に寄与する取組を進めることで、自治会町内会加入率の向上や自治会町内会活動の充実、持続可能な自治会町内会運営につなげます。</p>		
<p><b>【アウトカム指標(全)】</b></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="165 443 517 491">自治会町内会加入率</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 491 517 603">前年度実績以上 【参考：6年度実績】 67.6%</td> </tr> </table>	自治会町内会加入率	前年度実績以上 【参考：6年度実績】 67.6%	<p>(1) 自治会町内会支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 加入申込書（多言語版（英語・中国語・韓国語）ほか）・加入促進チラシの配布</li> <li>イ 自治会町内会用会計システム操作講習会《4回》</li> <li>ウ 自治会町内会会計に関するアドバイザー派遣・相談《7回》</li> <li>エ 掲示板設置等補助事業</li> </ul> <p>(2) 自治会町内会役員等表彰事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 自治会町内会感謝会</li> <li>イ 自治会町内会役員等表彰</li> </ul> <p>(3) 自治会町内会デジタル化お助け事業《20回》</p> <p>デジタル機器の初歩的な取扱いや自治会町内会のホームページ作成など、きめ細やかな支援を実施</p>
自治会町内会加入率			
前年度実績以上 【参考：6年度実績】 67.6%			



「自治会町内会感謝会の様子」

5 「区民のちから」発揮・活用事業

[予算額：4,961千円]

<地域振興課>

【アウトカム指標(1)】
地域力の取組を通して地域と関わりを持った人の数
50人

いそご区民活動支援センターを中心とした地域活動の担い手育成、講座の実施や情報発信により、自治会町内会や活動グループ・団体を支援することで、多くの区民が地域活動に主体的に参加できる環境を整えます。

(1) 「区民のちから」発揮・活動支援事業

- ア 若者世代ボランティア派遣事業《通年》
- イ 地域の担い手育成交流会《1回》
- ウ いそご地域活動フェス《1回》
- エ スキルアップ講座《2回》
- オ いそご区民活動支援センター運営事業

(2) 磯子区連合町内会行事支援事業《9地区》

地域の様々な団体が連携して実施する行事(健民祭等)を支援することで、地域のつながりを強化し、地域に対する愛着や誇りを育みます。

(3) 地域の居場所づくり支援事業《3団体》

多世代による多様な地域活動を活発にし、地域に顔の見える関係づくりを進めるため、地域交流の場や居場所づくりを進める団体に対して、空き家や空き店舗等を活用した施設改修や活動などのための補助金を交付します。



「森南納涼祭」



「第60回滝頭地区健民祭」

6 磯子まつり事業

**拡充**

[予算額：5,500千円]

<地域振興課>

【アウトカム指標(全)】
来場者アンケートの満足度の割合
99%

区民・区内活動団体・区内企業等で構成する実行委員会が主体となり、磯子まつりを開催することで、磯子区の賑わいや活性化を推進し、区民の皆様の磯子区への愛着と一体感の醸成を目指します。

第50回磯子まつりは、区制100周年に繋がる取組を実施し、区民の皆さまと一緒に機運を高めてまいります。**拡充**

「第50回磯子まつり」(9月27日予定)

【参考】

第49回磯子まつり 来場者数 47,000人



「第49回磯子まつり」(R7)

7 商店街にぎわいづくり事業

[予算額：4,030 千円]

<地域振興課>

【アウトカム指標(全)】

商店街宝くじ実施期間中に来店者が増えた参加店舗の割合

20%

商店街の魅力の積極的な発信や商店街で行うイベント等の支援を行い、商店街を訪れる契機につなげることで、にぎわいの創出及び地域コミュニティの活性化を目指します。

(1) 商店街朝市《5回》

区役所屋外駐車場や他のイベント会場へ出店して開催

(2) 商店街魅力発信イベントの実施

磯子区商店街連合会と連携し、商店街の店舗を巡ることで、商店街の魅力をPRする商店街宝くじを実施《10～11月》

(3) 商店街マップの配布

商店街を紹介する冊子を作成し、商店街、区内郵便局、区役所窓口やイベント等で配布することで、商店街の情報及び魅力を発信



「商店街朝市」



「商店街マップ」「いそご商店街宝くじ」

横浜市商店街活性化イベント助成事業【経済局から再配当】

魅力ある商店街づくりや商店街の活性化を図ることを目的として商店街等が実施するイベントにかかる経費を補助します。

商店街プレミアム付商品券支援事業【経済局事業】

地域経済の活性化を図るため、商店会等が主体となって発行する商品券事業に係る経費を補助します。

**8 区民スポーツ振興事業**

[予算額：1,420千円]

<地域振興課>

【アウトカム指標(全)】

【横浜市民スポーツ意識調査】1年間で運動やスポーツを週1回以上実施した(磯子区)

70%

磯子区スポーツ協会加盟団体やスポーツ振興団体が開催する区民大会やスポーツ教室の支援及び区民がスポーツに親しむ機会を提供することで、区民のスポーツを通じた健康づくりを促進し、心身の健康増進や生きがいがづくりにつながります。

(1) スポーツ振興活動補助金交付事業

磯子区スポーツ協会加盟団体等が開催する区民スポーツ大会や教室へ補助金を交付。《学童野球・綱引・剣道・駅伝大会等 20事業程度》

【参考】令和7年度 15事業交付済

(2) トップスポーツチームとの連携を通じた機運醸成事業

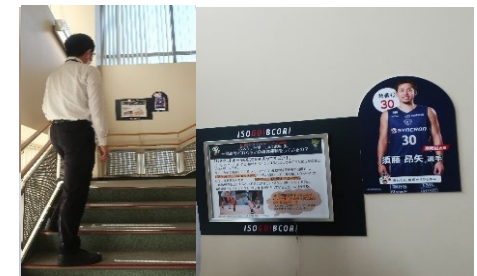
磯子区連合町内会長会とともにホームタウン協定を締結した横浜ビー・コルセアーズとの連携により、スポーツの振興を図ります。《通年》

ア 試合観戦企画(区民DAY)《1回 4月》



イ スポーツチームと連携した区制100周年など区事業のPR等



「秋季磯子区民剣道錬成大会」



「横浜ビー・コルセアーズと連携した  
いそご健康階段」

<p>9 地域文化活性化事業 <b>拡充</b>  [予算額：985千円]  &lt;地域振興課&gt;</p> <table border="1" data-bbox="165 416 510 552"> <tr> <td>【アウトカム指標(3)】</td> </tr> <tr> <td>いそご芸術文化祭来場者数</td> </tr> <tr> <td>2,600人</td> </tr> </table>	【アウトカム指標(3)】	いそご芸術文化祭来場者数	2,600人	<p>令和7年4月に策定した第三次磯子区読書活動推進目標に基づき、乳幼児から高齢者まで、すべての世代が読書に親しむ機会を創出し、読書活動の推進を図ります。また、地域の文化活動団体への支援及び様々なグループの発表の場や芸術鑑賞の機会をより多く提供することで、磯子区の文化の活性化を図ります。</p> <p>(1) 読書活動推進講演会《1回 2月》 <b>拡充</b>  100周年記念講演会の実施</p> <p>(2) まちじゅう図書館事業《全4回 7・9・11・1月》  身近な施設で本を楽しんでいただくため、ライフステージに合わせた本のセットを地区センター等の区民利用施設間で巡回展示</p> <p>(3) 「いそご芸術文化祭」参加事業への助成《18事業》</p> <p>(4) 区民ホールギャラリーでの展示《通年》  区内のグループ等による創作物（絵画等）を週替わりで展示</p>  <p>「まちじゅう図書館事業  (根岸地区センター)」</p>
【アウトカム指標(3)】				
いそご芸術文化祭来場者数				
2,600人				
<p>10 脱炭素・まちの美化推進事業  [予算額：2,300千円]  &lt;地域振興課&gt;</p> <table border="1" data-bbox="165 995 510 1169"> <tr> <td>【アウトカム指標(全)】</td> </tr> <tr> <td>区民1人あたり1日に排出する燃やすごみの量</td> </tr> <tr> <td>374グラム</td> </tr> </table>	【アウトカム指標(全)】	区民1人あたり1日に排出する燃やすごみの量	374グラム	<p>3 R + Renewable<sup>リニューアブル</sup>※の推進やポイ捨て防止等まちの美化について、様々な普及・啓発活動を行い、区民が排出する燃やすごみの量を減らすことで、GREEN×EXPO 2027を見据えた脱炭素社会の実現を目指します。</p> <p>※Renewable<sup>リニューアブル</sup>：再生可能な資源に置き換えることであり、例えば、木や紙などの代替やバイオマス素材プラなどを使用した製品を選ぶこと</p> <p>(1) イベント等の機会を活用した啓発活動</p> <p>(2) 保育園・幼稚園、小学校等での啓発活動</p> <p>(3) もったいないノートの配布《1回 7月》</p> <p>(4) 環境施設見学会《1回 8月》</p> <p>(5) リサイクル工作教室《2回 8月》</p> <p>(6) 磯子駅周辺において、周辺事業者等の協力による清掃活動の実施</p> <p>(7) 横浜マラソン区内コース沿道清掃《1回 10月》</p> <p>(8) 拾ったごみの量と質でポイントを競い合うごみ拾いイベントの開催  《1回 12月》</p>  <p>「今年度のスポGOMI大会  in 磯子の様子」</p>
【アウトカム指標(全)】				
区民1人あたり1日に排出する燃やすごみの量				
374グラム				

11 区政推進事業

新規

[予算額：9,774 千円]

＜区政推進課＞

【アウトカム指標】(1)
行政サービスをはじめとした総合的な生活環境について満足していると答えた割合
65%

地域課題の解決に向けて必要な調査を行うとともに、主要事業の企画・進行管理や、効果的でわかりやすい情報発信等を行うことで、区の行政運営を効果的・効率的に推進します。

また、総合案内で丁寧な庁舎案内を行うほか、区内に設置する案内サインの点検・修繕等を行うことで、親しみやすく、利用しやすい区役所を実現します。

- (1) 来庁者への親切丁寧な庁舎案内を実施
- (2) 生活に必要な情報や区の魅力を伝える情報をまとめ、転入者等へ配布するほか、区内の魅力的な風景等を撮影した広報素材の収集・活用
- (3) 区民生活に関わりの深い各種統計情報を掲載した「磯子区統計白書」の発行《1回》
- (4) 案内サインの点検・修繕等《3月》
- (5) 運営方針の策定、周知《策定 5月、周知 6月》
- (6) 区民ニーズを踏まえた行政運営を行うため、区民意識調査を実施 新規 《1月》



「親切丁寧な庁舎案内」

12 区民満足度向上事業

[予算額：3,839 千円]

＜総務課＞

【アウトカム指標(1)イ】
講演会で人権の大切さへの理解が深まった人の割合
80%

職員一人ひとりの窓口対応力の向上や人権意識の向上を図る研修等を実施するとともに、来庁者にとって利用しやすい庁舎環境の整備を行うことで、安心・信頼して行政サービスを受けることのできる区役所を実現します。

- (1) 研修、講演会等の開催
  - ア 対応力向上研修《7回》
  - イ 人権啓発講演会《1回》
- (2) 区庁舎環境整備事業
 

来庁者向け Wi-Fi や窓口発券システムの運用等、お客様の利用しやすい窓口環境を整備するとともに来庁者が利用しやすい庁舎環境を整備



「窓口発券システムによる混雑緩和」

## II 安心・安全なまち

【4事業 14,042千円】

首都直下地震や南海トラフ巨大地震など大規模災害の発生が懸念される中、震災や激甚化・頻発化する風水害に備え、様々な世代や多様な避難者への対応を含めた自助・共助の取組の支援や啓発等により、一人ひとりの備えと地域の絆をさらに浸透させ、地域防災力の向上を図ります。また、地域・学校・警察等と連携した防犯や交通安全対策をより一層強化し、安心・安全なまちづくりを推進します。

事業名	事業内容
<p>13 地域と一緒につくる防災・減災事業</p> <p><b>重点 拡充</b></p> <p>[予算額：8,930千円]</p> <p>＜総務課＞</p> <p>＜福祉保健課＞</p> <p>＜生活衛生課＞</p> <p>＜高齢・障害支援課＞</p> <p>【アウトカム指標】(1)ア</p> <p>防災アンケート「災害に備えて3日以上食料・飲料水の備蓄を行っている」回答した人の割合</p> <p>65%</p>	<p>地域が主体となつて行う防災訓練の支援、区民の自助・共助の意識向上や取組促進を目的とした啓発、防災ボランティア団体の活動支援、区災害対策本部の充実強化を行うことで、災害時への備えを実施している区民を増やし、減災につなげます。</p> <p>(1) 地域の自助・共助啓発事業</p> <p>ア 防災講座の実施《30回》</p> <p>様々な年代の他、新たに在住外国人も対象に大規模地震や風水害等に対する備えや避難行動等に関する講話及び防災啓発動画等の啓発資料・啓発物品の配布</p> <p>イ 地域防災アドバイザー派遣《10団体》</p> <p>町の防災組織が抱える課題解決のため、防災の専門知識を有する団体をアドバイザーとして、自治会町内会、マンション管理組合及び地域防災拠点へ派遣</p> <p>ウ 楽しい防災プログラム体験会《1回 11月》</p> <p>あらゆる世代の防災訓練への参加や、地域における防災の担い手育成につなげるため、自治会町内会等の防災訓練に活かせるゲーム形式の訓練などの体験会を実施</p>



「地域防災アドバイザー派遣」



「楽しい防災プログラム体験会」

エ 崖地相談会《2回》

激甚化する災害による被害を軽減するため、専門家（地盤品質判定士）による崖地・擁壁の維持管理等に関する相談会を実施

オ 防災関連マップ等の配布

区民の自発的な防災・減災活動に繋げるため、磯子区区民生活・震災時防災マップ、在宅避難リーフレット、各種ハザードマップを配布することによる啓発を実施

カ 防災ボランティア活動支援

(ア) 防災パネル展の開催《2回 9・1月》

(イ) 応急手当普及員の新規講習・再講習支援

(2) 地域防災拠点等支援事業

ア 地域防災拠点運営委員向け講習会の実施《1回 10月》

発災時の円滑な拠点運営や、拠点訓練の充実を図るため、運営委員向け講習会を実施

イ 地域防災拠点との通信訓練《1回 11月》

発災時に即した通信方法を学ぶため、区内21カ所の地域防災拠点の学校と連携したデジタル移動無線機による通信訓練を実施

ウ 備蓄物資点検の実施《2回 9・11月》

防災倉庫の備蓄物資の適正管理のため、生活・救助資機材の点検や備蓄品の数量点検の実施

(3) 区災害対策本部強化事業 **拡充**

ア 区本部運営訓練《3回 5・9・1月》

関係機関、ボランティア団体と連携した訓練を実施

イ 拠点動員者研修《2回 8・10月》

拠点動員者のスキルアップを図る研修を実施



「崖地相談会」



「区本部運営訓練」

ウ 通信機器の更新

発災時に区災害対策本部の各班が円滑に情報受伝達をおこなえるよう、タブレットを更新するとともに地域 BWA ルーターを導入

(4) 災害時要援護者支援事業

ア 災害時要援護者支援事業

自治会町内会等の取組支援

イ 福祉避難所支援事業

災害時の福祉避難所運営に備えポータブル電源を 6 か所に配備《12 月》  
(希望 27 施設への配備完了)

(5) 災害時医療連携事業

ア 三師会、医療機関等による災害医療連絡会の開催

《9・3月》

イ 医療機関等と連携した情報受伝達訓練の実施

《隔月 1 回》

ウ 三師会との「のぼり旗掲出訓練」の実施《10 月》

エ 災害医療合同訓練の実施《2 月》

(6) 災害時ペット対策事業 **拡充**

発災時におけるペットの同行避難が円滑に進むよう、地域防災拠点に対する支援を行います。また、飼い主に対しても日頃から必要な備えなど、ペット防災について啓発を行います。

ア ペット同行避難訓練実施の支援《4 か所 1～2 月》

イ 災害時のペット対策に関心がある方向けの講習会の実施

《1 回 2 月》【オンライン・対面併用開催】

ウ 区民ホールや地域防災拠点訓練等でのパネル展示

《3 回 10・12・2 月》



「災害医療合同訓練」



「ペット同行避難訓練」

### 地域防災力向上事業【総務局事業】

#### (1) 地域防災活動奨励助成金

地域防災拠点運営委員会等が実施する研修・広報・訓練などの運営経費及び防災資機材の維持管理経費の一部として補助金を交付し、地域防災拠点を中心とした地域防災活動を支援します。

#### (2) 「町の防災組織」活動費補助金

自治会町内会等により組織されている「町の防災組織」が行う自主防災活動の経費の一部として補助金を交付し、地域の自主防災活動を支援します。

### 感震ブレーカー等設置推進事業【総務局事業】



震災時の火災による住宅被害の軽減を図るため、感震ブレーカー器具購入費の一部補助・取付支援を実施します。「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」における重点対策地域（不燃化推進地域）においては器具購入費を全額補助、重点対策地域以外の地域においては器具購入費の一部補助（最大1/2上限2,000円）を行います。また、自力で感震ブレーカーを取付けることが困難な高齢者・障害者世帯に対し、取付を支援します。

### 家具転倒防止対策助成事業【総務局事業】

大規模地震発生時の家具転倒による圧死や逃げ遅れ、火災などを防止するため、家具転倒防止器具購入費の一部補助・取付支援を実施します。令和8年度からは補助対象を全世帯に拡大し、さらなる設置促進を図ります。重点対策地域においては器具購入費を全額補助、重点対策地域以外の地域においては器具購入費の一部補助（最大1/2上限2,000円）を行います。また、自力で家具転倒防止器具を取付けることが困難な高齢者・障害者世帯に対し、取付を支援します。

### 災害時医療体制整備事業【医療局事業】

大規模災害に備え、横浜市防災計画に基づいた災害時医療体制をより充実させるため、災害医療関係機関との連携を強化します。医療救護隊関係機関である横浜市医師会、薬剤師会、看護協会と連携した集合研修を実施するほか、各区においても必要な訓練や研修を実施するなど、体制を充実させるための取組を進めます。

<p><b>14 地域・学校防犯力強化事業</b> <b>重点</b>  <b>[予算額：1,750千円]</b>  <b>&lt;地域振興課&gt;</b></p> <p><b>【アウトカム指標(全)】</b>  令和6年犯罪発生件数  (1月～12月※)  ※警察の統計が暦年のため  628件</p>	<p>防犯対策や啓発活動を、地域・学校・警察等と協力・連携して進めることで、犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進します。</p> <p>(1) 防犯活動支援事業  ア 区民による主体的な防犯活動や取組に対する物品の貸与  イ 安全・安心メールの配信  ウ 磯子警察署と連携した特殊詐欺等防止の取組  (防犯啓発キャンペーンへの参加等)</p> <p>(2) 安全・安心まちづくり推進協議会運営  ア 安全・安心まちづくり推進協議会総会の開催《1回》  イ 功労者表彰の実施《1回》  ウ 中学生ポスターコンクールの実施及び表彰《1回》</p> <p>(3) 青色防犯パトロール</p>		<p>「自治会町内会による 防犯パトロール」</p>
<p><b>15 交通安全啓発事業</b>  <b>[予算額：2,723千円]</b>  <b>&lt;地域振興課&gt;</b></p> <p><b>【アウトカム指標(全)】</b>  通学路でのこどもの交通事故死亡者数  ※( )は市内目標と市内実績  0 (0) 人</p>	<p>交通安全指導と啓発活動を警察、交通安全協会等の団体と連携し、主に通学路でのこどもの交通事故死を無くすとともに、全世代に向け安全意識の向上に取り組みます。</p> <p>(1) 交通安全指導  交通安全教室や講習を警察署、交通安全協会等と連携して実施  ア 幼児交通安全教室  イ 児童交通安全教室・はまっ子交通あんぜん教室《全16校》  ウ 大人への自転車マナー等交通安全啓発  (ア) 交通安全教室等で大人(保護者)に向けた自転車マナーの呼びかけ等  (イ) 区シニアクラブ連合会行事等にて、反射材の配付等  (ウ) 地区センター等区内施設にて、啓発グッズの配布等</p> <p>(2) 交通安全キャンペーン  各季キャンペーン《全4回》</p> <p>(3) スクールゾーン対策協議会への助成《全16団体》</p>		<p>「はまっ子交通あんぜん教室 (洋光台第三小)」</p>

16 食と暮らしの安全  
確保事業

[予算額： 639 千円]

<生活衛生課>

【アウトカム指標(1)】

高齢者や子供に関する施設  
での集団食中毒発生件数

0件

高齢者やこどもに関係する施設等の健康危機管理強化に対する支援や生活衛生及び動物の愛護に関する正しい情報を発信することで、食中毒予防や犬による咬傷事故防止など、区民の安全で安心な生活を実現します。

(1) 食と暮らしの衛生サポート事業

ア 高齢者やこどもに関係する施設の衛生支援

高齢者給食施設や学校、保育園給食施設に立入指導及び衛生支援

イ 食中毒、感染症予防対策

(ア) 食中毒予防キャンペーン《1回 9月》

(イ) 感染症対策指導者養成研修会《1回 10月》

ウ 食と暮らしの衛生に関する情報発信

食中毒・衛生害虫・災害時ペット対策のパネル展

《3回 6・10・12月》

エ 衛生害虫等対策

ハチの巣駆除等機器の貸出し

(2) 犬や猫の適正飼育等普及事業

ア 動物適正飼育に関する啓発

(ア) 犬や猫の適正飼育啓発資料の配布

(イ) 長寿犬の飼い主表彰及び適正・終生飼育講演会《1回 11月》

イ 猫の飼育問題解決支援事業

(ア) 猫の適正飼育支援（猫侵入防止機器の貸出し）

(イ) 地域猫活動の支援



「アシナガバチの巣」



「長寿犬の飼い主表彰式」

### Ⅲ 子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすいまち

【9事業 24,406千円】

多様化する子育てニーズを踏まえた育児支援をはじめ、初年度を迎える第5期の磯子区地域福祉保健計画（スイッチON磯子）に基づく地域の皆さまの活動を支える取組や、地域包括ケアシステムの推進、障害のある方への支援、多文化共生の推進に向けた取組を行うことで、ともに支えあい、子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすいまちの実現を目指します。

事業名	事業内容			
<p>17 磯子区地域福祉保健計画（スイッチON磯子）推進事業</p> <p><b>重点 拡充</b></p> <p>[予算額：6,512千円]</p> <p>＜福祉保健課＞</p> <table border="1" data-bbox="165 1034 510 1198"> <tr> <td>【アウトカム指標】(全)</td> </tr> <tr> <td>計画認知度</td> </tr> <tr> <td>30%</td> </tr> </table>	【アウトカム指標】(全)	計画認知度	30%	<p>「第5期磯子区地域福祉保健計画（スイッチON磯子）」（計画期間：令和8～12年度）に基づき、地域の皆さまの活動を支える取組を実施することで、基本理念である「誰もが幸せに暮らせるまちをみんなでめざす」の実現を目指します。</p> <p>(1) スイッチON磯子支援事業</p> <p>ア 地域福祉保健活動に対する補助 地域福祉保健活動の取組や、推進会議に対する補助金の交付</p> <p>イ 区役所・区社協・地域ケアプラザ職員向け地域支援研修 《1回 6月》</p> <p>(2) スイッチON磯子普及啓発事業 <b>拡充</b></p> <p>ア こどもたちにスイッチON磯子を知ってもらい、第5期計画の事業推進において意見を反映するため、新たにこどもワークショップを開催《1回 8月》</p> <p>イ スイッチON磯子講演会の開催《1回 11月》</p>
【アウトカム指標】(全)				
計画認知度				
30%				



「高齢者や障害者が参加したボッチャ大会の様子（屏風ヶ浦地区）」

18 子育て応援事業

**重点 拡充**

【予算額：6,102千円】

＜こども家庭支援課＞

【アウトカム指標(全)】

3歳児健診で、お子さんに対して育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合

83%

地域子育て支援拠点「いそピヨ」の日曜日開所等による「共育て」支援や地域へのアウトリーチ、子育て応援マップの充実等による情報提供など、妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援を進め、保護者が子育てに関する相談をしやすい環境をすることで、“子育てしやすいまち 磯子”の実現を目指します。

(1) 「Sunday いそピヨ」推進事業 **拡充**

いそピヨの日曜日開所「Sunday いそピヨ」の実施回数を増やし、男性も参加しやすい講座等と併せて実施するとともに、引き続き、地域へのアウトリーチを実施

《月1回（アウトリーチ会場2か所程度含む）》

(2) 出産育児応援事業

ア プレパパ出産育児教室《3回》

イ あかちゃん教室（11会場）《各会場10回程度》

ウ 授乳相談《月1回》

(3) 地域で子育て応援事業 **拡充**

ア 子育て応援マップ「いそっこマップ」の改訂

磯子区の子育て情報を提供する「いそっこマップ」を最新情報にアップデートし、赤ちゃんが生まれたご家庭や、子育て世帯が利用する施設で配布。

イ 磯子区オリジナルアルバム配付、手形・足形スタンプ配置

新たな家族を迎えた家庭に、メッセージや手形・足形の成長記録を残せるオリジナルアルバムを配付

ウ 障害児支援ネットワーク 《3回》

障害児への理解や支援を推進するための交流会等を実施






「Sunday いそピヨの様子」



「プレパパ出産育児教室を受講するプレパパ・プレママ」



「いそっこマップ」

	<p>エ 子育て支援連絡会 《4地区各1回、全体会1回》 主任児童委員や保育園、地域子育て支援拠点等の連携による、子育て支援に関する課題の検討や、解決に向けた取組の企画・実施</p> <p>オ 保育ボランティア研修・配置事業《2回 7・11月》 区役所での乳幼児健康診査等で協力いただいている保育ボランティアグループを対象に、保育の質の向上を図るための研修を実施</p>	 <p>「保育ボランティア研修の様子」</p>			
<p>19 「STOP!こども虐待」事業 【予算額：1,815千円】 〈こども家庭支援課〉</p> <table border="1" data-bbox="165 735 510 871"> <tr> <td>【アウトカム指標(全)】</td> </tr> <tr> <td>児童虐待死</td> </tr> <tr> <td>0人</td> </tr> </table>	【アウトカム指標(全)】	児童虐待死	0人	<p>子どもへの関わり方に悩む養育者を対象とした、適切なコミュニケーションを学ぶ講座を開催するほか、磯子区オリジナル児童虐待防止リーフレットを配布します。また、支援が必要な家庭を地域で支えるネットワークづくりを目的とした連絡会を実施することで、子どもたち一人ひとりが尊重され、地域で子どもと家族を支える環境を構築し、児童虐待死ゼロの継続を目指します。</p> <p>(1) ひろがれ! 「ほのぼの子育て」事業 ア 「ほのぼの子育て」講座 子どもとより良い関係を築く際に大切な養育のスキルを体験的に学ぶ養育者向けの実践講座《2回 上期・下期 各1回》 イ 磯子区オリジナル児童虐待防止リーフレット『今日からできるほのぼの子育てのヒント♪』の配布 保育園・幼稚園新入園児及び小学新1年生のいる全家庭へ配布</p> <p>(2) エリア別虐待防止連絡会《6回 9～12月》 要保護児童対策地域協議会に位置づけられている実務者会議と個別ケース検討会議とをつなぐエリア別の連絡会を、中学校区ごとに開催し、有識者を講師として招き研修・グループワークを実施</p> <p>(3) 親子のための法律相談 母子の権利擁護とともに、DV等から親子の安全を守るために、区役所で弁護士による専門相談を実施《6回》</p>	 <p>「ほのぼの子育て講座の様子」</p>  <p>「児童虐待防止リーフレット『今日からできるほのぼの子育てのヒント♪』」</p>
【アウトカム指標(全)】					
児童虐待死					
0人					

### 地域子育て支援拠点「いそピヨ」事業【こども青少年局から再配当】

地域子育て支援拠点では、就学前の子どもとその保護者が遊びながら交流できるスペースを提供するとともに、子育て相談、子育て情報の提供などを行います。利用登録のうえ、無料で利用できる施設で、子育て支援に関わる方のための研修会や子どもの預かりなども実施しています。

#### < 7つの機能 >

子育て家庭のために	(1) 遊んで、交流のできる場を提供します（親子のひろば） (2) 子育ての不安や悩みの相談をお受けします（子育て相談） (3) 子育てのいろいろな情報を集め提供します（情報の収集・提供事業）
子育て支援者のために	(4) 支援者のネットワークをつくれます（ネットワーク作り） (5) 支援者向けの研修会などを行います（人材育成機能）
地域の中での子どもの預かり合いの促進	(6) 横浜子育てサポートシステム事務局の運営を担います
地域で子育て家庭を支えるために	(7) 横浜子育てパートナーが親子をサポートします

### 児童虐待防止啓発地域連携事業【こども青少年局から再配当】

児童虐待防止に関する広報・啓発を行うとともに、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくりを推進します。

- (1) 児童虐待防止啓発地域連携事業《関係機関向け講演会 1回》
- (2) 区要保護児童対策地域協議会実務者会議《代表者会議 2回》
- (3) 児童虐待防止のための区民向け啓発
  - ア パネル展示《1回》
  - イ プレパパ出産・育児教室での乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発《3回》
  - ウ 啓発物品購入（歯ブラシ、缶バッチ、ウエットティッシュ）

20 保育園地域子育て  
支援事業 **拡充**

[予算額：854 千円]

＜こども家庭支援課＞

【アウトカム指標(1)】

育児講座・育児イベント参加者満足度

95%

磯子区を安心して子育てができるまちにしていくため、市立保育園（東滝頭、洋光台第二）を活用した育児講座やイベントを実施することで、親子のふれあいや地域とのつながりを醸成し、子育て家庭を支援します。また、園児が花や野菜を育て、地域の親子・民間保育園・高齢者施設等に配布するなど、“緑や花”を通じて支え合いのネットワークを拡げながら、区制 100 周年を区民の皆さまとお祝いする取組や、GREEN×EXPO 2027 の機運醸成を進めます。

(1) 育児支援事業

ア 施設開放時に保育士による絵本の読み聞かせや絵本貸出コーナーの設置

イ 育児講座の開催や親子の居場所・仲間作りの場の提供

《育児講座：全 8 回、仲間作りの場の提供：全 29 回》

ウ 地域ケアプラザ等での市立園保育士による出前保育《月 2～3 回》

エ 市立及び民間園保育士による磯子スポーツセンター等での育児支援イベントの開催《全 3 回》

オ 「磯子区オリジナルアルバム」を持って市立園に遊びに来た家庭向けに手形・足形用のスタンプ台を設置

(2) 食育推進事業（すくすく・もぐもぐ体験事業）

ア 給食体験と育児相談の実施《給食体験：各園月 2 回・予約を随時受付》

イ 給食レシピ集の配布及びホームページでの掲載

(3) 花いっぱい 野菜いっぱい あったか保育園事業 **拡充**

ア 市立園園児が花や野菜を育て、園庭や区庁舎で展示

《随時実施（区庁舎展示は 10 月）》

イ 育てた花や野菜、種の配布を通じた地域の親子、民間園、高齢者施設等との交流《随時実施》

※区制 100 周年・GREEN×EXPO 2027 開催前の節目のタイミングを捉え、花等の展示・配布時にそれぞれのロゴやキャラクターを活用した装飾や手作りのピックを添えて PR します。



育児支援イベント「いそっこあつまれ!!!」の様子（磯子公会堂）



園児が育てた花を飾ったフラワーツリー（区役所 1 階ホール）



「トウネットウク」のシールを貼った手作りピック

**21 青少年育成活動助成事業**

[予算額：860 千円]

<地域振興課>

**【アウトカム指標(1)】**

青少年育成活動支援事業にて支援した事業への延べ参加者数

5000人

青少年育成を目的とした団体が行う事業に対して補助を行うことで、青少年が体験活動に参加する機会を創出し、青少年の健全育成を推進します。

- (1) 青少年育成活動への支援《8事業》
- (2) 磯子区子ども会連絡協議会への支援

磯子区子ども会連絡協議会が行う研修会やサマーキャンプ等の事業に対する補助の実施



「R7年度サマーキャンプ」

**磯子区寄り添い型学習支援事業【健康福祉局から再配当】**

生活困窮状態等により支援を必要とする家庭に育つ中学生を対象に、個別学習や学習の仕方に関する相談を行うことで、高校進学に向けた支援を行い、将来の自立に向けた基盤づくりのための支援を行います。

**磯子区寄り添い型生活支援事業【こども青少年局から再配当】**

養育環境に課題があることなどから、日常の生活習慣などが身につけていない小中学生（主に小学生）を対象に、生活能力の向上を図ることで、将来的に自立した生活を送ることができるよう支援を行います。

## 22 区民の健康づくり

応援事業 **重点** **拡充**

[予算額：2,870千円]

<福祉保健課>

【アウトカム指標】(全)

平均自立期間

(日常生活に介護を要しない期間の平均で健康寿命の指標の一つ)

延伸

(参考値)

男：79.25年

女：83.68年

(令和5年・磯子区)

区民が自ら健康づくりに取り組めるように、知識や技術の普及・啓発、身近な地域での健康づくり活動の支援をすることで、健康寿命の延伸を目指します。

### (1) 出張！健康づくり応援隊《4回》

保健師・栄養士・歯科衛生士が地域での催し等に出張し、地域の方と協力して生活習慣改善につなげるための相談やイベントを実施

### (2) がん検診・特定健診啓発事業

パネル展等を通じたがん検診・特定健診の啓発

区内協力生花店と連携した乳がん検診啓発

《ピンクリボン運動の推進月間にあわせ10月》

### (3) 保健活動推進員関連事業

ア 保健活動推進員研修《2回》

イ 保健活動推進員活動支援

### (4) 乳幼児の「食」応援事業

ア 出張栄養相談、講座《月1回程度》

イ はじめての離乳食教室《月1回程度》

ウ おいしいお話よみきかせ《秋頃 1回》

### (5) 区民の「健口」応援事業

ア おやこ歯っぴー教室《隔月》

イ 磯子区歯科医師会との連携会議《11月》



「出張！健康づくり応援隊/日清オイリオ  
横浜磯子春まつりでの噛む力チェックの様子」



「がん検診啓発事業/協力生花店での  
乳がん検診啓発グッズ配布の様子」

**23 高齢者みんなで支えるまちづくり事業**  
**【予算額：1,871千円】**  
**<高齢・障害支援課>**

<b>【アウトカム指標(全)】</b>
平均自立期間
(日常生活に介護を要しない期間の平均で健康寿命の指標の一つ)
延伸 (参考値)
男：79.25年
女：83.68年
(令和5年・磯子区)

介護予防・健康づくりや認知症の方を地域で見守る体制づくり、高齢者が一人で悩まず誰かにつながる地域づくりを進めることで、横浜型地域包括ケアシステムを推進し、健康寿命の延伸や、高齢者一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることを目指します。

(1) フレイル予防事業

磯子フレイル予防サポーターを中心に下記の取組を進めます。

- ア いそご区民まつり等にて、フレイル予防の啓発や地域の通いの場等について周知
- イ 地域の通いの場等、高齢者が集まる場において、フレイル予防の普及啓発

(2) 認知症の理解に向けた普及啓発

- ア 磯子区認知症高齢者等あんしんネットワーク事業
  - (ア) 磯子区認知症事業・高齢者虐待防止連絡会《1回》
  - (イ) 認知症の理解を深めるためのリーフレット増刷

イ 区民理解の促進

認知症サポーター養成講座を実施

ウ 普及啓発講演会

認知症当事者等による講演会を実施《1回》

(3) 「つながるマグネット」事業

ひとり暮らし高齢者等が、困り事を自ら相談し、「つながる」ことができるよう、お住まいの地域のケアプラザと区役所の連絡先を記載した「つながるマグネット」を作成。配布については、現時点では自立されているなどの理由で民生委員の訪問を希望されていない方、地域ケアプラザや区役所の支援の対象となっていない方等に郵送。《12月》



「区民まつりでのフレイル予防啓発の様子」

**困ったときは連絡を!** ☎

根岸地域ケアプラザ  
**045-751-4801**

磯子区役所 高齢・障害支援課  
**045-750-2417**

「つながるマグネット」

### 元気づくりステーション 【健康福祉局から再配当】

「歩いて行ける身近な場所で仲間と介護予防に取り組む自主的なグループ活動」

第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画において、元気づくりステーション等のグループ活動を広げ、介護予防の取組を推進することが位置づけられています。磯子区では令和7年度26のグループが活動しています。

- (1) 区保健師と地域包括支援センターの看護職が連携し、新規グループの立ち上げや既存グループの活動の活性化支援
- (2) 区内元気づくりステーションの情報マップ等を活用した地域に向けた情報提供
- (3) フレイル予防サポーター養成講座の実施

### 磯子フレイル予防サポーター 【健康福祉局事業】

磯子区では、健康福祉局のフレイル予防普及啓発を推進する人材育成モデル事業を活用し、令和5年度から磯子フレイル予防サポーターの人材育成に取り組んでいます。

介護予防と健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進め、地域における介護予防活動や通いの場等の支援に関わる人材として、「磯子フレイル予防サポーター」を養成することで、「高齢者が活躍できる通いの場の充実」や「多様な主体が連携した地域づくりの実現」に向けて取組みを進めています。

令和7年度は、いそご区民まつりや地域のイベント等において、磯子フレイル予防サポーターが中心となり、広く市民を対象にフレイル予防の普及啓発活動を行いました。

**24 障害者地域生活サポート事業**  
**[予算額：1,108千円]**  
**<高齢・障害支援課>**

<b>【アウトカム指標(1)】</b>
支援者学習会参加者の満足度
100%

障害者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる地域共生社会を目指して、障害者の支援に関わる関係機関のネットワークにより、障害者の地域生活課題を抽出し、課題解決を図るとともに、支援者のスキルアップのための学習会を開催します。また、障害理解の促進に向けた区民向け普及啓発を行います。

- (1) 障害者相談支援ネットワーク事業
  - ア 支援者学習会《3回》
  - イ 障害者の防災の取組に関する啓発・意見交換
- (2) 障害者週間等普及啓発
  - ア 障害者施設自主製品紹介冊子「いそごでさがそ」の増刷及び障害事業所の通所者による駅等への配架
  - イ 区民ホールにおける障害者施設自主製品販売「こすもすショップ」《毎月2回と障害者週間期間中3回 計27回》
  - ウ 障害者週間パネル展《1回》  
障害者週間（12月3日～9日）に合わせてパネル展を実施



「こすもすショップ」

**磯子区精神障害者生活教室（すみれ会） 【健康福祉局から再配当】**

こころの病気を抱える方の社会復帰・社会参加の支援のため、レクリエーションやスポーツ、創作活動などを区役所の会議室や公園等で実施します。《月4回程度》

**自殺対策事業 【健康福祉局から再配当】**

自殺の現状や自殺対策について広く普及啓発するため、高齢・障害支援課、福祉保健課、生活支援課、こども家庭支援課が合同で、自殺予防週間（9/10～16）に合わせて、自殺予防週間パネル展等を実施します。《1回》

25 多文化共生推進事業

[予算額：2,414千円]

<地域振興課>

【アウトカム指標(2)】

ラウンジ総利用者数（イベント参加者数、支援者等含む）

4,000人

「いそご多文化共生ラウンジ」を拠点として、地域団体や学校等との連携を図ることで、「多文化共生を通して、誰もが地域で安心して力を発揮できる磯子」の実現を目指します。

(1) 多文化共生環境整備事業

区役所窓口等でのテレビ電話通訳タブレット及びポケトーク端末の運用

(2) 多文化共生推進のための連携事業

地域の抱える課題に対応するため、地域団体や学校等との連携を通じた多文化共生の推進

ア 防災やごみの分別など地域課題に対する取組

イ 外国人住民が地域で活躍できる場やきっかけづくりとして、地域イベントへの外国人ボランティアの派遣

ウ 日本語教室を活用した情報提供・啓発活動等



「滝頭地区ふれあい納涼盆踊り大会での出店」

いそご多文化共生ラウンジ（国際交流ラウンジ）〈区民利用施設管理費 15,687千円〉

今後も増加が見込まれる外国人区民への対応を進めます。また、例年実施しているラウンジの周年イベントを磯子区制100周年として拡充し、多くの方に参加いただくことで、多文化共生の推進を図ります。

<主な機能>

- ・外国人市民に対する情報提供・相談機能
- ・子どもの学習支援、日本語教室へのサポート など



「いそご多文化共生ラウンジ ロゴ」

磯子区連合町内会長会資料  
令和 8 年 5 月 18 日

自治会町内会長 様

磯子区区政推進課長

## 「デジタルプラットフォーム」を活用した区民意見募集【情報提供】

### 1 事業の趣旨

横浜市では、各区における地域のニーズや課題等を把握し、施策の参考にするため、デジタルプラットフォームを活用し、全市民を対象とした意見募集を実施します。

お住まいの磯子区に関する「こんなまちになったらいいな」「こんなことができたらいいな」といった自由なご意見・アイデアを募集します。

多くの方のご参加をお待ちしております。

### 2 お願いしたいこと

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 区民意見募集の概要

(1) 募集期間 6月1日(月)10:00～6月30日(火)23:59

(2) ご意見・アイデアの投稿先

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/kocho/dp/dp.html>

※募集開始日時になりましたら、当ページからのアクセスが可能となります。



### 4 ご参加いただける方

区内にお住まいの方

※意見投稿は、事前にユーザー登録をして、ログインする必要があります。

※投稿できるのは、磯子区に関するご意見・アイデアです。

### 5 参考資料

チラシ

担当：磯子区区政推進課 小高・江成

電話：750-2331 Fax：750-2533

E-mail：is-chishin@city.yokohama.lg.jp



ANNIVERSARY  
2027年は磯子区制100周年

# 磯子で暮らして気付いたこと、 1つだけでも教えてください

～スマホやパソコンから数分で参加できる意見募集～



磯子区について「こんな街になったらいいな」、  
「こんなことができたらいいな」ということを  
デジタルプラットフォームにご投稿ください。  
今後の施策や事業の参考にさせていただきます。

— 参加はこちらから —

下記URL(横浜市ウェブサイト)からお入りください。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/kocho/dp/dp.html>



横浜市ウェブサイト  
二次元コード

## 意見募集期間

2026年

6月1日(月)10時～  
6月30日(火)



問い合わせ

- ◆区役所での意見募集について
- ◆意見募集プラットフォームについて
- ◆磯子区役所の事業について

市民局区政イノベーション推進課 Tel:045-671-2088 Fax:045-664-5295  
市民局広聴相談課 Tel:045-671-2335 Fax:045-212-0911  
磯子区区政推進課企画調整係 TEL:045-750-2331 Fax:045-750-2533

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

## 令和 8 年度磯子区自治会町内会活動デジタル化お助け事業 募集のご案内について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

自治会町内会活動のデジタル化を支援するため、専門的な知識を有するアドバイザーがご指定の会場に出向き、提案や助言を行います。

ご希望にあわせて実施いたしますので、まずはお問い合わせください。

### 2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 自治会町内会活動デジタル化お助け事業の募集のご案内（概要）

チラシ・申込書（別添）

#### （1）申込対象

自治会町内会・地区連合町内会・自治会町内会に所属する団体（子ども会・老人会等）

#### （2）開催日程・場所

ご希望の日程・場所で実施可能（夜間、土日祝も可）

#### （3）開催回数・時間

1回あたり2時間まで、複数回のお申込み可（概ね3回まで）

#### （4）募集期間

令和 8 年 5 月 18 日（月）～令和 9 年 1 月 15 日（金）

#### （5）申込方法

持参、郵送又は E メールで、申込書をご提出ください。

#### （6）申込先・問い合わせ先

〒235-0016

磯子区磯子 3-5-1

磯子区地域振興課地域活動係 保月・青木

電話：750-2391

Eメール：[is-chishin@city.yokohama.lg.jp](mailto:is-chishin@city.yokohama.lg.jp)

#### （7）その他

磯子区ホームページから、申込書をダウンロードできます。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo\\_manabi/kyodo\\_shien/jichichou/ict.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/ict.html)



磯子区ホームページ



# 令和8年度磯子区自治会町内会デジタル化お助け事業 募集のご案内

【募集期間：令和8年5月18日（月）～令和9年1月15日（金）】

「デジタル化？うちの自治会でもできるかな」からはじまる 地域の未来をデジタルで支える第一歩！

～自治会町内会活動のデジタル化を支援します～

アドバイザーが地域に伺い、自治会・町内会のデジタル化を、やさしく・わかりやすくサポートします。

- ・スマホをもっと使いこなしたい！ LINEの便利な使い方を教えてほしい！
- ・AIってなに？
- ・アプリやソフト、いろいろあるけど、素人でも使いやすいものは？

自治会町内会館の活動に活かしたい・・・

- ・自治会町内会のデジタル化を進めたいけど、何から始めればいい？
- ・自治会町内会のホームページを開設したい！
- ・役員同士の連絡や情報共有をもっとスムーズにしたい！



ご希望を伺いながら  
実施します♪



近所の会館で会員向けのスマホ講座、まずは会長・役員で話をきいてみたい  
連絡やイベント募集のデジタル化をお試してみたい・・・

## ★対象

自治会町内会・地区連合町内会・自治会町内会に所属する団体（子ども会・老人会など）

## ★開催日・場所

ご希望の日程・場所で実施します。（夜間、土日祝も可）

## ★回数・時間

1回あたり2時間まで、複数回のお申込み可（概ね3回まで）

## ★申込方法

申込書をご提出ください。（持参、郵送又はEメール）

## 【申込・問い合わせ先】

〒235-0016 磯子区磯子3-5-1

磯子区地域振興課地域活動係 保月・青木

電話：750-2391

Eメール：[is-chishin@city.yokohama.lg.jp](mailto:is-chishin@city.yokohama.lg.jp)



【申込書はこちらからダウンロードできます。】

[https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo\\_manabi/kyodo\\_shien/iichichou/ict.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/iichichou/ict.html)



## 令和8年度磯子区自治会町内会デジタル化お助け事業 申込書

団体名	
代表者名	
担当者名	(ご担当が代表者と異なる場合に記入)
連絡先	電話：
	e-mail

※こちらの情報は、当事業の委託業者に提供させていただきます。

### 1 希望時期

1回目の実施希望時期を記載してください。

※令和8年5月～令和9年3月の期間で記載してください。

※夜間・土日祝も可

※実施日程については、申込後に事業者と調整して決めていきます。

\_\_\_\_\_ (例：6月後半～)

### 2 希望場所

実施場所が決まっている場合は、記載してください。

※会場の確保は、申請者様で行っていただきますようお願いいたします。

会館を所有していない等、会場が見つからない場合はご相談ください。

会場名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

### 3 参加予定者

参加予定の方に○をつけてください。

\_\_\_\_\_  
会長 ・ 副会長 ・ 会計担当 ・ 防災担当 ・ その他の役員 ・

\_\_\_\_\_  
一般会員 ・ その他 ( )

#### 4 お困りごと（本事業で相談したいこと）

---

---

---

---

---

---



##### 【例】

- ・ デジタル化に興味があるが、進め方が分からないので相談したい。
- ・ 他の自治会がどのようにICTを活用しているか知りたい。
- ・ 会員向けに、スマートフォンでの写真の撮り方や地図アプリの使い方など、スマホ初心者向け講座を実施したい。
- ・ 役員間のやり取りにLINEを導入したいので、基本的な使い方から教えてほしい。
- ・ 自治会町内会のホームページ新設を検討しており、費用や更新方法を知りたい。また、開設方法を教えてほしい。
- ・ 過去の会議資料を紙媒体で管理しているが、データ化を検討している。方法や今後のデータ活用について相談したい。

**アンケート** 現在お持ちのICT機器類についてお知らせください。

① 団体保有のパソコンについて

ある（ 台） /  ない

② 会館のインターネット環境について

ある /  ない

③ 団体のホームページや情報発信ツール（電子回覧板等）について

ある /  ない

※ホームページや情報発信ツールの更新頻度

週 回程度 /  月 回程度 /  年 回程度



## 旅行予約サイト 申込み前によく確認!



海外の旅行予約サイトで、ホテルを予約した。宿泊日を間違えたのですぐキャンセルしたが、「キャンセル料100%」を請求された。納得できない。(相談者：50歳代女性)

旅行予約サイトでの予約は、原則としてそのサイトのキャンセル条件や契約内容に従うこととなります。

また、海外事業者の場合は、日本の法律を用いた交渉が難しい場合があります。ネット上には「場貸しサイト」や「旅行比較サイト」などもあり、それぞれ契約関係や仕組みが異なるため、注意が必要です。

### ⚠️ トラブル防止のポイント

- ✓ サイト運営事業者の名称・住所（国内/海外）問合せ先、支払代金額・内訳、キャンセル条件（航空券と宿泊施設で異なる。）等を確認する!
- ✓ 氏名（スペルや姓名の順など）、旅行日程、メールアドレス等の入力ミスに気をつける!
- ✓ 予約確認メール等は、旅行が終わるまで保管!





自治会町内会長様

磯子区地域振興課長

## 令和 8 年度 自治会町内会夏祭り開催情報について

平素から市政・区政に対して多大なるご尽力をいただきましてありがとうございます。

自治会町内会で実施される「夏祭り」について、磯子区内での開催情報の共有、必要に応じた情報提供に活用し、自治会町内会への関心を高め加入促進の一助とするため、開催を予定している場合は、情報提供いただきたいと存じます。お手数ですが、下記項目をご記入のうえ、6月12日(金)までに問合せ先の担当者までお送りくださいますようお願いいたします。

いただいた情報につきましては、区民の方からの問い合わせのほか、磯子区連合町内会長会のホームページ (<http://www.isogo-kurenkai.net/>) に「夏祭り日程一覧」を掲載したいと考えていますので、ホームページへの掲載可否につきましても、ご記入くださるよう、お願いいたします。

なお、下記項目が記載されている既存の資料がございましたら、そちらにホームページへの掲載可否を補記いただきご提出いただいても結構です。

※この用紙は、磯子区連合町内会長会のホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご使用できます。

自治会町内会名

会長名

開催日 ※1	時間 ※1	内容 ※1
月 日 ( )	時 分～ 時 分	
月 日 ( )	時 分～ 時 分	
開催場所		
問合せ先	氏名	電話番号
実施団体名※2		
ホームページ 掲載可否	可 否	(○を付けてください。)

※1：時間は、準備時間は含まず、実際の開始時間・終了時間をご記入ください。夏祭りの内容が時間により異なる場合（模擬店、盆踊り等）は、それぞれの時間と内容をご記入ください。

※2：他の自治会町内会や団体、神社などと共同で開催する場合は、わかる範囲でご記入ください。

(例：〇〇自治会と共同開催)

<問合せ先> 磯子区地域振興課 保月・坂口

電 話：750-2391

FAX：750-2534

E-mail：[is-chishin@city.yokohama.lg.jp](mailto:is-chishin@city.yokohama.lg.jp)



# 第50回 磯子まつり パレード出演者募集

## 1 概要

- (1) 日時 令和8年9月27日(日) 10:30~12:00(予定)
- (2) 会場 磯子区総合庁舎前から神奈川都市交通付近産業道路上
- (3) 募集数 30団体予定(応募多数の場合は抽選)

## 2 応募の条件

- (1) 出演時間については、1団体15分を予定しております。
  - (2) 出演にあたっては、1団体あたりの人数をおおむね30人程度としてください。
  - (3) 原則として区民又は磯子区内で活動している団体であること。
  - (4) 政治的、宗教的など公益を損なう恐れのある活動をしないこと。
- ※出演の可否については、7月下旬までに主催者から通知書を送付させていただきます。

## 3 締切

電子申請システム又は裏面の応募用紙に記入のうえ、次のとおり提出してください。

応募期限：令和8年6月19日(金) 17時00分必着  
(電子申請・持参・郵送いずれも可)

郵送 〒235-0016 磯子区磯子3-5-1

磯子区役所地域振興課 磯子まつりパレード担当 宛

電子申請システム こちらの二次元コードからご応募ください→



## 4 出演の決定

出演の可否については、7月下旬までに主催者から通知書を郵送又はメールにて送付させていただきます。その際に、出演に関しご提出をいただく書類一式を添付いたします。

また、出演が決定した団体につきましては、説明会を開催する予定となっておりますので、必ず1名ご参加いただきますようお願いいたします。

## 5 主催者・問合せ

主催：磯子区制100周年記念事業実行委員会

問合せ：磯子区役所地域振興課 (TEL：750-2393)

ご協力  
お願いします！



磯子まつり協賛金  
募集中！





# 第50回 磯子まつり パレード出演応募用紙

団体概要	団体名		※こちらにご記入いただいた団体名で登録をさせていただきます。 お間違えの無いようご注意ください。
	代表者名		
	連絡 担当	氏名	
		住所	〒 -
TEL Eメール		TEL : Eメール :	
出演内容	ジャンル (いずれかに○をする)		1. 歩行のみ 2. 歩行をしながらの演奏 3. 歩行をしながらの演技 4. 決められた箇所での演奏 ※1箇所3分以内 5. 決められた箇所での演技 ※1箇所3分以内 6. 車両での出演 7. その他 ( ) ※決められた箇所とは、パレードエリア内に3箇所を予定しています。
	出演数		出演者数 _____ 名、 出演車両台数 _____ 台
	音響機材		<input type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> 使用しない ※音源（CD形態）をご用意いただき、音響機器を積載した台車を利用してパレードを進行する予定です。また、音源は8月上旬までにご提出をいただく予定となっております。
	搬入物品用駐車場		<input type="checkbox"/> 要 ※1台分まで <input type="checkbox"/> 不要 搬入物品 ( )
	その他		

## 注意事項

- (1) 台風等の災害・選挙等に伴い、磯子まつりが中止又は開催内容が変更となる場合があります。その際の対応については、決定次第ご連絡いたします。
- (2) 出演順番や控室等については、主催者が決定します。
- (3) 進行にあたっての指示や運営に協力が出来ない方、ルールを守れない方、その他虚偽の申請などがあつた場合などは、出演をお断りすることがあります。
- (4) 搬入用に駐車場を1台用意する予定です。なお、入出庫時間の指定や、確保台数の都合上、抽選となる場合があります。
- (5) 主催者が撮影した写真や映像を広報用に使用することがあります。
- (6) リハーサルには対応できませんので、ご了承ください。

# 第50回 磯子まつり 出店者募集!



## 1 概要

- (1) 日 時：令和8年9月27日(日) 10:00~15:00
- (2) 会 場：磯子区総合庁舎周辺(駐輪場、地上駐車場、磯子アベニュー)

## 2 出店料及び募集数

- (1) 出店場所ごとの出店料(別添「磯子まつり出店図」参照。物価高騰のため、昨年より値上げしています)

ア 駐 輪 場 7,000円 4ブースのうち3ブースを一般募集  
ブースサイズ 間口2間(約3.6m)×奥行9尺(約2.7m)  
※飲食、物販、啓発活動などの出店ができますが、飲食出店を優先とします。

イ 駐 車 場 5,000円 16ブースのうち15ブースを一般募集  
ブースサイズ 間口2間(約3.6m)×奥行9尺(約2.7m)  
※飲食、物販、啓発活動などの出店ができますが、飲食出店を優先とします。

ウ アベニューC 4,000円 18ブース募集  
ブースサイズ 間口2間(約3.6m)×奥行9尺(約2.7m)  
※飲食、物販、啓発活動などの出店ができます。

エ アベニューD 3,000円 12ブース募集  
ブースサイズ 間口2間(約3.6m)×奥行9尺(約2.7m)  
※飲食、物販、啓発活動などの出店ができます。

注1) 食品提供については、現地で加熱調理してその場で飲食させる品物、または以下を満たしている食品のみの取扱いとします。

- ①提供する食品に応じた営業許可のある施設で作られ、  
食品表示(名称・原材料名・期限表示・製造者・保存方法など)がされたもの  
(例：お弁当や唐揚げなど→飲食店営業許可 焼菓子やパンなど→菓子製造業許可)
- ②常温保存が可能なもの(要冷凍、要冷蔵のものはその場で飲食させる場合のみ可)
- ③容器に入れられたもの、もしくは包装されたもの  
(例：仕入れ品の場合は容器に入ったまま又は包装されたまま販売)

注2) ブースの大きさは原則です。多少の誤差についてはご了承いただきますようお願いいたします。  
出店内容によって募集数より決定団体が増減する可能性があります。

注3) 火気を扱う出店者は、出店料のほかに消火器代として、別途1,000円が掛かります。

注4) 自らテントを持ち込む場合、必ずウエイト(重り)を使用してください。

### (2) 有料貸出物品

ご希望の場合は以下の物品を有料で貸し出します。ご自身のものをお持ちいただいても構いません。物価高騰のため、昨年より値上げしています。また、発電機のレンタルはありません。

ア テント 10,000円 ※食品(景品や試食も含む)を扱う店舗は必ず用意してください。

イ テント横幕 4,500円 ※包装されていない食品を扱う店舗は必ず用意してください。

ウ テーブル 1,500円 ※大きさは、約45cm×約180cmです。各団体3台まで。

エ イス 500円 ※一般的なパイプ椅子と想定してください。各団体4脚まで。

※貸出物品の設営・撤去は、まつり当日までに主催者が行います。

※その他出店に際し必要な物品は出店者がご用意ください。

### 3 応募の条件

磯子区内で活動を行っている団体であること。応募時に団体規約等組織の内容を示す書類、活動実績が分かる書類（活動で使用した書類や写真等）を提出してください。なお、所在地が磯子区外の団体は、磯子区内で活動を行っていることが分かる書類をあわせて提出してください。

また、政治的、宗教的な活動を行っている団体や公益を損なう恐れのある出店はお断りします。

### 4 応募方法及び締切

下記のどちらかの方法で応募してください。紙での提出、手書きのスキャンデータ、FAX など、下記以外での応募は原則不可とします。

① 電子申請



<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/e6424ff5-12af-433c-bdd7-5fd59c3521c1/start>

②エントリーシート（Excel、磯子まつりHPからダウンロード可）に必要事項を入力し、添付のうえ（Excelのまま）、下記担当までeメール。

磯子まつり HP：<http://www.isogo-fes.com/index.html>

応募期限：**令和8年6月19日（金） 17時00分必着**

あて先：磯子区役所地域振興課 磯子まつり出店担当

eメール [is-matsuri@city.yokohama.lg.jp](mailto:is-matsuri@city.yokohama.lg.jp)

### 5 出店の決定

出店の可否等については、7月下旬までに事務局からeメールにより連絡いたします。また、出店が決定した団体につきましては、説明会を7月下旬～8月中旬に開催する予定ですので、ご参加いただきますようお願いいたします。

### 6 注意事項

- (1) 出店者の都合・台風等の災害・選挙等に伴いまつりが中止になった場合も、出店料及び有料貸出物品費用は原則として返還できませんのでご了承ください。
- (2) 応募多数の際は抽選を行う場合があります。その結果、出店できない場合もありますのでご了承ください。
- (3) 出店場所の詳細については、事務局及び磯子区制100周年記念事業実行委員会で決定します。
- (4) 搬入に使用する車については、1ブースにつき1台分の出店者用駐車場を用意する予定ですが、入庫時間の指定や、確保台数の都合上、抽選となる場合があります。
- (5) 火気を使用する場合は、必ず消火器を出店者が出店ブース内に配備してください。
- (6) 事故等のないよう、安全管理の徹底をお願いします。特に食品については、消費期限・賞味期限の扱いに十分ご注意ください。
- (7) ルールを守れない方や、運営に協力できない方、虚偽の申請があった場合などは、出店をお断りすることがあります。
- (8) 水は区役所駐車場の水栓を使用できますが、最低限での使用をお願いします。なお、出店者機材等の洗浄や調理には使用できません。
- (9) 物価高騰の影響によっては、出店料金及びレンタル料金の増額をする可能性があります。
- (10) 主催者が撮影した写真や映像を広報用に使用する場合があります。

### 7 主催者・問合せ

主催：磯子区制100周年記念事業実行委員会

問合せ：磯子区役所地域振興課（事務局） TEL：750-2397

ご協力  
お願いします！



磯子まつり協賛金  
募集中！

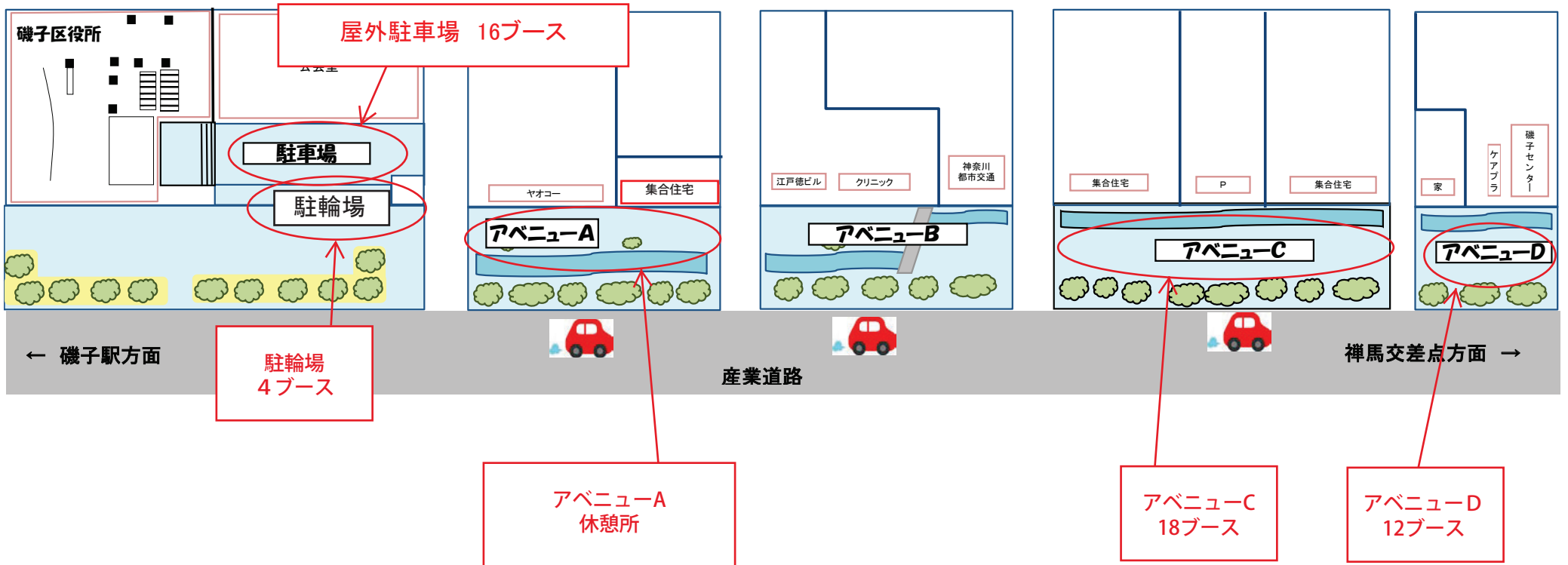


## 第50回 磯子まつり出店 エントリーシート

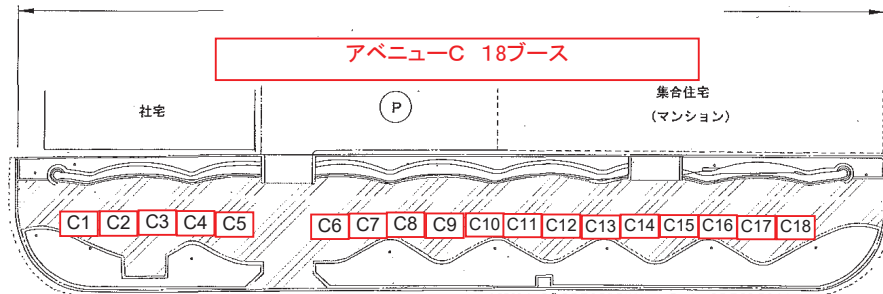
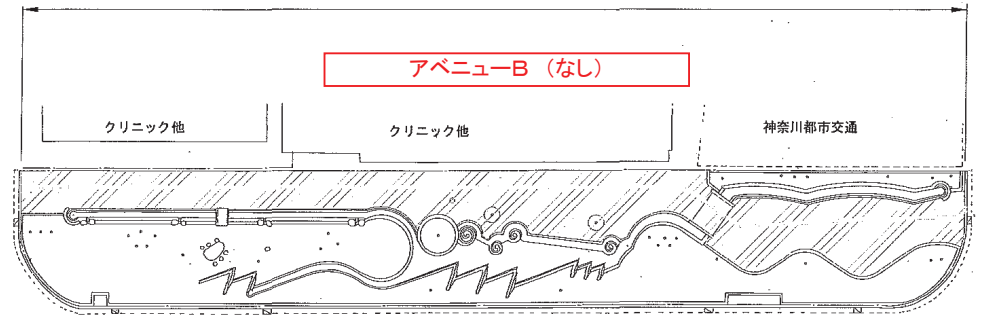
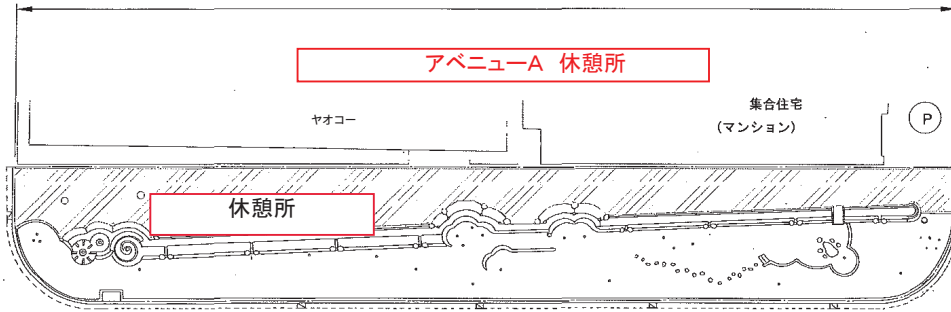
※黄色のセルは必ず入力してください。食品・火気取扱、出店希望、貸出物品、駐車場はドロップダウンリストから選択してください。

	項目	申請内容	備考
団体概要	団体名		
	団体所在地		
	団体電話番号		
	FAX番号		
	担当者名		
	担当者携帯番号		まつり前日・当日に連絡がとれる携帯番号を入力してください。
	担当者メールアドレス		
	活動内容（実績）	資料を添付してください。	団体規約等組織の内容を示す書類、活動実績が分かる書類（活動で使用した書類や写真等）を提出してください。なお、所在地が磯子区外の団体は、磯子区内で活動が行っていることが分かる書類をあわせて提出してください。
出店概要	出店内容		詳しくご記入ください。
	食品取扱		飲食物の販売だけでなく、景品や試食で飲食物を扱う場合も「有」を選択してください。
	火気取扱		食品の調理に火気を取り扱う場合だけでなく、発電機を使う場合も「有」を選択してください。 ※ 火気を扱う出店者は、出店料のほかに消火器代として、別途1,000円が掛かります。
出店希望	出店第一希望		ア 駐輪場 7,000円 4ブースのうち3ブースを一般募集 ※飲食出店優先 イ 駐車場 5,000円 16ブースのうち15ブースを一般募集 ※飲食出店優先
	出店第二希望		ウ アベニューC 4,000円 18ブース募集 エ アベニューD 3,000円 12ブース募集
	出店第三希望		第二希望以下を未記載の場合、上位希望の抽選に外れてしまった場合には出店ができなくなりますので、ご了承ください。
	出店第四希望		ブースのサイズは全て約3.6m×約2.7m。
有料貸出物品の希望	貸出テント		・食品を取り扱う場合はテントが必須です。ご自身でお持ちいただいても構いません。 ・貸出は1張まで。貸出料金は10,000円。
	貸出テント横幕		・包装されていない食品を取り扱う場合はテント横幕が必須です。ご自身でお持ちいただいても構いません。 ・貸出は1張まで。貸出料金は4,500円。
	貸出テーブル		・おおよその大きさは45cm×180cm。ご自身でお持ちいただいても構いません。 ・貸出料金は1台1,500円。（3台まで）
	貸出イス		・一般的なパイプ椅子と想定してください。ご自身でお持ちいただいても構いません。 ・貸出料金は1脚500円。（4脚まで）
	搬入用車両の駐車場		1ブースにつき1台分まで

# 磯子まつり出店図







アベニューD 12ブース

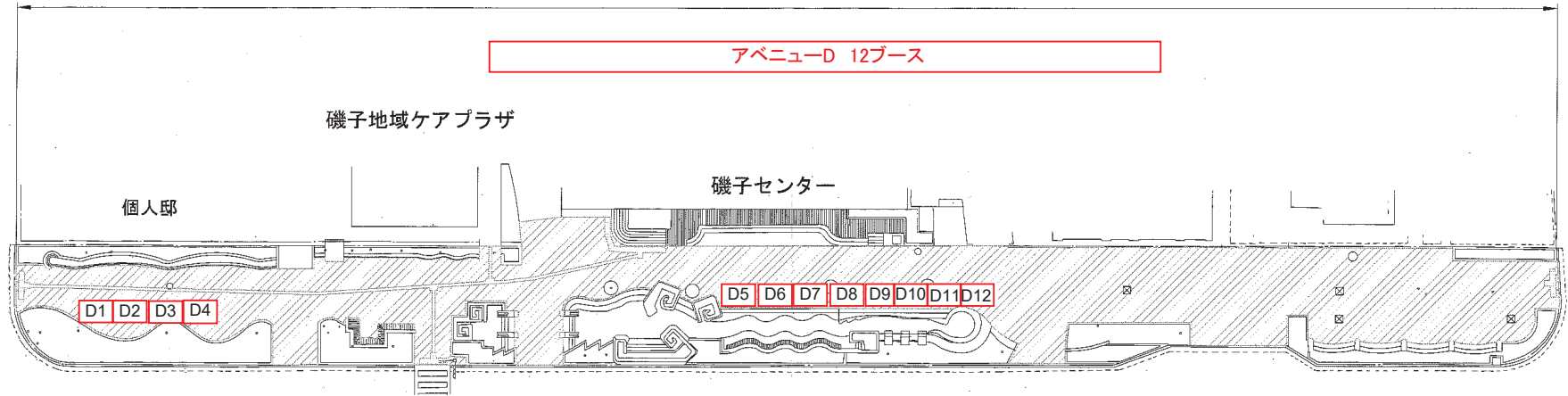
磯子地域ケアプラザ

個人邸

磯子センター

D1 D2 D3 D4

D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12



# 第50回 磯子まつり 区民ステージ出演団体募集



## 1 概要

- (1) 日時 令和8年9月27日(日) 13:00~15:00 ※開演時間変更の可能性あり
- (2) 会場 磯子公会堂
- (3) 募集数 23 団体予定

## 2 応募の条件

- (1) 所要時間については、舞台設営・撤収、入退場、出演等を含めて5分以内としてください。
- (2) 区民若しくは主な活動場所が磯子区内の団体であること。
- (3) 政治的、宗教的、または営利を目的とするなど公益を損なう恐れのある活動をしないこと。  
※出演の可否については、7月下旬に主催者からメール又は郵送でご連絡させていただきます。

## 3 締切

裏面の応募用紙に記入のうえ、次のとおり提出してください。

応募期限：令和8年6月19日(金) 17時00分必着 (持参・郵送・電子申請いずれも可)

あて先：〒235-0016 磯子区磯子3-5-1

磯子区役所地域振興課 磯子まつり区民ステージ担当

電子申請 こちらの二次元コードからご応募ください→



## 4 出演の決定

出演の可否については、7月下旬までに主催者から通知書をメール又は郵送にて送付させていただきます。

また、出演が決定した団体につきましては、説明会(8月を予定)を開催する予定となっておりますので、必ず1名ご参加いただきますようお願いいたします。

## 5 注意事項等

- (1) 台風等の災害・選挙等に伴い、磯子まつりが中止又は開催内容が変更となる場合があります。その際の対応については、決定し次第ご連絡いたします。
- (2) 応募多数の場合には抽選を行います。抽選の結果、出演が出来ない場合があります。
- (3) ルールを守れない方や、運営に協力が出来ない方、その他、虚偽の申請などがあった場合などは、出演をお断りすることがあります。
- (4) 搬入用に駐車場を1台用意する予定です。裏面に搬入する予定の物品を記載ください。なお、入庫時間の指定や、確保台数の都合上、抽選となる場合があります。
- (5) 録音音源を使用される場合、事前にCD(DVD不可)にて音源を提出していただきます。曲数は自由ですが、使用する曲のみを入れ、再生順番を含めて本番でそのまま再生できるよう編集済みの状態でご提出いただきます。
- (6) 控室については、出演団体数によっては、複数の出演団体に同時にご利用いただくこととなる場合があります。
- (7) 今年も同時にパレード出演団体を募集中！そちらもご検討ください！(別に応募用紙あり)
- (8) 主催者が撮影した写真や映像を広報用に使用することがあります。

## 6 主催者・問合せ

主催：磯子区制100周年記念事業実行委員会

問合せ：磯子区役所地域振興課 TEL：750-2398

ご協力  
お願いします！



磯子まつり協賛金  
募集中！





# 第50回 磯子まつり

# 区民ステージ出演応募用紙

団体概要	団体名		
	代表者名		
	主な活動場所		
	連絡 担当	氏名	
住所		〒 -	
TEL 携帯 eメール		TEL 携帯 eメール	
出演内容	ジャンル (いずれかに○をする)		1. ダンス (内容: ) 2. 楽器演奏 (内容: ) 3. 歌 4. その他 ( )
	出演者数		名
	出演者 年齢構成		10歳未満 名、10代 名、20代 名 30代 名、40代 名、50代 名 60代 名、70代 名、80歳以上 名
	必要物品・機材		<input type="checkbox"/> イス ( 脚) <input type="checkbox"/> マイク ( 本) <input type="checkbox"/> マイクスタンド ( 本) <input type="checkbox"/> CD演奏 ※上記以外の機材貸出はありません。
	搬入車両用 駐車場		<input type="checkbox"/> 要 ※1台分まで <input type="checkbox"/> 不要 搬入物品 ( )
	その他		

- ※ 所要時間については、**舞台設営・撤収、入退場、出演等**を含めて5分以内としてください。
- ※ リハーサルには対応できませんので、予めご了承ください。
- ※ 出演の可否については、メール又は郵送でご連絡させていただきます。

磯子区自治会町内会  
活動の手引き



2027年は磯子区制100周年

未来にはばたく磯子  
100周年ありがとう

令和8年5月



# 「自治会町内会活動の手引き」目次

第1章 自治会町内会の概要	頁
1 自治会町内会とは	2
2 自治会町内会組織の構成	2
3 自治会町内会の内部組織	3
4 自治会町内会の主な役割	4
5 自治会町内会の課題への取組み	5
第2章 自治会町内会の運営	頁
★ 自治会町内会へのお願い事項一覧	8
★ 自治会町内会への活動支援一覧（補助金等）	12
1 自治会町内会現況届の提出	14
2 磯子区連合町内会長会定例会（区連会）資料の取扱い	14
3 チラシ等の配布・回覧及びポスターの掲示	14
4 広報紙の配布	15
5 選挙時のお願い	15
6 自治会町内会の法人化	16
7 地域活動推進費補助金	18
8 地域防犯灯維持管理費補助金	20
9 LED防犯灯設置事業	21
10 地域防犯カメラ設置補助金	21
11 「町の防災組織」活動費補助金	22
12 広報掲示板設置等補助金	22
13 自治会町内会館整備費補助事業	23
14 自治会町内会館脱炭素化推進事業	24
15 横浜市市民活動保険のご案内	24
16 活動促進・加入促進について	25
＜資料1＞ 令和8年度自治会町内会現況届	27
＜資料2＞ 地域活動推進費補助金 補助対象経費・補助対象外経費の例	31
＜資料3＞ 令和8年度横浜市市民活動保険のご案内	33
＜資料4＞ 区連会ホームページ、自治会町内会ガイド、加入申込書	37
＜資料5＞ 自治会町内会ポータル	42

<b>第3章 各種団体委員の推薦</b>	頁
★ 各種団体委員一覧	44
1 消費生活推進員の推薦	46
2 スポーツ推進委員の推薦	47
3 青少年指導員の推薦	48
4 民生委員・児童委員、主任児童委員の推薦	49
5 保健活動推進員の推薦	50
6 環境事業推進委員の推薦	51
7 家庭防災員研修受講者の推薦	51
8 明るい選挙推進協議会推進員の推薦	52
9 各種統計調査における調査員の推薦	52

#### **参考資料**

- 第5期磯子区地域福祉保健計画「(愛称) スイッチON磯子」 . . . . . 54
- 災害に備えた要援護者支援の取組について . . . . . 55
- 自治会町内会規約 (例) . . . . . 56
- 町内会館 (集会施設) 利用規約 (例) . . . . . 60

----- 第1章 -----

自治会町内会の概要

-----

# 1 自治会町内会とは

自治会町内会は、それぞれの地域に起こる問題を解決し、さらに、地域住民相互の親睦を促進する目的で組織された、自主的・民主的な任意団体です。

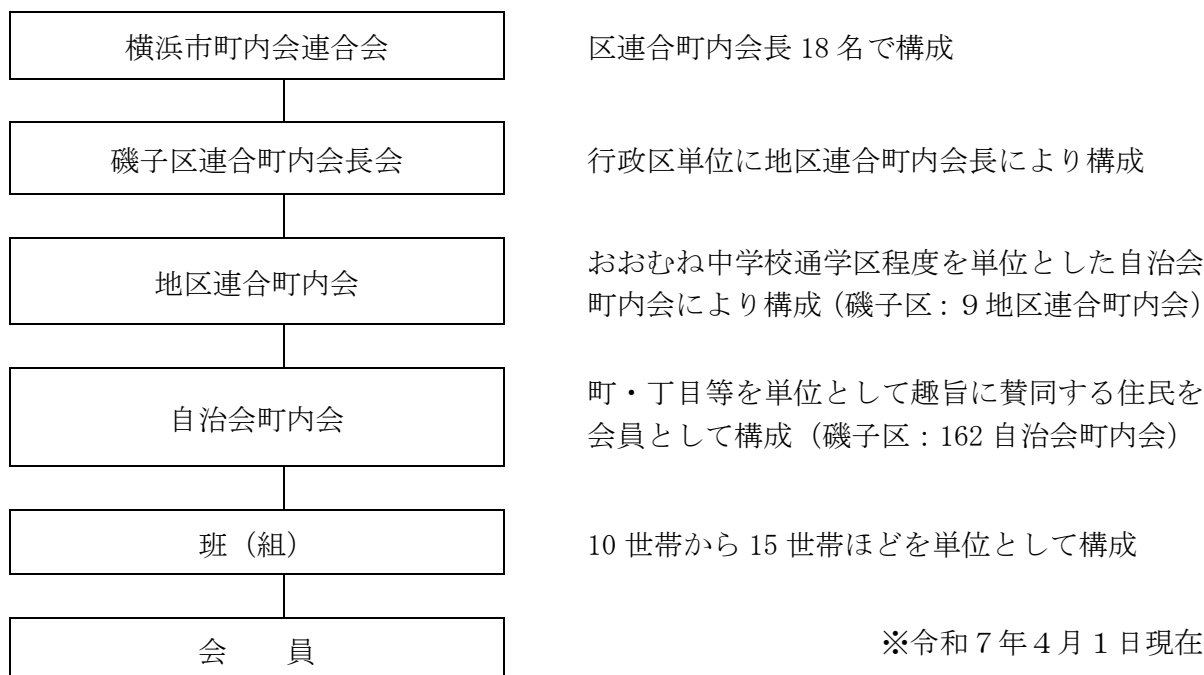
多くの住民の方が会員として加入し、会員の要望に即した環境整備事業、レクリエーション事業、福利厚生事業など、会員の日常生活に密着した各種事業を地域ごとに工夫をこらして実施しています。こうした活動を行っている自治会町内会は、特定の目的を持って組織されている防犯協会、体育協会などの各種団体と比べ、地域を包括した基礎的な住民組織といえます。

※市内の自治会町内会は会員の創意に基づき、いろいろな名称や形態で運営されていると思われませんが、おおむね次の項目に該当し、民主的に運営されている団体をさします。

<b>*自治会町内会とは*</b>
○町・丁目・字等の全部または一部、マンション・団地等を単位として一定の区域を有する団体
○組織区域内に居住し、会の趣旨に賛同する住民を会員として、自主的に運営されている団体
○地域住民の福祉増進を主たる目的として事業を行っている団体

# 2 自治会町内会組織の構成

昭和 36 年 6 月 2 日に市の連合会が設立されたのを機に、行政区ごとに区連合町内会、地区ごとに地区連合町内会が結成されています。

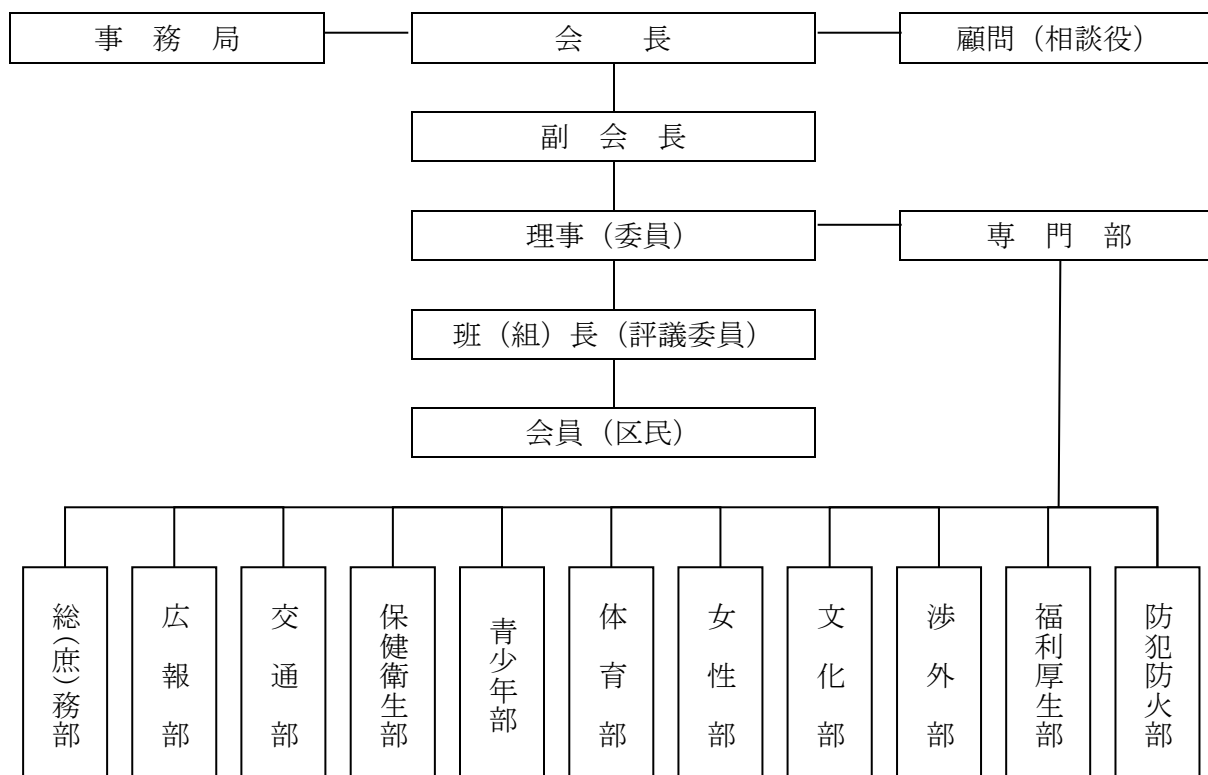


### 3 自治会町内会の内部組織

内部組織の名称や構成は、個々の自治会町内会の規模や設立目的、地域の環境、歴史などによって異なっていますが、一般的な例をあげると次のようになっています。

各自治会町内会は、10世帯から15世帯ほどを単位として班（又は組）を設けており、班（又は組）長は会費の集金やチラシや回覧板の配布などを行います。自治会町内会によっては、各事業を分担する専門部の代表者と役員会を構成し、団体の方針決定や事業活動の中核としての役割を果たしている場合もあります。

#### < 内部組織（例） >



## 4 自治会町内会の主な役割

自治会町内会の役割は地域において大きなものがあり、多くの方が参加しながら、その目的を達成されています。

### (1) 地域の共通共同問題を解決するための役割

ごみ集積場の管理や防犯灯の整備、地域の清掃等、ほとんどの自治会町内会に共通する問題のほか、区民利用施設や道路などそれぞれの地域で抱える固有の問題について、住民相互の話し合いの中で解決を図って行く役割です。

### (2) 地域住民相互の親睦や意思疎通を図り、地域や住民相互の助け合いができる土壌をつくる役割

自治会町内会では、運動会、盆踊り・夏祭り、敬老会などの年間の行事を企画・実行しています。このような行事は、地域で楽しむレクリエーションであると同時に、地域住民同士の付き合いを深めて、地域での日々の暮らしだけでなく、災害の発生などのいざという時にも支え合える体制・良好な近隣関係を築くものです。

子ども会、老人クラブなど、さらに組織的に企画しているもの、お花見・餅つき大会な季節にあわせたものなど、各自治会町内会において工夫がなされています。

### (3) 区役所や地域の情報を伝達する役割

広報よこはまの配布、地域グループや市役所・区役所が実施する事業・催し物の回覧など、住民に必要な情報を伝達する役割です。これは、地域住民の暮らしに密着した情報を共有するために、重要となっています。

また、自治会町内会は、民生委員・児童委員やスポーツ推進委員など行政が委嘱する委員の推薦を行っています。それらの委員と連携した活動を行うことで、地域住民の生活に役立つ専門的な情報を共有していただいています。

自治会町内会は、地域住民の皆様の参加により、任意に構成される団体です。

このため、加入は住民個々の方の任意であり、強制されるものではありませんが、より多くの方が参加していただければこそ、このような目的を達成することができるものですので、各自治会町内会では、加入者の促進に向けた取組が進められています。

## 5 自治会町内会の課題への取組み

自治会町内会を取り巻く社会状況は大きく変化しています。少子高齢化が進むなか、単身世帯、核家族や高齢者の一人暮らしが増加し、自治会町内会の活動に積極的に参加することができない世帯が増えています。また、個人の価値観やライフスタイルも多様化しています。地域のために何かやりたい、と思ってもきっかけがない、参加できないと思っている方もいらっしゃいます。そのため、自治会町内会では、「加入率の減少」「役員のみ手不足」「活動参加の低下」などが大きな課題として認識されています。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の発災後、これがあって助かったというものに、多くの方が自治会町内会組織をあげられています。自治会町内会において、お互いの安否確認や物資の譲り合いが行われ、非常時でも安心感を得られたためです。このようなことから、地域における自治会町内会の必要性は、ゆらぐことがないと考えています。

磯子区としても、地域活動への参加のきっかけとなるような講座の実施、加入促進の支援等、課題の解決を目指して自治会町内会の皆様とともに取り組んでいます。



---

## 第2章

---

# 自治会町内会の運営


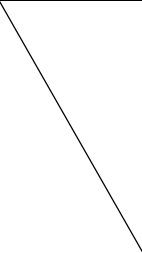
---

## ★ 区役所から自治会町内会へのお願い事項一覧

お願い事項	お願いの内容
自治会町内会現況届の提出 (※)	会長の連絡先等、自治会町内会の情報を把握させていただくため、毎年度当初に「現況届」の提出をお願いしています。 ※「現況届」に記載の加入世帯数（4月1日時点）が地域活動推進費補助金の金額算定根拠になります。
磯子区連合町内会長会定例会 (区連会) 資料の取扱い	磯子区連合町内会長会定例会（区連会）の資料を各自治会町内会（会長またはご指定の担当者）あて送付します。送付先は現況届の記載欄にて申請いただきます。年度途中に変更があった場合はご連絡ください。
広報紙の配布	「広報よこはま（市版・区版）」と「県のたより」の配布のご協力をお願いします。年2回、広報配布謝金をお支払いいたします。
選挙時のお願い	各種選挙時に、1投票区につき投票管理者1名及び投票立会人2名の推薦をお願いしています。 また、自治会町内会の掲示板に選挙啓発ポスターの掲示をお願いしています。

## (参考) 各種団体から自治会町内会へのお願い事項一覧

お願い事項	お願いの内容
磯子区防犯協会の運営 (磯子区防犯協会会費の納入)	磯子区防犯協会は、「自分の住む地域の安全は、自らの手で守ろう」との考えのもとに、自治会町内会などを中心に多くのボランティアによって構成され、区民が安全で安心して生活できるまちづくりの実現に向け、様々な防犯活動を通じて防犯意識の普及啓発の推進に努めています。 地区連合町内会長は同協会の理事、自治会町内会長は会員になっており、毎年総会を開催しています。会員の皆様に納めていただいた会費を運営資金とし、防犯広報活動の支援・防犯キャンペーン実施時における啓発物品の配布・地域安全ニュース通信費、自主防犯パトロールの支援等に活用しています。

お願いする時期	提出先・問合せ先	頁	HP
毎年3月（5月上旬提出期限） ※年度途中で会長変更があった際もご提出ください。	地域振興課地域活動係 ☎750-2391	14	
8月・12月を除く毎月（16日～20日あたり）	地域振興課地域活動係 ☎750-2391	14	
配布：原則として発行日（毎月1日）の前日までに配布担当者にお届け→10日までにお配りください。 謝金：7月・2月に依頼（10月・3月に支払い）	区政推進課広報相談係 ☎750-2335	15	
選挙時	総務課統計選挙係 ☎750-2316	15	

お願いする時期	提出先・問合せ先
6月	磯子区防犯協会（磯子警察署内） ☎761-0110

## (参考) 各種団体から自治会町内会へのお願い事項一覧

お願い事項	お願いの内容
<p>赤十字運動の推進 (日本赤十字社会費の募集)</p>	<p>運動推進のため、地区連合町内会長の皆様には磯子区地区委員会委員に就任していただいております。</p> <p>日本赤十字社の活動は、趣旨に賛同し「会員」となっていただいた区民の皆様からの募金・寄付である「会費」によって成り立っています。募金は強制ではありません。毎年一世帯あたりの目安となる金額を設定の上、自治会町内会の皆様に広くお願いし、ご協力いただいております。</p>
<p>共同募金運動 (赤い羽根募金・年末たすけあい募金)</p>	<p>赤い羽根募金は、民間社会福祉施設・団体や在宅福祉サービス団体などに配分され、また、社会福祉協議会が実施する広報啓発事業などの活動資金として広く社会福祉活動のために活用されています。</p> <p>年末たすけあい募金は、区社会福祉協議会を通して、援助を必要とする方々や福祉団体・グループなどに配分されます。</p> <p>募金は強制ではありませんが、法律に基づいた「計画募金」であるため、1世帯あたりの目安をお示しし、自治会町内会の皆様に広くお願いし、ご協力いただいております。</p>
<p>更生保護活動への協力 (磯子区更生保護協会の会費納入)</p>	<p>磯子区更生保護協会は、犯罪のない明るく住み良い社会をつくることを目的に、区民の皆様にご協力していただいております。</p> <p>犯罪予防活動等を行っている「保護司会」「更生保護女性会」や、地域で青少年の非行化防止と健全育成のための各種活動を行っている「社会を明るくする運動」等に対し、助成を行っています。</p> <p>その財源となる会費を、自治会町内会の皆様にご協力いただいております。</p>
<p>地域福祉活動の推進 (横浜市磯子区社会福祉協議会(第4種会員)会費の納入)</p>	<p>横浜市磯子区社会福祉協議会(以下、『磯子区社協』)は「誰もが幸せに暮らせるまち」の実現をめざし、区内福祉団体や区民の皆様のご参加と協力により、地域福祉活動を推進し展開する団体です。</p> <p>磯子区社協では各自治会町内会の皆様に正会員(第4種会員)となっただき、納めていただく会費等で、福祉講座の開催、ボランティア活動の支援、障害児者支援、広報紙「福祉いそご」の発行、住民主体の福祉活動への支援などの事業推進並びに啓発を行っています。</p> <p>また、各地区連合町内会単位に地区社会福祉協議会が組織されており、ひとり暮らし高齢者昼食会などの地域福祉事業を実施しています。</p>

<p>お願いする時期</p>	<p>提出先・問合せ先</p>
<p>5月～6月</p>	<p>日本赤十字社磯子区地区委員会            (横浜市磯子区社会福祉協議会内)  <b>☎751-0739</b></p>
<p>赤い羽根募金 10月～12月            年末たすけあい募金 12月</p>	<p>神奈川県共同募金会磯子区支会            (横浜市磯子区社会福祉協議会内)  <b>☎751-0739</b></p>
<p>6月～7月</p>	<p>磯子区更生保護協会            (横浜市磯子区社会福祉協議会内)  <b>☎751-0739</b></p>
<p>6月～7月</p>	<p>横浜市磯子区社会福祉協議会  <b>☎751-0739</b></p>

## ★ 自治会町内会への活動支援一覧（補助金等）

名称	内容
地域活動推進費補助金 【補助金】 (※)	自治会町内会が実施する活動に係る事務費（会議費・消耗品費等）や事業費（環境美化・交通安全・レクリエーション等）の一部を補助します。
地域防犯灯維持管理費補助金 【補助金】 (※)	自治会町内会が所有する防犯灯の維持管理に要する経費の一部を補助します。
LED 防犯灯設置事業 【市が設置】 (※)	自治会町内会からの要望を受け、横浜市が LED 防犯灯を新規設置します。
地域防犯カメラ設置補助金 【補助金】	自治会町内会が防犯カメラを設置する際の費用の一部を補助します。
「町の防災組織」活動費補助金 【補助金】 (※)	自治会町内会などの「町の防災組織」が行う防災活動の経費（防災訓練の実施、備蓄食糧等の購入等）の一部を補助します。
広報掲示板設置等補助金 【補助金】	自治会町内会が維持管理を行う掲示板の設置や修繕に係る費用の一部を補助します。
自治会町内会館整備費補助事業 【補助金】	自治会町内会が活動の拠点である会館を整備する場合、整備に要する経費の一部を補助します。着工予定の前年度に事前申請をお願いします。
自治会町内会館脱炭素化推進事業 【補助金】	自治会町内会館で省エネ効果の高い設備を導入する際の費用を補助します。

(※) の記載のあるものは、自治会町内会ポータルでの申請ができます。  
詳細は 42 ページの資料 5 をご参照ください。

補助率・限度額など	申請期限 (令和8年度)	申請先・問合せ先	頁	HP
対象経費の1/3 上限：加入世帯数×900円 ※単位自治会町内会の場合	令和8年6月30日	地域振興課地域活動係 ☎750-2391	18	
1灯につき年額2,200円	令和8年6月30日	地域振興課地域活動係 ☎750-2391	20	
市の予算で設置します。	令和8年6月30日	地域振興課 区民活動支援担当 ☎750-2396	21	
1台ごとに補助対象経費の9/10 上限：28万円	令和8年7月31日	地域振興課 区民活動支援担当 ☎750-2396	21	
申請世帯数×160円	令和8年6月30日	総務課危機管理・地域 防災担当 ☎750-2312	22	
(新設・建替え) 対象経費の2/3 上限：12万円〈電子掲示板の場合 は20万円〉 (修繕・移設) 対象経費の2/3 上限：5万円	令和9年1月29日	地域振興課地域活動係 ☎750-2391	22	
整備等に係る経費の1/2 上限額の詳細は22ページをご参 照ください。	令和8年7月6日 ※令和9年度 着工分	地域振興課地域活動係 ☎750-2391	23	
対象経費の2/3 上限額の詳細は23ページをご参 照ください	令和8年10月30日	横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 ☎451-7740	24	

### 【自治会町内会様式ダウンロードページについて】

磯子区役所ホームページ内に補助金等の様式の情報を集約して掲載するページを開設しています。  
是非、ご活用ください。(  で検索)

【URL】 [https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo\\_manabi/kyodo\\_shien/jichichou/youshiki.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/youshiki.html)



## 1 自治会町内会現況届の提出 (p.27 資料1)

(地域振興課地域活動係：750-2391)

各自治会町内会の情報をおしえていただくため、自治会町内会現況届(資料1)のご提出をお願いします。

毎年3月に、磯子区役所から現況届の提出をご依頼させていただいております。

また、年度途中で会長の変更などがあった場合についても提出をお願いしておりますので、地域振興課までご連絡をお願いいたします。

※認可地縁団体の会長が変更となる場合、別途、告示事項変更の届出が必要です。

## 2 磯子区連合町内会長会定例会(区連会)資料の取扱い

(地域振興課地域活動係：750-2391)

磯子区連合町内会長会定例会(区連会)の資料を各自治会町内会(会長またはご指定の担当者)あて送付しています。送付先は現況届にてご指定いただきます。年度途中に変更があった場合はご連絡ください。

### (1) 区連会開催日

毎月17日(土日祝の場合は前日または翌日) 但し、8月と12月は休会

### (2) 資料送付日

区連会開催当日も含め3日以内

### (3) 配布資料

議題の資料、お知らせなど

### (4) 資料の取扱い

資料は、依頼内容により、以下のとおりの部数をお送りします。

ア 班回覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・班数分の資料を送付

イ 掲示板へのポスター掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・掲示板数分の資料を送付

ウ 情報提供

(班回覧や掲示板への掲示を必要としませんが、会議の席上等で資料を基にご説明  
ください)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料を1部送付

※ 班数と掲示板数は現況届にて把握させていただきます。変更がある場合はご連絡  
ください。

## 3 チラシ等の配布・回覧及びポスターの掲示

区役所などから、自治会町内会に各種広報物の配布・回覧やポスターの掲示を依頼することがあります。原則、区連会を通じて依頼します。ご無理のない範囲でご協力をお願いします。

広報物の例

- ・「年末年始のごみ収集日のお知らせ」等、区民の皆様特に周知の必要なもの
- ・「スポーツいそご」「青指だより」等、各種団体の広報紙 など

## 4 広報紙の配布

(区政推進課広報相談係：750-2335)

横浜市では、皆様のご協力のもとに、よりよい市政情報の提供に努めています。

「広報よこはま（市版・区版）」と「県のたより」は、原則として発行日（毎月1日）の前日までに自治会町内会の配布担当者に配送業者がお届けします。自治会町内会の皆様には、10日までにお配りくださいますよう、よろしくお願いいたします。

年度途中において配布部数等に変更が生じた場合には、10日までに区政推進課広報相談係に連絡をいただきますと、翌月号から変更いたします。

以上のご協力に対し、年2回（10月、3月）、広報配布謝金をご指定の口座にお支払いいたします。

	広報よこはま（市版・区版）	県のたより	ヨコハマ議会だより
発行月	毎月	毎月	年4回（5、8、12、2月）
謝金	一部 9円	一部 8円	一部 4円

### ◎広報配布謝金支払手続の依頼時期

	上期（10月支払分）	下期（3月支払分）
依頼	7月区連会	2月区連会
書類の送付方法	8月個別郵送	2月区連会

## 5 選挙時のお願い

(総務課統計選挙係：750-2316)

### (1) 投票管理者・投票立会人の推薦

各種選挙時において、区連合町内会長会を通じて1投票区につき投票管理者1名及び投票立会人2名の推薦をお願いしています。

#### <主な活動>

投票管理者：投票管理者・事務主任会議への出席、民間従事者（アルバイト）の推薦、投票所における投票事務全般の管理・執行

投票立会人：投票事務が公正に執行されるよう監視

◎依頼時期 選挙時

### (2) 選挙啓発ポスターの掲示

各種選挙時において、自治会町内会の掲示板に選挙啓発ポスターの掲示をお願いしています。

◎依頼時期：選挙時

## 6 自治会町内会の法人化

(地域振興課地域活動係：750-2391)

### (1) 認可制度について

自治会町内会が町内会館等の財産を保有している場合、以前は自治会町内会に法人格がないため、当該団体の名義での不動産登記が不可能でした。そのため、不動産の登記名義が個人となることにより、名義人の死亡による相続問題など財産上の問題が生じることがありました。

このような問題を解消するため、平成3年4月2日の地方自治法改正により、不動産を保有又は保有を予定している自治会町内会に法人格を与えることにより、当該団体名義での不動産登記が可能となりました。

また、令和3年11月26日施行の地方自治法の改正により、不動産の保有又は保有の予定に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために、法人格を取得することが可能となりました。

### (2) 対象となる団体

一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」といいます。）、いわゆる自治会町内会を対象としています。《地方自治法第260条の2第1項》

### (3) 認可の要件

認可を受けるための要件として、地方自治法では次の4つの要件を満たすことを求めています。《地方自治法第260条の2第2項》

ア その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

イ その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

ウ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

エ 規約を定めていること。

### (4) 認可申請の事前準備

認可申請を行う前に、当該地縁団体の現行の規約に基づき総会を開催し、認可申請の要否の意思決定をします。併せて規約の決定、区域の確定、構成員の確定、代表者の決定等を審議し、団体の意思決定をします。また、財産を保有している場合は、併せて保有する財産についても団体の意思決定が必要です。

なお、認可申請の意思決定と規約の決定等の意思決定は、同一の総会で行われることが望ましいのですが、別々の総会でも構いません。

ア 規約の整備（定めなければならない事項） 《地方自治法第260条の2第3項》

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 区域

(エ) 主たる事務所の所在地

(オ) 構成員の資格に関する事項

(カ) 代表者に関する事項（代表者の選出方法、任期、職務等）

(キ) 会議に関する事項（会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等）

(ク) 資産に関する事項（保有資産の構成、取得、処分の方法及び管理方法等）

イ 構成員の確定

ウ 財産目録の作成

エ 代表者の決定

(5) 認可申請手続き

地縁団体の代表者は区長に対して次の資料を添付して申請します。

ア 規約

イ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（総会議事録等の写し）

ウ 構成員名簿

※当該区域の住民の相当数（原則として4割以上）の構成員が必要です。

エ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（概ね3年分の事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等）

オ 申請者が代表者であることを証する書類

カ その他（規約で定める区域を示した図面等）

※法人化をお考えの自治会町内会がございましたらご相談ください。

## 7 地域活動推進費補助金 (p.31 資料2) (申請期限 6月30日)

(地域振興課地域活動係：750-2391)

### (1) 補助条件

対象団体	補助金額	補助対象経費
自治会町内会	A：補助対象経費の3分の1 B：加入世帯数×900円	事務費 事業費
地区連合町内会	A：(補助対象経費－12万円)の3分の1＋12万円 B：加入世帯数×170円＋5万円＋12万円	
<b>* AとBのいずれか低い方が補助金額となります。</b>		<b>※1</b>

\*加入世帯数は、毎年4月1日を基準日とします。世帯数確認のため、自治会町内会現況届に基準日時点の数値を記載してください。

\*加入世帯数には、会費を減免している世帯も含めることができます。ただし、規約に会費減免世帯の取り扱いについて記載されていることが必要です。

**※1…「補助対象経費・補助対象外経費(例)」は、資料2を御覧ください。**

### (2) 補助金交付手続

手続の流れは次のようになります。

4月～6月		7月～9月		翌年4月～6月		余剰金が生じた場合
ア 交付申請	イ 交付決定	ウ 請求	ウ 交付	エ 活動報告	オ 確定通知書 送付	カ 余剰金返還

#### ア 補助金交付申請

補助金交付申請書に必要事項を記載して、次の書類を添付して、区役所地域振興課(電話：750-2391)へ提出をお願いします。

#### 【添付書類】

- ① 事業計画書(→年間の活動予定内容を記載してください)
- ② 収支予算書(→年間の収支予算額を記載してください)
- ③ 規約

\*①と②については総会等で会員の承認を得てください。

\*申請内容の確認のため、総会資料及びその議事録をご持参ください。

**\* 添付書類(①と②)は、総会資料の提出をもって代えることができます。**

#### イ 補助金交付決定

申請書等を審査した後、適正な場合には区役所から補助金交付決定通知書を送付します。不備等がある場合は、書類を再提出していただくことになります。

ウ 補助金交付請求及び交付

補助金交付決定通知書を受け取った後、補助金交付請求書及び口座振替依頼書を区役所地域振興課に提出してください。請求書受理後、指定の口座へ補助金を振り込みます。

エ 事業実施及び活動報告

年間の活動終了後、総会等で実施内容や決算額を報告し会員の承認を得た後、補助金活動実績報告書に必要事項を記載して、次の書類を添付のうえ区役所地域振興課へ提出をお願いします。

【添付書類】

- ① 事業実績報告書（→実際に活動した内容を記載してください）
- ② 収 支 決 算 書（→年間の収支決算額を記載してください）
- ③ 補助対象経費に係る1件10万円以上の領収書等の写し

\*活動報告に伴って、会計帳簿や全ての領収証などの添付は必要ありませんが、履行確認のため補助対象経費分について提示を求めることがありますので、ご承知置きください。

\*前年度活動実績報告書と当年度補助金交付申請書は同時に提出することができます。

**\* 添付書類（①と②）は、総会資料の提出をもって代えることができます。**

オ 補助金額確定通知書の送付

活動実績報告書等の審査の結果、補助金額を確定し通知します。

カ 余剰金返還

活動実績報告書により、「補助対象経費の3分の1」の金額と「交付した補助金額」とを比較して、補助金に余剰金があると認められる場合は、その余剰分を返還していただきます。該当する団体へは区役所から補助金返還請求書で通知します。

\*なお、返還請求金の納付確認ができない場合は、次年度の補助金交付を保留することとなりますのでご注意ください。

(3) その他

\*補助金の交付を受けて実施した**活動に関する書類（会計帳簿や領収証など）は、年度毎に整理して5年間大切に保管してください。**この間、行政から求められた場合に提示できるようにしておいてください。

\*区役所にご提出いただいた書類について市民の方から情報公開請求があった場合、個人情報以外は公開することとなりますので、ご了承ください。

## 8 地域防犯灯維持管理費補助金（申請期限 6月30日）

（地域振興課地域活動係：750-2391）

### （1）趣旨

夜間における犯罪の発生を防止し、歩行者の通行の安全を図るため、自治会町内会が行う防犯灯の維持管理に要する経費の一部を補助します。

### （2）補助対象

#### ア 補助対象となる防犯灯

夜間の防犯及び歩行者の通行の安全を図るため、不特定多数の市民が通行する道路・通路を照らしているもので、

- ① 自治会町内会が所有し、かつ、維持管理しているもの
- ② 自治会町内会の所有となっていないものにあつては、自治会町内会が維持管理を行い、かつ、維持管理に要する経費を負担しているもの
- ③ 集合住宅の管理組合等が所有しているものでも、不特定多数の市民が通行する道路・通路を照らしているもので、自治会町内会が横浜市の設置基準に適していると認められたもの（補助対象の認定は、申請に基づいて、区役所が現地調査等により行います。）

#### イ 補助対象とならない防犯灯

- ① アパートやマンション（集合住宅）等の構内及び建物内で、専ら居住者が使用する道路・通路を照らしているもの
  - ② 駐車場、駐輪場、階段等の照明
  - ③ ネオンサイン等の装飾目的の照明
  - ④ 横浜市設置のLED防犯灯
  - ⑤ 自治会町内会が独自に設置した防犯灯<sup>\*</sup>で横浜市の設置基準にそぐわないもの など
- <sup>\*</sup>自治会町内会が独自に防犯灯を設置する場合は、必ず事前に区役所地域振興課と調整をお願いします。

### （3）補助金額等

ア 基準日 毎年4月1日

イ 補助金額 1灯につき年額 2,200円

地域防犯灯維持管理費補助は、照明の明るさ（20W・40W・100Wなど）に関わらず、防犯灯の電気代、灯具の清掃・点検・修理、蛍光灯の交換など維持管理に要する経費の一部として、1灯あたり年額2,200円を補助します。

<sup>\*</sup>横浜市が設置したLED防犯灯は、電気代及び維持管理費を横浜市が負担しています。

### （4）申請書の提出

ア 提出期限 令和8年6月30日まで

イ 提出先 地域振興課

ウ 提出書類 ・電気料金等領収証（4月分）  
・電気料金集約分内訳表（4月分）

## 9 LED 防犯灯設置事業（新設の申請期限 6月30日）

（地域振興課区民活動支援担当：750-2396）

安全で安心して暮らせる街づくりを目的として、横浜市（市民局地域防犯支援課）では、LED 防犯灯の設置事業を実施しています。横浜市の事業で LED 防犯灯を設置した分については、横浜市が電気料金の支払いを行うとともに、故障時についても横浜市で対応します。

新規の設置申請については、年1回、申請期間を設けて受け付けています。各自治会町内会から区役所地域振興課に申請していただきます。

なお、自治会町内会で保有している防犯灯については、電気料金の支払いを含み、引き続き自治会町内会で維持管理をお願いします。（防犯灯維持管理費補助金の対象となる場合があります。担当は、地域振興課地域活動係（電話：750-2391）となります。）

## 10 地域防犯カメラ設置補助金（申請期限 7月31日）

（地域振興課区民活動支援担当：750-2396）

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助しています。年1回、申請期間を設けて受け付けています。

### （1）補助対象となる防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、公道等の公共空間を撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラが対象となります。

また、私有地に設置し、公道等公共空間を撮影する防犯カメラや、機能強化に係る設置機器の更新をする防犯カメラも補助対象となります。

※マンションの敷地内等の主に私有地を撮影する防犯カメラ、ごみ集積所のみを撮影する等の防犯を目的としない防犯カメラは補助対象外

### （2）補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び当該カメラ設置工事に係る経費、防犯カメラの設置を示す看板設置に係る経費

### （3）補助率等

防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の10分の9

補助上限額：280,000円

※予算の範囲内で補助をするため、申請いただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。

### （4）主な申請書類

申請書、見積書、収支計算書

### （5）申請書類提出先

地域振興課、又は横浜市電子申請・届出システム

## 11 「町の防災組織」活動費補助金（申請期限 6月30日）

（総務課危機管理・地域防災担当：750-2312）

「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、標記補助金を交付しています。

### （1）補助金の交付要件

- ア 対象団体 「町の防災組織」を結成している自治会町内会等
- イ 交付金額 申請世帯数×160円  
※申請世帯数は毎年4月1日時点の広報よこはま配付部数を上限とします。
- ウ 対象経費 防災活動に関する事務費・事業費（防災訓練の実施、備蓄食糧等の購入等）

### （2）申請書類の配布

3月下旬に「町の防災組織活動費補助金」事務の手引き、交付申請書・請求書、活動実績報告書を自治会町内会長宛に配布します。

### （3）申請の手続

4月1日から6月30日までに、「町の防災組織」活動費補助金交付申請書・前年度の活動実績報告書を提出いただきます。

## 12 広報掲示板設置等補助金（申請期限 1月29日）

（地域振興課地域活動係：750-2391）

自治会町内会が維持管理を行う掲示板について、その設置や修繕に係る経費を補助しています。

### （1）補助対象経費

掲示板の新設（建替え含む）、修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設に係る経費

※建替えの場合、掲示板の撤去に係る費用は補助対象とはなりません。

### （2）交付金額

- ア 新設（建替え含む）  
対象経費の3分の2（補助上限額 12万円）  
※電子掲示板の場合は補助上限額 20万円
- イ 修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設  
対象経費の3分の2（補助上限額 5万円）

### （3）申請書類

- ・申請書、見積書、設置場所の地図、施工前の写真
- ・（新設の場合）設置場所の土地所有者の許可がわかるもの

### （4）申請書の提出

- ア 提出期限 令和9年1月29日まで
- イ 提出先 地域振興課

### 13 自治会町内会館整備費補助事業 (申請期限 7月6日 ※令和9年度着工分の事前申請)

(地域振興課地域活動係：750-2391)

自治会町内会が活動の拠点である会館を整備する場合、整備に要する経費の一部を補助する制度です。

自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上の工事が対象）を予定している自治会町内会については、事前に地域振興課までご相談ください。

また、横浜市では自治会町内会館建設用地について、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

なお、貸付ができる市有地もない場合については、自治会町内会エリア内の公園用地（規模が 5,000 m<sup>2</sup>以上の公園）に集会所を設置できる制度もあります。

#### ◎補助内容について

種 類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	1 m <sup>2</sup> 当たり 125,000 円 かつ 1,500 万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300 万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター 設置工事費	2分の1	300 万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630 万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380 万円	耐震診断（※）に基づいて行う工事 （※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250 万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない）

- ・新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300 万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- ・新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100 万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。  
(新築・購入の場合、1 m<sup>2</sup>当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- ・新築、耐震補強工事及び 250 万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は地域振興課にお問合せください。)

## 14 自治会町内会館脱炭素化推進事業（申請期限 9月30日）

（地域振興課地域活動係：750-2391）

自治会町内会館で省エネ効果の高い設備を導入する際の費用を補助しています。エネルギー価格の高騰への支援とCO2排出量の削減につなげるとともに、会員の皆さんがご家庭で脱炭素化の行動につなげていただくことを目指しています。

### （1）補助金額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED照明器具 ※1	2 / 3	60万円
省エネエアコン	2 / 3	130万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200万円※2

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。（ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る）

### （2）補助対象となる団体

横浜市内の自治会町内会、地区連合町内会

※ 町内会等の構成員の一部が所属する集会施設（会館として利用するマンションの集居室等）の管理団体について、当該町内会等と連名（合同）で補助申請をする場合には、補助対象団体（補助事業者）とみなします。

### （3）補助対象設備の主な要件

- ア 対象となる設備の基準を満たしていること
- イ 横浜市内の事業者から契約・購入等した設備であること
- ウ 交付決定通知日以降に契約、発注していること

### （4）申請方法

- ア 提出期限 令和8年10月30日まで
- イ 提出先 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（市委託事業者）  
TEL : 451-7740（受付時間：平日9:00～17:00）  
E-mail : yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

## 15 横浜市市民活動保険のご案内（p.33 資料3）（総務課庶務係：750-2311）

市民の方が安心してボランティア活動等が行えるように、横浜市があらかじめ保険料を負担し、保険会社と保険契約をして運営しています。

この保険は、事前の加入や登録の手続きは必要ありませんが、申請の際（事故等が起こったとき）に、必要な書類を提出していただきます。

対象となるボランティア活動や対象者、保険内容については、別添の「横浜市市民活動保険のご案内」をご覧ください。

## 16 活動促進・加入促進について（p.37 資料4）

（地域振興課地域活動係：750-2391）

磯子区役所、磯子区連合町内会長会（以下、区連会）では、各自治会町内会の活動促進・加入促進を支援する取組を行っています。

### （1）区連会のホームページ

自治会町内会が、自主的に活動情報の編集や会報誌の掲載などを行うことができます。自治会町内会の情報共有や活動のPRにご活用ください。

また、区連会の会議で使用したレジュメや、掲示・回覧用の資料など、役立つ情報を掲載していますので、是非ご覧ください。

なお、新たに区連会のホームページをご活用いただく自治会町内会については、操作方法のご案内をいたしますので、地域振興課へご連絡ください。

【URL】 <https://www.isogo-kurenkai.net>

磯子区連合町内会長会 🔍



### （2）自治会町内会ガイド（パンフレット）・加入申込書・加入促進チラシ

自治会町内会の活動内容を紹介する資料や、加入申込書を作成しています。

未加入者への案内に使用したいなどのご希望がありましたら、地域振興課で必要部数をお渡しさせていただきますので、ご連絡をお願いします。なお、磯子区役所では、磯子区への転入者に対して、加入申込書と加入促進チラシを配布しています。

○自治会町内会ガイド：A5サイズ冊子 22ページ

○加入申込書：A4三つ折り ※多言語版もあり

○加入促進チラシ：A4サイズ両面

### （3）会計システム

自治会町内会の予算・決算等の資料を簡単に作成することができるエクセルデータの提供を行っています。講習会やアドバイザー派遣による活用支援も実施しておりますので、お気軽にご活用ください。

また、このシステムで作成した決算書の科目は、地域活動推進費補助金の補助対象経費の分類に対応しており、区役所への提出書類の準備に便利です。

会計システムは、区連会のホームページからダウンロードしていただくか、またはエクセルデータが保存されたCD-ROMを磯子区地域振興課でお渡ししています。

### （4）デジタル化支援

自治会町内会活動におけるデジタル化を支援するため、パソコン、タブレット、スマートフォン等の通信端末の導入や、ホームページ、SNS等の利用について、基本的な使い方から具体的な導入まで、ご相談に応じサポートする事業を実施しています。

専門的な知識を有する事業者等が、各自治会町内会のご要望に合わせて実施しますので、お気軽にご相談ください。



横浜市磯子区長

ふりがな  
自治会町内会名

記入者氏名

## 1 自治会町内会長（※1）

ふりがな			
氏名			
住所	(マンション・アパート名もご記入ください) 磯子区		
連絡先	電話		携帯電話
	F A X		Eメール アドレス
任期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
情報提供 に関する 事前承諾	入居予定者へ自治会町内会をご案内する不動産会社や、自治会町内会区域内で工事予定の業者から、自治会町内会長の連絡先の照会があります。回答する前に、会長への御連絡が必要か不要か選択してください。（※2）		
	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要（工事業者、不動産会社以外はご連絡します。）		
	ご連絡不要の場合、ご自宅以外の電話番号をお伝えする場合は、その連絡先をご記入ください。		連絡先

※1 国・市・区役所内や関係機関等に対しては、いただいた情報を提供させていただきます。

※2 連絡が必要を選択された場合、『〇〇不動産から不動産売買にあたり会長のご連絡先を教えてください欲しいと連絡があったのですが回答してよろしいですか?』というようなお電話をいたします。不要を選択された場合は、区役所から会長宅にお電話はせず、回答させていただきます。通常はご自宅の電話番号を回答させていただきます。携帯のみしかない方は携帯番号を回答します。

## 2 各種資料配送先・申請担当者

区 連 会 資 料 受 取 担 当 者		← 自治会町内会長と同じ場合はこちらに✓のみで構いません。		
	氏名		電話	
	配送先 住所	(マンション・アパート名もご記入ください) 磯子区		
	置き配等にご対応いただける場合の置き場所（玄関前、宅配ボックス、ドアノブ等）			
	回覧数	(回覧いただく班数などの数)	掲示数	(掲示いただく掲示板の数)
申 請 推 進 費 地 域 活 動 担 当 者		← 自治会町内会長と同じ場合はこちらに✓のみで構いません。		
	氏名		役職	
	電話		Eメール アドレス	
広 報 よ こ は ま 等 担 当 者		← 自治会町内会長と同じ場合はこちらに✓のみで構いません。		
	氏名		電話	
	配布部数	部	※担当者・配送先・部数に変更が生じた場合は毎月10日までに広報相談係（電話：750-2335）に連絡してください。	
	配送先	〒		
配送に関する特記事項（あればご記入ください）				

### 3 自治会町内会情報

加入世帯数	<p><b>令和8年4月1日現在</b>の情報をご記入ください。公表数値や、地域活動推進費の基礎数値として使用しますので、確定した数値を必ずご記入ください。          また、必ず加入されている地区連合に報告してください。地区連合が把握している数値と、現況届の内容とが一致している必要がございます。</p>		
		世帯数	規約明記の有無 (○を付けてください)
	①一般会員	世帯	有 ・ 無
	②会費免除会員	世帯	有 ・ 無
	③法人(賛助)会員等	世帯	有 ・ 無
<p>★「地域活動推進費補助金」の交付申請のためには、 会費免除会員、法人会員等が規約に明記されている必要があります。</p> <p>★ 下記の世帯数の欄には、 ①②③のうち、規約明記が「有」の世帯数の合計をご記入ください。</p>			
	世帯数 (補助金適用世帯数)	世帯	
自治会町内会費	<p>入居予定者へ自治会町内会をご案内する不動産会社等より、区役所に会費の問合せがあった場合に、こちらに記載の金額を回答します。法人会費等がある場合は、備考欄に記載してください。          変更があった場合は地域振興課にお知らせください。区役所からの回答を希望しない場合(一律の金額ではないため等)は区役所での回答不可を選択してください。また、会費について、HPに掲載する可能性がありますので、ご了承ください。</p>		
	会費	円/月	集金方法 (班長が戸別訪問で一括集金、毎月口座振替等) <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	備考	区役所で回答の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
(集会所)	会館名	住所	磯子区
	電話	常駐者 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 備考 (管理人のいる曜日・時間帯など)	

### 4 役員名簿

会長以外の役員の方のご連絡先を、3名程度ご記入ください。  
 区役所から会長に連絡が取れない場合や、災害発生時等で行政機関からの緊急連絡が必要な時のみ使用し、他のことには使用いたしません。

役職	氏名	住所	電話
		磯子区	
		磯子区	
		磯子区	

【連絡先】 〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 磯子区役所

○自治会町内会に関する問合せ先 : 地域振興課地域活動係 Tel : 750-2391 ・ Fax : 750-2534  
 ○広報に関する問合せ先 : 区政推進課広報相談係 Tel : 750-2335 ・ Fax : 750-2532

横浜市磯子区長

ふりがな  
自治会町内会名

いそごかい  
磯子会

記入者氏名

磯子 太郎

1 自治会町内会長 (※1)

ふりがな	いそご たろう			
氏名	磯子 太郎			
住所	(マンション・アパート名もご記入ください) 磯子区磯子3-5-1 磯子マンションA棟101号			
連絡先	電話	045-000-0000	携帯電話	090-0000-0000
	FAX	045-000-0000	Eメール アドレス	000@000000.00
任期	令和8年5月1日 ~ 令和9年4月30日			
情報提供 に関する 事前承諾	入居予定者へ自治会町内会をご案内する不動産会社や、自治会町内会区域内で工事予定の業者から、自治会町内会会長の連絡先の照会があります。回答する前に、会長への御連絡が必要か不要か選択してください。(※2)			
	<input type="checkbox"/> 必要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 (工事業者、不動産会社以外はご連絡します。)			
	ご連絡不要の場合、ご自宅以外の電話番号をお伝えする場合は、その連絡先をご記入ください。		連絡先	

集合住宅の場合は、建物名や棟の番号まですべてご記入ください。

※1 国・市・区・町・村・支庁・道庁・都庁・府庁・県庁・自治会町内会 必ずどちらかにチェックしてください。いただいた情報を提供させていただきます。  
 ※2 連絡が必要を選択された場合、『〇〇不動産から不動産売買にあたり会長のご連絡先を教えてくださいと連絡があったのですが回答してよろしいですか?』というようなお電話をいたします。不要を選択された場合は、区役所から会長宅にお電話はせず、回答させていただきます。通常はご自宅の電話番号を回答させていただきます。

配送業者等がご連絡することがあります。日中に連絡のとりやすい電話番号をご記入ください。

2 各種資料配送先・申請担当者

区	← 自治会町内会長と同じ場合はこちらに✓のみで構いません。			
文 取 担 当 者	氏名	磯子 次郎	電話	090-0000-0000
	住所	(マンション・アパート名もご記入ください) 磯子区磯子3-5-1 磯子マンションA棟101号		
申請 推 進 担 当 者	← 自治会町内会長と同じ場合はこちらに✓のみで構いません。			
	氏名	磯子 三郎	役職	会計
広 報 担 当 者	電話	045-000-0000	Eメール アドレス	000@000000.00
	配布部数	200	広報相談係 (電話: 750-2559) に連絡してください。	
	配送先	〒 磯子区磯子3-5-1 磯子マンションA棟105号		
	配送に関する特記事項 (あればご記入ください)			

可能な限り、ご記入をお願いします。ご記入いただいた場合は、原則置き場所への配送となります。

置き配等にご対応いただける場合の置き場所 (※)  
集会所 (A棟1階) のドア前に置いてください。

回覧板での回覧や、掲示板への掲出をご依頼する際に送付するチラシ等の枚数に使用します。

地域活動推進費補助金を申請しない場合は、「地域活動推進費申請担当者」の欄は記載不要です。

補助金申請のやりとりに、Eメールの活用が可能な場合は、ご記入ください。

### 3 自治会町内会情報

加入世帯数	<p>令和8年4月1日現在の情報をご記入ください。公表します。確定した数値を必ずご記入ください。また、必ず加入されている地区連合に報告してください。地区連合が把握している数値と、状況届の内容とが一致している必要がございます。</p> <p>「①一般会員」は、規約に会員に関する項目があれば、原則すべて「有」となります。</p>				
		世帯数	規約明記の有無 (○を付けてください)		
	①一般会員	130 世帯	有・無		
	②会費免除会員	2 世帯	有・無		
	③法人(賛助)会員等	1 世帯	有・無		
★	<p>4月1日時点の ①一般会員、②会費免除会員、③法人(賛助)会員等のうち、規約明記の有無(規約にそれぞれの会員について記載しているか)を「有」としたものの合計をご記入ください。</p> <p>※記載例では、③法人(賛助)会員が1世帯ありますが、規約明記が「無」のため、合計数に含まれていません。</p>				
	世帯数 (補助金適用世帯数)	132 世帯			
自治会町内会費	<p>入居予定者へ自治会町内会をご案内する不動産会社等より、区役所に会費の問合せがあった場合に、こちらに記載の金額を回答します。法人会費等がある場合は、備考欄に記載してください。変更があった場合は地域振興課にお知らせください。区役所からの回答を希望しない場合(一律の金額ではないため等)は区役所での回答不可を選択してください。また、会費について、HPに掲載する可能性がありますので、ご了承ください。</p> <p>必ずどちらかにチェックしてください。</p>				
	会費	200 円/月	集金方法	年に一回、班長が集金	
	備考	区役所で回答の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
(集会所)	会館名	〇〇自治会館		住所	磯子区磯子3-5-1
	電話	045-000-0000	常駐者	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備考 (管理人のいる曜日・時間帯など) 月水金の10:00~15:00

### 4 役員名簿

会長以外の役員の方のご連絡先を、3名程度ご記入ください。  
区役所から会長に連絡が取れない場合や、災害発生時等で行政機関からの緊急連絡が必要な時のみ使用し、他のことには使用いたしません。

役職	氏名	住所	電話
副会長	〇〇 〇〇	磯子区〇〇〇 〇-〇-〇	045-000-0000
防災部長	〇〇 〇〇	磯子区〇〇〇 〇-〇-〇	090-0000-0000
監事	〇〇 〇〇	磯子区〇〇〇 〇-〇-〇	090-0000-0000

【連絡先】 〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 磯子区役所

○自治会町内会に関する問合せ先 : 地域振興課地域活動係 Tel : 750-2391 ・ Fax : 750-2534  
○広報に関する問合せ先 : 区政推進課広報相談係 Tel : 750-2335 ・ Fax : 750-2532

## 地域活動推進費補助金 補助対象経費・補助対象外経費の例

## 【要綱における補助対象経費】

対象団体が実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費等

## 【補助対象経費・補助対象外経費の例】

経費項目	補助対象経費	補助対象外経費
事務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>総会、定例会、役員会経費（会場借上費、資料印刷費等）</li> <li>備品代（会議テーブル、椅子等）</li> <li>消耗品代（紙、鉛筆等）</li> <li>電話代、郵送料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マンションなどの集合住宅で、共益費などとして支払うもの（自治会町内会の会計とは分けて管理します。）</li> </ul>
人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルバイト賃金</li> <li>役員手当</li> <li>活動謝礼、活動交通費</li> </ul>	
会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>会館借上費</li> <li>会館光熱水費</li> <li>会館修繕経費（会館整備費補助金を受ける場合を除く）</li> <li>会館設備点検費</li> <li>会館耐震診断費用</li> <li>会館火災保険料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会館整備費補助金を受ける会館の新築、購入、増築、耐震補強工事、修繕経費</li> <li>固定資産税（通常は会館の土地や建物は固定資産税の減免対象です。ただし、事業収入がある場合等、会館の使い方によっては減免にならない場合があります。）</li> </ul>
事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の美化、3R行動の推進、資源回収、リサイクル活動経費</li> <li>交通安全活動経費</li> <li>地域防犯灯新規整備費（自治会町内会が独自に全額負担で器具更新、新規設置した場合）</li> <li>防犯活動経費</li> <li>防災活動経費（町の防災組織活動費補助金を活用した場合を除く）</li> <li>子供会、婦人部、老人クラブ活動費</li> <li>盆踊り大会開催費</li> <li>運動会、スポーツ大会開催費</li> <li>敬老会開催費（記念品代含む。見守りを兼ねて個別訪問して記念品を渡すものも含むが、単に配布するだけなら補助対象外）</li> <li>給食、配食サービス経費</li> <li>講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭開催経費</li> <li>広報活動費</li> <li>掲示板設置費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防犯灯維持管理費補助金で実施した活動（地域防犯灯の電気代、清掃費、点検費、修繕費、球換え費用等）</li> <li>町の防災組織活動費補助金で実施した活動（防災資機材等の購入、防災訓練開催費等）</li> <li>その他の補助金の補助対象事業費（他の補助金を利用して実施した事業や活動の費用）</li> <li>祝金（入学、成人、敬老等）</li> <li>賀詞交換会（開催費、参加費）</li> <li>裁判費用（弁護士費用等）</li> <li>金券類</li> <li>宿泊費</li> </ul>
会費 負担金 分担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ推進委員、青少年指導員負担金</li> <li>防犯協会、体育協会分担金</li> <li>その他公益的な事業を行う団体に支払う会費など</li> </ul>	
飲食費	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議や事業を行う上で必要な弁当代、お茶代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>懇親会費、親睦会費</li> <li>新年会費、忘年会費</li> <li>慰労会費、反省会費</li> </ul>
寄付金 募金		<ul style="list-style-type: none"> <li>寄付金</li> <li>募金（共同募金、歳末助け合い募金・日本赤十字社会費等）</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>交際費、慶弔費、祝金、見舞金、香典</li> <li>積立金</li> <li>予備費</li> <li>次年度への繰越金</li> <li>区へ返還した余剰金</li> </ul>

※ 補助対象経費に挙げている内容の経費であっても、その事業や活動に他の補助金を利用している場合は、すべて地域活動推進費補助金の補助対象外経費となります。

※ 地域に対して公益的な活動を行う団体への会費や共催・協賛事業負担金は補助対象経費となります。ただし、使途が補助対象外経費となる飲食費や慶弔費等の場合は補助対象外とします。

※ ここに挙げているのは例示です。実際の活動経費が補助対象となるかどうかなど、ご不明な点がございましたら、区役所地域振興課へお問い合わせください。



# 令和8年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和8年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。  
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

## 特 徴

- 保険料は不要です。
- 事前の登録・加入手続きは不要です。
- 事故発生後に手続きをしていただけます。

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

## 対 象

もっぱら市内で、次の4つの要件を全て満たすボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

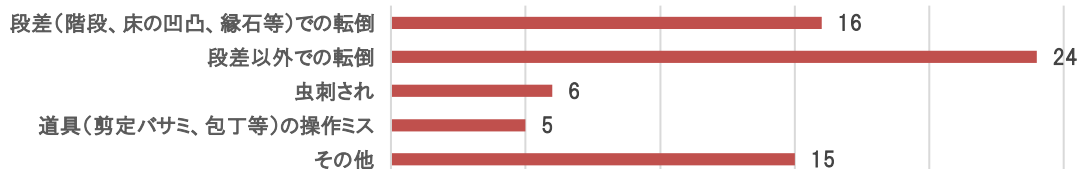
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

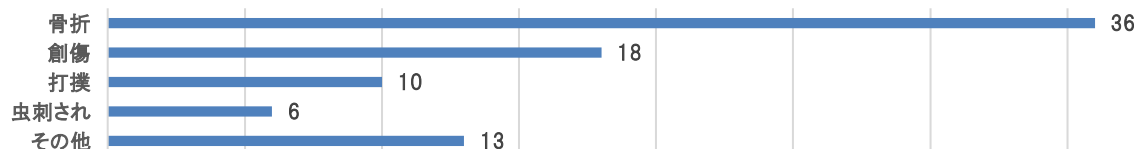
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との通常考えられる経路の往復途上（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の準備活動、後片付け

### 事故の原因は？

【傷害事故: 令和7年4月～令和7年12月】



### 負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

## 対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



### 次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの**非常勤特別職の地方公務員としての活動**  
(公務災害等の補償があります)
- (3) **学校管理下での活動**(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) **単位取得や学習のために行う活動**(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、**労働の対価が支給される活動**(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) **一時的、突発的な善意の行為**(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) **互助的な活動**(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) **特定の個人や特定の団体の利益のための活動**
- (10) **政治、宗教、営利に関わる活動**(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) **チェーンソーを使用する森林ボランティア活動**(賠償責任事故のみ対象となります)
  - ① 防災訓練やイベントの**参加者**、講座の**受講者は対象になりません**。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
  - ② 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
  - ③ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

# 補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 <b>法律上の賠償責任を負った場合に</b> 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 <b>※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。</b>			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した <b>急激かつ偶然な外来事故(※)</b> によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ <b>医師のいる医療機関</b> で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

## ※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



## 支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通	
・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等	
■賠償責任事故	■傷害事故
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故</li> <li>・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故</li> <li>・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損</li> <li>・ 活動者の親族に対する事故 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症</li> <li>・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの</li> <li>・ 細菌性食中毒</li> <li>・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの</li> <li>・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故</li> <li>・ 重大な過失による事故</li> <li>・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等</li> </ul>

# 事故が起こった際の手続き方法



## 1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

## 2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

## 3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡します。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集チラシ・パンフレット等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ・パンフレット 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

## 4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。

トップページ

市民活動保険

検索



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

# 資料 4

## ○区連会ホームページ

**トップページ**

磯子区 連合町内会長会で、検索してください。

**活動情報ページ**

### 活動情報・会報誌

活動紹介

洋光台北回地一街区自治会

#### 一街区餅つき

一街区1号棟前広場

はじめに三上会長の挨拶、佐野顧問によるお神酒での乾杯で無事を祈りました。

高齢者が多くなり火の番担当が人気です。

親子で餅つき体験。

最後に三上会長がツク納めをしました。

ご婦人方の愛情の出汁が効いたトン汁もふるまわれました。

最後に集会所で打ち上げを行いました。

アーカイブ



写真とコメントの入力で、簡単に活動報告を作成できます！

また、自治会町内会の会報誌などをアップすることもできます。

自治会町内会の情報共有、活動のPRにご活用をお願いします！

## 区連会資料・補助金等

### 区連会 資料

令和5年度

| [4月資料](#) | [5月資料](#) |

令和4年度

| [4月資料](#) | [5月資料](#) | [6月資料](#) | [7月資料](#) | [9月資料](#) | [10月資料](#) | [11月資料](#) | [1月資料](#) | [2月資料](#) | [3月資料](#) |

令和3年度

| [4月資料](#) | [5月資料](#) | [6月資料](#) | [7月資料](#) | [9月資料](#) | [10月資料](#) | [11月資料](#) | [1月資料](#) | [2月資料](#) | [3月資料](#) |

令和2年度

| [4月資料](#) | [5月資料](#) | [6月資料](#) | [7月資料](#) | [9月資料](#) | [10月資料](#) | [11月資料](#) | [1月資料](#) | [2月資料](#) | [3月資料](#) |

令和元年度

| [5月資料](#) | [6月資料](#) | [7月資料](#) | [9月資料](#) | [10月資料](#) | [11月資料](#) | [1月資料](#) | [2月資料](#) | [3月資料](#) |

区連会定例会で使用したレジューメや資料を掲載しています。

## お役立ち情報・リンクページ

### リンク

#### ●磯子区役所

<http://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/>

#### ●自治会町内会

北磯子住宅自治会

<http://kitaishogo.blog65.fc2.com/>

汐見台自治会連合会

<http://www.shiomidai.org/>

自治会町内会独自のホームページのリンクを掲載できます！  
掲載希望がありましたら、地域振興課にお問い合わせください。



# ○加入申込書

(表)

### 自治会町内会について

自治会町内会は、町や丁目またはマンションなどの一定の区域に住む人々が、地域の問題を解決したり、お互いの親睦を図るなど、結びつきを深めながら、豊かで住みやすいまちづくりを目指して自主的に運営している団体です。自治会町内会の活動に多くの方が積極的に参加することによって、より暮らしやすいまちづくりを進めていくことができます。

### 加入の申込みは

申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX送信・Eメールまたは事務局へご持参ください。磯子区のホームページからも申込書をダウンロードできます。

### 磯子区連合町内会長会について

磯子区連合町内会長会は、各地区の自治会町内会の代表者によって組織された団体です。防災や、福祉、環境問題などについて、地域の意見を代表して行政に直接発言し、市政に反映させ、区民の皆様にとって暮らしやすいまちづくりのために、日々活動しています。

## 磯子区 自治会町内会 加入のご案内

### 磯子区民の皆様へ

磯子区では、約7割の方が自治会町内会に加入して、防災、防災、清掃など様々な活動を行っています。地域の方と交流を深め、住みやすいまちづくりを目指し、自治会町内会活動に参加してみませんか。

### 加入にあたっての問合せ先

#### 磯子区連合町内会長会事務局

〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 (磯子区役所 地域振興課内)

TEL 045-750-2391  
FAX 045-750-2534  
✉ is-chishin@city.yokohama.jp

活動情報などを配信します！ぜひご覧ください！！

磯子区連合町内会長会 <http://www.isogo-kurenkai.net/> 検索

ヨコハマ3R夢!

2022年12月発行

(裏)

### 地域安全のために活動をしています。

防犯パトロールや交通安全対策の実施、防犯灯の設置・管理により、地域の安全を守っています。

### 災害に強いまちづくりをしています。

日ごろから防災訓練や、防災用品の備蓄を行い、災害発生時には、避難所の運営や要支援者の支援活動を行うなど、防災組織として緊急時に備えています。

## 笑顔あふれるまちを一緒に作りましょう!

### 楽しい行事やイベントを開催します。

運動会・夏祭りなど様々なイベントを開催し、気軽に交流する場を設けています。また、子育て支援や高齢者の見守りなど、地域の方が生き生きと暮らせるまちづくりをしています。

### きれいな町をつくります。

公園の草取りや地域施設・ごみ集積所の清掃など、まちの美化を進めるとともに、資源物の集回収などごみの削減活動にも関わっています。

### 身近な情報をいち早く提供します。

行政の広報紙などを配布し、地域の情報をお知らせします。また、自治会独自の広報誌やホームページで情報発信しています。

磯子区連合町内会長会 検索

<http://www.isogo-kurenkai.net/>

磯子区連合町内会長会  
TEL 045-750-2391

※自治会町内会によっては、実施していない行事もあります。

自治会町内会の一般的な活動について、簡単に説明しています。

地域振興課に提出された加入申込書は、会長あてに転送します。

### 自治会町内会加入申込書

**申込み・ご相談方法**  
どちらかにし点を付け、必要事項記入のうえ FAX送信または下記までお持ち下さい。

加入を申し込みます  
 加入についての相談をしたい

年 月 日

住所 〒 235 - □□□□  
磯子区

(マンション名・居室番号も記入願います)

フリガナ  
氏名

電話番号 (携帯) □□□□ - □□□□

【確認したいことがあればご記入下さい(例:会費額など)】

※この加入申込書の情報は、目的以外には使用しません。

**磯子区連合町内会長会事務局**  
(横浜市磯子区榮新 地域振興課内)  
TEL 750-2391 FAX 750-2534

○加入促進チラシ

(表)



A4 両面のチラシです。

(裏)



自治会町内会で配布にご協力  
いただける場合は、地域振興  
課にお問い合わせください！

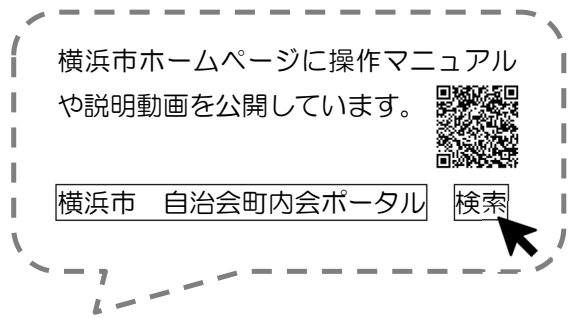
# 資料 5

## ○自治会町内会ポータル

地域活動推進費補助金の申請等の手続きを、パソコンやスマートフォンからオンラインで行うことができます。

### <オンライン申請可能な項目>

- ① 補助金申請
  - ・地域活動推進費補助金
  - ・地域防犯灯維持管理費補助金
  - ・町の防災組織活動費補助金
- ② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出
- ③ 委嘱委員の推薦届出
- ④ 防犯灯新設・移設に係る申請



トップページ

The screenshot shows the '南区単会01-A 管理者' (South Ward Single Association 01-A Manager) interface. It features a navigation bar with 'ホーム', '通知', 'ヘルプ', and '南区単会01-A 管理者'. The main content is organized into four numbered sections: 1. 現況届の管理 (Current Status Report Management), 2. 決算・予算の管理 (Financial Management), 3. 添付書類 (Attachments), and 4. 補助金申請 (Subsidy Application). Each section contains a list of tasks with progress indicators (0% and '未登録'). A right-hand sidebar includes 'お知らせ' (Notice), 'ヘルプ' (Help), '関連リンク' (Related Links), and a search bar.

自治会町内会ポータルコールセンター  
【電話番号】045-577-4295  
【開設時間】令和8年4月1日(水)～6月30日(火)  
平日 午前9時～午後8時  
土日祝 午前10時～午後5時

----- 第3章 -----

各種団体委員の推薦

-----

## ★ 各種団体委員一覧

委員名	活動内容
消費生活推進員 (※)	消費生活トラブルを未然に防ぎ、地域における安全で快適な消費生活を推進し、消費者トラブルに遭わない安全な地域づくりを目指して活動をしています。
スポーツ推進委員 (※)	地区単位のスポーツ事業の企画・実施を行うとともに、区や市のスポーツ・レクリエーション事業へ従事しています。
青少年指導員 (※)	地域社会での青少年の自主的な活動と、その育成組織の活動を推進し、青少年の健全育成を図ることを目的に活動しています。
民生委員・児童委員 主任児童委員	厚生労働大臣から委嘱される非常勤特別職の地方公務員で、地域住民の福祉や生活援助活動など、地域福祉の推進役として相談援助活動や行政・専門機関との連絡調整などの活動をしています。
保健活動推進員 (※)	地域における健康づくりの推進役、行政の健康づくり施策のパートナー役として、地域への正しい健康情報の伝達や健診の普及啓発などの活動をしています。
環境事業推進委員 (※)	「ヨコハマ プラ 5.3 計画」に基づき、プラスチック分別拡大に伴う、プラスチックの削減、脱炭素化に向けた 3R 行動の推進、地域の美化活動や清潔の保持等に取り組んでいます。
家庭防災員	地域における防災活動の担い手として活躍していただくことを目的とした研修を受講し、地域の防災訓練等において、研修で得た知識・技術を還元していただくことを期待するものです。
明るい選挙推進協議会推進員 (※)	明るい選挙の実現、投票参加の推進を目的に、各種選挙時及び平常時における明るい選挙啓発運動の企画及び実施していただきます。
各種統計調査における調査員	国勢調査や住宅・土地統計調査をはじめとする大規模な統計調査を実施する際に、説明会への参加、各調査対象への調査票の配布・記入依頼、調査票の回収・区役所への提出を行っていただきます。

(※) の記載のあるものは、自治会町内会ポータルでの申請ができます。  
詳細は 42 ページの資料 5 をご参照ください。

任期	推薦依頼時期	申請先・問合せ先	頁
2年	<u>令和8年11月</u> (隔年) (委嘱日：令和9年4月1日)	地域振興課地域活動係 ☎750-2392	46
2年	<u>令和8年11月</u> (隔年) (委嘱日：令和9年4月1日)	地域振興課区民活動支援担当 ☎750-2395	47
2年	令和9年11月 (隔年) (委嘱日：令和8年4月1日)	地域振興課区民活動支援担当 ☎750-2393	48
3年	令和10年5月 (一斉改選時・予定) (委嘱日：令和10年12月1日)	福祉保健課運営企画係 ☎750-2411	49
2年	<u>令和8年11月</u> (予定) (委嘱日：令和9年4月1日)	福祉保健課健康づくり係 ☎750-2445	50
2年	<u>令和8年11月</u> (委嘱日：令和9年4月1日)	資源循環局磯子事務所 ☎761-5331	51
なし	<u>毎年 4月～5月</u>	磯子消防署総務・予防課予防係 ☎753-0119	51
2年	<u>令和8年11月</u> (委嘱日：令和9年4月1日)	総務課統計選挙係 ☎750-2316	52
なし	調査実施年の4～6月頃 (国勢調査は調査実施年の2～5月頃)	総務課統計選挙係 ☎750-2316	52

各種団体委員につきましては、基本的に各自治会町内会から推薦をいただいた方に対して、委嘱をしています。各種団体の方々の活動は、自治会町内会と密接に関係していることから、自治会町内会との連携が不可欠となっています。

各種団体委員の推薦につきまして、ご理解とご協力をお願いします。

## 1 消費生活推進員の推薦

(地域振興課地域活動係：750-2392)

消費者被害未然防止や食の安全、環境などの消費生活に関する知識の普及及び消費者の自主的な活動を推進すると共に、市が実施する消費生活に関する施策への協力など、区民の安全で安心な消費生活の実現のために活躍していただく消費生活推進員を2年任期で委嘱しています。

消費生活推進員の推薦にあたりましては、特に人数の定めはありません。自治会町内会に適任者がいましたらご推薦ください。

なお、推進員の活動は地区単位で様々な企画・実施を行っています。講習会などの要望がありましたら、お声をかけて下さい。地域の皆様に活動内容をお知らせするため、年1回「いそご消費生活だより」を発行しています。

### (1) 定例的な会合

地区代表会議（地区代表が出席/毎月第1火曜日（8月は除く）10時～/1時間程度）

### (2) 区全体で行う主な活動

消費生活教室の開催（年1回）、磯子暮らしのセミナーの開催（年1回）、こども消費生活セミナーの開催（年1回）、合同会議（年2回）、「得トク生活フェスタ」の開催（年1回）、「いそご消費生活だより」の発行（年1回）

### (3) 地区で行う主な活動

地区会議（月1回）、消費者被害未然防止に関する啓発講座等の開催、その他消費生活に関する啓発講座等の開催、環境に配慮した購買行動の推進、パネル展示等の広報活動、商店街・メーカー等の意見交換・懇談会等

◎任 期：2年（原則通算3期6年まで）

◎依頼時期：11月

◎推薦基準：18歳以上の横浜市在住者

## 2 スポーツ推進委員の推薦

(地域振興課区民活動支援担当：750-2395)

地区単位のスポーツ事業の企画・実施を行うとともに、区や市のスポーツ・レクリエーション事業へ従事しています。

スポーツ推進委員の推薦にあたっては、地域の実情に応じた人数（自治会・町内会で必要な人数）を推薦いただきます。推薦いただいた方については、市が委嘱しています。

スポーツ推進委員の任期は2年と定められています。2年間活動していただける方の推薦をお願いいたします。

なお、スポーツ推進委員の活動を地域の皆様にお知らせするため、年1回広報誌「スポーツいそご」を発行しています。

### (1) 定例的な会合

定例会（地区会長・副会長が出席/毎月（8・12月以外の）第2火曜日19時~/1時間程度）

### (2) 県・市全体で行う主な活動

県スポーツ推進委員大会参加（2月）、市スポーツ推進委員大会参加（1月）、世界トライアスロンシリーズ横浜大会従事（5月）、八景島トライアスロンフェスティバル大会従事（9月）、横浜マラソン大会従事（秋）

### (3) 区全体で行う主な活動

ドッジビー体験会開催（通年）、輪投げ大会開催（3月）、スポーツ研修会開催（夏・冬）、広報誌「スポーツいそご」発行（3月）、磯子まつり従事（9月）、磯子区民駅伝大会従事（冬）

### (4) 地区で行う主な活動

歩け歩け大会開催（年1回程度）、健民祭従事（秋）、地区七福神めぐり従事（1月）、グラウンドゴルフ・ペタンク・モルック大会等地域スポーツ大会開催（随時）

◎任 期：2年

◎依頼時期：11月（隔年）

※ 平成23年8月24日の「スポーツ基本法」施行に伴い、「体育指導委員」の名称が「スポーツ推進委員」に変更されました。

◎推薦基準：18歳以上の横浜市在住者のうち、新任者は改選期日現在原則65歳未満、再任の場合は改選期日現在原則70歳未満の方

### 3 青少年指導員の推薦

(地域振興課区民活動支援担当：750-2393)

青少年の健全育成を図ることを目的として地域社会における青少年の自主的活動と、その育成組織の活動を推進するために設置されている制度です。

青少年指導員の推薦にあたっては、自治会・町内会単位に推薦いただく人数をお示ししています。推薦いただいた方については、市が委嘱しています。

なお、青少年指導員の活動を地域の皆様にお知らせするため、年1回広報紙「青指だより」を発行しています。

#### (1) 定例的な会合

常任委員会（地区会長・副会長・各部会長が出席/毎月（8・1月以外の）第二火曜日 19時～/1時間半程度）

#### (2) 県・市全体で行う主な活動

県青少年指導員大会（年1回）、市青少年指導員大会（年1回）、全市一斉統一行動パトロール活動、全市一斉統一行動キャンペーン活動、社会環境実態調査

#### (3) 区全体で行う主な活動

いそごこどもまつり（11月）、紙ヒコーキ大会（9月）、研修会（年1～2回）、学習会（年1回）、夏休み作品教室（7・8月）、磯子七福神めぐり（1月）、磯子まつり従事（9月）

#### (4) 地区で行う主な活動（地区により内容は異なる）

防犯パトロール、ペットボトルロケット製作、地区文化祭、羽根つき大会、書き初め大会、ウォークラリー、地区健民祭従事（10月）、ものづくり 他

◎任 期：2年

◎依頼時期：11月（隔年）

◎推薦基準：18歳以上の横浜市在住者のうち、新任者は改選期日現在原則70歳未満、再任の場合は改選期日現在原則75歳未満の方

## 4 民生委員・児童委員、主任児童委員の推薦

(福祉保健課運営企画係：750-2411)

民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣及び横浜市長から委嘱される特別職の公務員です。

地区の住民からの相談・援助や行政との連絡・調整など、地域福祉の推進役としてその活動分野は多方面にわたります。主任児童委員は、民生委員・児童委員の中でも児童福祉に関する事項を専門的に担当していただいています。

民生委員・児童委員の選出にあたっては、その地区の自治会町内会の皆様をお願いして推薦母体となる「地区推薦準備会」(主任児童委員の場合は連合町内会単位の「連合地区推薦準備会」)をつくっていただき、委員にふさわしい方の推薦をお願いすることになります。「準備会」から推薦いただいた方を、区から市へ、市から国へと推薦し委嘱されます。

### (1) 定例的な会合

#### ア 定例会(8月と1月は休会)

地区会長、副会長が出席/毎月第2火曜日 14時~/1時間半程度

#### イ 主任児童委員連絡会(8月と1月は休会)

各地区主任児童委員が出席/毎月第3火曜日 10時00分~/1時間程度

### (2) 全体で行う主な活動

「民児協いそご」の発行(年2回)、磯子まつりへの参加(年1回)、磯子区民生委員児童委員協議会ホームページの運営(通年)

### (3) 日常の主な活動

住民の生活状況の把握、援助を必要とする人への相談・助言・援助、地域支えあい事業(ひとり暮らし高齢者等の見守り・訪問活動)の実施、福祉サービスの情報提供、社会福祉関係の事業者との連携・支援、行政機関への協力

◎任期：3年

◎依頼時期：5月(一斉改選時・予定)

## 5 保健活動推進員の推薦

(福祉保健課健康づくり係：750-2445)

地域における健康づくりの推進役、行政の健康づくり施策のパートナー役として活動していただく「保健活動推進員」を、各町内会から推薦いただき、市長が委嘱しています。

急速な高齢化に伴い、生活習慣を改善し、健康の維持増進を図ることがますます重要になっている中で、健康づくりを地域ぐるみで推進する風土を作るとともに、地域への正しい健康情報の伝達や健診の普及啓発など、自らが楽しく健康づくりに取り組むとともに地域の健康づくりを推進することが期待されています。

### (1) 定例的な会合

定例会（地区会長・副会長が出席/年5回（5・7・11・1・3月）13時半～/  
1時間半程度）

### (2) 区全体で行う主な活動

町の健康づくり活動報告会の開催（年1回）、全体研修会の開催（年1回）、「保健活動推進員だより」の発行（年1回）、保健活動推進員研修会（年2回）

### (3) 地区で行う主な活動

体力測定会、ウォーキングイベント、がん検診・特定健診啓発、受動喫煙防止の啓発、子育て中の方への支援や高齢者支援など、地域の要望に応じた活動等

◎任 期：2年（現在の任期）

◎依頼時期：11月（予定）

## 6 環境事業推進委員の推薦

(資源循環局磯子事務所：761-5331)

「ヨコハマ プラ 5.3 計画」に基づき、プラスチック分別拡大に伴う、燃やすごみに含まれるプラスチックごみの削減、脱炭素社会に向けた 3 R 行動の推進、地域の美化活動や清潔の保持等に取り組んでいただきます。推薦にあたっては、自治会・町内会から 1 名の推薦を基本としますが、地域の実情によっては複数名の推薦をいただき、市長が委嘱しています。また、任期は 2 年間となります。

### (1) 定例的な会合

定例会（地区会長が出席/年 4 回（6・9・11・2 月に開催/10 時から 1 時間程度）

### (2) 主な活動

- ア 各自治会町内会区域内のごみ集積場所における分別排出及びごみ出しマナーの実践・啓発活動
- イ 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動
- ウ 各自治会町内会での一斉清掃等の地域清掃活動の推進
- エ 区役所、自治会町内会と連携した、不法投棄やポイ捨て防止等、清潔できれいな街づくりの推進
- オ 地域住民へのごみの分別と減量・3 R 行動を中心とした脱温暖化の取組・地域美化等に関する情報の提供
- カ 住民から 3 R 行動や美化活動等に関する相談があった場合の行政機関への連絡

◎任 期：2 年

◎依頼時期：11 月

## 7 家庭防災員研修受講者の推薦

(磯子消防署総務・予防課予防係：753-0119)

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するためには、「自助」とともに「共助」の重要性がますます高まっています。

家庭防災員は、各自治会町内会から推薦、または個人で申込みのあった方に、研修を通じて自らの家庭を守るための知識や技術を身に付けていただくとともに、共助の重要性についても理解を深めていただくことで、地域における防災活動の担い手として活躍していただくことを目的として行なっています。

研修をお受けいただいた方には、「家庭防災員研修修了証」が交付されます。

### <主な活動>

火災、救急や地震・風水害などの知識、技術を修得するための研修を年数回に分けて実施します。(再受講可)

◎任 期：なし

◎依頼時期：4 月

## 8 明るい選挙推進協議会推進員の推薦

(総務課統計選挙係：750-2316)

明るい選挙の実現、投票参加の推進を目的に、各種選挙時及び平常時における明るい選挙啓発運動の企画及び実施をしていただく、明るい選挙推進員の推薦をお願いしています。

### <主な活動>

磯子まつりなど区内イベントでの啓発活動（年1～5回）、選挙啓発イベントでの啓発活動（年1回）、磯子区明るい選挙推進研修会への参加（年1回）、横浜市・区明るい選挙推進大会への参加（年1回）、街頭啓発（選挙時）

◎任期：2年（現行推進員の任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）

◎依頼時期：11月（次期推進員の依頼は、令和8年11月にさせていただく予定です）

## 9 各種統計調査における調査員の推薦

(総務課統計選挙係：750-2316)

国勢調査や住宅・土地統計調査をはじめとする大規模な統計調査を実施する際に、各自治会町内会に調査員の推薦をお願いしています。

### <主な活動>

調査員説明会への参加、調査票の配布・記入依頼、調査票の回収・区役所へ提出

◎依頼時期：調査実施年の4月～6月頃（国勢調査は調査実施年の2～5月頃）

---

## 参 考 资 料

---

## 第5期磯子区地域福祉保健計画「(愛称) スイッチON磯子」(令和8～12年度)

(福祉保健課事業企画担当：750-2442)

磯子区地域福祉保健計画とは、磯子区に暮らす全ての人がある人らしく安心して幸せに暮らしていくことを目指して、私たち一人ひとりや家族、地域、団体、施設、公的機関などが、それぞれできることに「みんなで」取り組み、区が一体となって進める計画です。

基本理念「誰もが幸せに暮らせるまちをみんなでめざす」のもと、3つの「基本目標」を掲げており、区全体の取組の方向性を示した「区全域計画」と、地区連合町内会の単位で地域の皆さんが主体となって策定・推進する「地区別計画」から構成されています。

現在は第5期計画を推進しています。

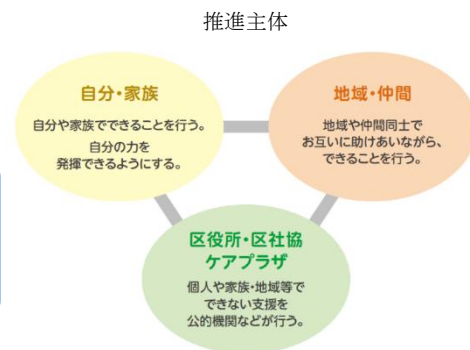
計画の詳細はこちら▶



### <区全域計画の推進>

区民一人ひとり、団体・関係機関が協力しながら進めていきます。

- 基本目標Ⅰ お互いに認めあい 自分らしく暮らせるまち
- 基本目標Ⅱ つながりを通して 健やかに暮らせるまち
- 基本目標Ⅲ 共に支えあう お互いさまのまち



### <地区別計画の推進>

各地区の「地区別計画推進組織(スイッチ ON 磯子〇〇地区推進委員会等)」が中心となり、身近な地域(単位自治会町内会など)での活動を推進しています。見守り・訪問活動等の地域支えあい活動(※)や、食事会・サロン活動、地域福祉保健に関する講演会・研修会、防災・減災に向けた活動、ウォーキング・体操・レクリエーション等の保健活動、異世代交流などを通して、地域の方々による支えあいの体制づくりを進めています。

※見守り・訪問活動が円滑に実施されるようにするため、必要に応じて区から「磯子区地域支えあい活動訪問員証」を交付しています。

訪問員証の詳細はこちら▶



## 災害に備えた要援護者支援の取組について

(福祉保健課事業企画担当：750-2442)

地震などの災害が起こった際、自力で避難することが困難な方（災害時要援護者）の安否確認や避難支援等には、地域における助け合い（共助）が大きな力を発揮します。そのためには、要援護者の情報を地域で把握し、日頃から顔の見える関係づくりを進めておくことが重要です。

要援護者の情報を把握するには、主に次のような方法があります。

- ①手上げ方式：自治会町内会が名簿への登録について周知し、自ら登録を希望する方を地域で募ることにより名簿を作成する方式
- ②同意方式：区役所から対象者へ、協定を締結した自治会町内会に提供する名簿への登録について同意確認を行い、同意があった方の個人情報（名簿）を提供する方式
- ③情報共有方式：区役所から対象者へ、協定を締結した自治会町内会に提供する名簿への登録について事前通知を行い、拒否の意思表示がない限り、個人情報（名簿）を提供する方式

磯子区では、すでに多くの自治会町内会で自主的に名簿を作成（①手上げ方式）し、訪問等に活用しています。また区役所でも、協定を締結した自治会町内会または地区連合町内会を対象に名簿の提供（②・③）を行っています。

区役所ではこの他にも、災害時要援護者支援の取組事例の紹介や災害に備えた物品（災害時安否確認バンダナ等）の配布など、地域における日頃からの取組の支援を行っています。

### 【問合せ先】

内容	担当課	問合せ先
災害時要援護者名簿	高齢・障害支援課 高齢・障害係	750-2490
災害時要援護者支援の取組事例集リーフレット	福祉保健課 事業企画担当	750-2442
災害時安否確認バンダナ	総務課 危機管理・地域防災担当	750-2312

## 〇〇自治会（町内会）規約（会則）[例]

この規約は、自治会・町内会設立に際して新たに規約を作成するための参考として例示したものですので、地域の実情にあった規約をお作りいただきたいと思います。

なお、この規約は、一般的な例を載せたもので、地方自治法による法人格を取得しようとする場合は、同法の規定に則った内容とする必要がありますので、詳しくは区役所地域振興課にお問合せください。

### 第1章 総 則

（名称及び事務所）

第1条 本会は、〇〇会（以下「本会」という。）と称し、主たる事務所を横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号に置く。

（注）「事務所を会長宅に置く。」とすることも可能です。

（区域）

第2条 本会の区域は、横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号から〇番〇号までの区域とする。

（会員）※

第3条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

3 本会へ入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

※ 法人（賛助）会員等、一般会員と取り扱いの異なる種別を設ける場合には、規約に明記してください。

（目的）

第4条 本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

（事業）

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事
- (2) 清掃、美化等の環境整備に関する事
- (3) 防災、防火、交通安全に関する事
- (4) 住民相互の連絡、広報に関する事
- (5) 〇〇会館の維持管理に関する事
- (6) . . . . .

### 第2章 役 員

（役員の種別）

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名

- (3) 会計 ○名
- (4) ○○部長 ○名
- (5) 班長 各班1名
- (6) 監事 ○名

(注) 部長、班長等は、会の規模等の必要に応じて設置してください。

(役員を選任)

第7条 会長、副会長及び監事は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 部長は、会員の中から、会長が委嘱する。
- 3 班長は、各班の会員の中から、互選により選出する。
- 4 監事は、会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 部長は、会長の命を受けて、会務を分担する。(例：総務担当、広報担当、環境整備担当、防犯担当、交通安全担当、福祉担当、青少年担当、会館担当等)
- (5) 班長は、会員との連絡調整にあたる。
- (6) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員任期)

第9条 役員任期は○年とする。但し再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第10条 役員が規約(会則)に違反し、又は本会の名誉を傷つける行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

### 第3章 総 会

(総会の構成)

第11条 総会は、全会員をもって構成する。

(総会の種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年○月に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、全会員の○分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第1項第6号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の○日前までに通知しなければならない。

(総会の審議事項)

第14条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) . . . . .
- (6) その他の重要事項

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

(注) 「総会の議長は、会長とする。」とすることも可能です。

(総会の定足数)

第16条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) . . . . .

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人○名以上の署名押印をしなければならない。

## 第4章 役員会

(役員会の構成)

第19条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

(役員会の招集)

第20条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の審議事項)

第21条 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) . . . . .

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## 第5章 会 計

(経費)

第22条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会費) ※

第23条 本会の会費は、1世帯あたり月額〇円とする。

※ 会費免除会員を設ける場合や、法人（賛助）会員に一般会員と異なる会費を設定する場合には、その内容を規約に明記してください。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 雑 則

(委任)

第25条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、別に会長が定める。

附 則

この規約（会則）は、〇〇年〇月〇日から施行する。

## 町内会館(集会施設)利用規約(例)

この規約は、町内会館（集会施設）を運営するための参考にしていただくために作成したモデル案です。

### 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規約は、〇〇自治会(町内会)(以下「自治会」という。)所有の町内会館（横浜市〇〇区〇〇町番地所在）の運営を円滑に行うため設けるものである。

(会館の呼称)

第2条 本会館は、〇〇自治(町内)会館（以下「会館」という。）と称する。

(会館の定義)

第3条 会館は、会員相互の利益と福祉の増進を図るとともに、会員の親睦を高める場として、会議、会合、サークル活動等の利用に供するため、会員の合意に基づく出資により設置した建物及びその他の付帯設備をいう。

### 第2章 運 営

(運営委員会)

第4条 会館の運営を民主的に行なうため、運営委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

(委員会の構成)

第5条 委員会の構成は、各専門部代表及びその他会員により組織する。

2 委員会の定員は、〇〇名とする。

(委員会の権限)

第6条 委員会は、会館運営の監督権及び決定権を持つ。

2 委員会の運営にかかる詳細については、別に定める。

### 第3章 会館使用

(利用申請)

第7条 会館の利用を希望する者は、所定の申請書により利用する日の〇〇日前までに委員会に申請するものとする。

(利用許可)

第8条 会館の利用は、自治会活動に支障のない限り、許可するものとする。ただし、次の項目に該当する場合は、委員会は許可を与えないことができる。

- (1) 騒音、その他近隣に迷惑をかける恐れのあるとき。
- (2) 自治会の承認を得ない営利事業。
- (3) その他管理上支障のある場合。

(利用時間)

第9条 会館の利用時間は原則として次のとおりとする。

午前〇〇時から午後〇〇時までとする。

ただし、委員会で認めた場合は、この限りではない。

## 第4章 その他

(経費負担)

第10条 会館を利用する者は、光熱費、水道料その他の経費を負担する。

\* (利用料金の金額は、団体ごとに別に定める。)

2 料金の納入は、委員会に前納するものとする。

3 自治会活動に伴う会議行事等で使用する場合は、無料とし、その他委員会で特に認めたものは、免除又は減額することができる。

(利用者の義務)

第11条 会館を利用するときは、次の事項を守るものとする。

(1) 利用責任者を決めること。

(2) 利用時間を守ること。

(3) 利用にあたっては、器具、備品等を丁寧に取扱い、室内を汚損しないこと。

(4) 火気使用には特に注意し、後始末を完全に行うこと。

(5) 利用終了後は、片付け及び清掃をすること。

(6) その他、委員会の指示に従うこと。

(その他)

第12条 この規約に定められていない事項は、委員会で協議決定し、自治会役員会の承認を得るものとする。

2 この規約の改廃は、自治会総会の議決により定める。

附 則

この規約は、〇〇年〇月〇〇日から施行する。



ISOGO International Lounge  
いそご多文化共生ラウンジ

# いそご多文化共生ラウンジが 地域イベントを応援します！

日本で暮らす外国人が増える中、いそご多文化共生ラウンジには、地域の皆様から「自治会町内会の活動に入ってくる外国人のきっかけがない」「外国人と交流する機会がない」という声が届いています。そこで、外国人住民が地域のイベントに参加するきっかけづくりと交流を応援します

## 応援内容（2時間程度）

先着順

- ・外国人と一緒にごみ分別ゲーム（参加賞あり）
- ・夏まつり等イベントチラシの多言語版チラシの作成
- ・多文化交流ブース（いそご多文化共生ラウンジの紹介）
- ・当日の通訳/外国人の生活相談

言語、日程等の条件や内容によってはお手伝いできない場合もございます。予めご了承ください。  
テントは主催者でご用意をお願いいたします。

01

### ごみ分別ゲーム

魚つりのようにごみをつって分別を行うゲームです。子どもから大人まで楽しみながら、ごみの分別を学ぶことができます



02

### 多文化交流ブース

民族衣装の展示、モンゴル占い、世界のクイズ他、外国人住人向け防災情報、区内日本語教室の紹介、子育ての情報提供をします



03

### 多言語版チラシ作成

イベントチラシの多言語化は、タイトル・日時・会場程度を予定しております。また、ボランティア募集のチラシ作成にあたり、多言語化のお手伝いも可能です



お問合せ・お申込み

いそご多文化共生ラウンジ



045-367-8492



info@isogo-lounge.com

磯子区役所 地域振興課



is-kokusai@city.yokohama.lg.jp